

き點なきに非ず然れども之を行ふに當りて若し其當籤金額を多額にし若くは抽籤を屢々行はしむるに於ては多數の膏血を絞りて少數を潤し節約の美德を奨励せしめて却て人民を遊惰放逸に導き賭博に依りて衣食する無頼の徒と化せしむるの恐れあるか故に最も此點に注意し籤數を多くして多數をして當籤せしむるを計らざるべからず要するに富籤付國債は德義上の非難は免れずと雖も若し之に依りて節儉の美德を奨励するを得るに於ては強ち委棄すべしに非ざるなり然れども此種の國債は政府の手數非常に煩雜にして又巨額の資金を要する場合に在りては豫定の額を得ると能はざるの恐れあるか故に唯時に是に依りて政府人民俱に利するところあるも巨額の國債を募集する場合に行ふべきもの非ず而して又若し之を濫用するに於ては隱然人民の賭博心を挑發し法律を犯して顧ざるの弊風を馴致するか故に周密なる注意を要するものなり佛國に於ては屢々之を發行し又土耳其古道鐵會社「バルレタ」府等に於ても之を發行せり

國債發行に就ては又特別募集なる一の方法あり此方法は政府か道路、港灣、運河等の事業を起すに當りて是等の事業に密接の關係を有する地方より低利の借入を爲すものにして最も有利の方法なりとす即ち是等の事業は一般の利益を増進するものなりと

雖も殊に其關係地方の繁盛を來し他の地方に比すれば多くの利益を享有するか故に最も其事業の完成を熱望し一般の金利より低利の國債にても甘して之か募集に應ずるものなり是を以て政府は其地方に於て特別募集を行ふに於ては低利の國債を以て能く事業を完成し一般人民の負擔を輕うして汎く利益を増進せしむるを得へし佛國に於ては屢々此法に依りて國債を募集し「ハーヴル」「マルセイユ」「ドンケルク」「ローアン」「カレ」等の築港事業に要せる資本の大部分は其地の商業會議所より借入をなし是に依て鎮臺を設置したる數は八十五ヶ所の多きに達せりと云ふ以上國債募集の大体を説明せるか故に更に募集の細目に就きて少しく述ふる所あらん

國債の募集に當りて最も注意すべき點は可成的應募者の拂込を容易にし經濟上に及ぼす影響を尠からしむるに在りとす而して此の如くするには拂込の回數を多くするに在り若し回數にして少く又急速に巨額の拂込を爲さしめんか之に應ずる資力ある者と雖も資本を抱て國債募集を待つ者なきか故に一時借入を爲さるへからず此の如くなれば資本の借入は遽かに起りて市場は忽ち金融の逼迫を告げ經濟界を擾亂すると夥しく又小資産者か節約を以て募集に應ずるか如きは到底此場合に行ふ能はざるなり故に一般人民より汎く募集し且つ容易に資金を得んとするには可成的其拂込



回数を多くすへきものなりとす然れども急劇の必要に迫れる場合の如きは素より此限りに在らざるなり

國債募集に當りて應募者か其應募の申出と同時に納むる所の拂込を稱して之を保證拂と云ふ保證拂は即ち各人間の取引に於ける手合金と同一にして應募者をして此保證拂を爲さしめざるに於ては拂込の期限を誤り或は全く拂込を爲さざる者を生し政府は豫定の収入を得ると能はざるの恐れあり故に何れの國に於ても皆申出額の十分の一若くは十分の二を保證拂として拂込せしめ其後一定の期限に拂込を爲すと能はざるものに對しては數日の猶豫を興へて其間の利息を負擔せしめ尙ほ拂込を爲さざるに於ては保證拂を政府に沒收するとを約して拂込を怠るとなからしむるを常とす國家の信用鞏固にして經濟界に異狀を呈せざる場合に於ては人民は競ふて之か募集に應じ往々其申告額は政府の募集額に超過するとあり此場合に於ては其申込額の幾分を削除して國債を申告人に分配せざるへからず其分配方法に三あり第一を比例法と稱し第二を小額無減法と稱し第三を高價無減法と稱す比例法とは應募者の申込額に比例して國債を分配するものにして例之は一千萬圓の募集に對し二千萬圓の申込ありたりとせば一千圓の申込をなしたる者に對しては五百圓を交付し五百圓の申込

をなしたる者に對しては二百五十圓を興ふるか如し故に此方法は最も公平なりと謂ふへし然れども政府は又細民の貯蓄心を獎勵する爲め或は小資産家に可成國債を興ふる爲めに申込額に一定の額を定め其以下の少額の申込に對しては申込全額を交付し其れ以上の申込に對しては申込額に比例して遞減する方法を取るとあり是れ即ち少額無減法にして常に細民に貯蓄心を勵ますのみならず又政府の一債主たる資格を興ふるか故に是等人民の品性を高め愛國心を盛ならしむるの効あり加之政府財政の整否は直接に自己の利害に影響するを以て是等の人民は自から政府の行爲を監視するの念を生し政治上間接に興ふる利益少しとせず佛國に於ては屢々此法に依りて大に好結果を収むるを得たり次に高價無減法とは申込價格の高き者より順次國債を交付するものにして人民か國債を得んとする念盛なる時に當りては應募者の間に競争を起し申込の全額を得んとして政府の發行價格以上の價格を以て申込を爲し國債價格に打歩を生ずるものなり故に其打歩丈は政府の利益に歸するものなりとす我邦中仙道鐵道公債、海軍公債、整理公債、軍事公債の如き皆此方法にして第一回海軍公債の如きは五百萬圓の募集に對し價格以上の申込額千五百九十七萬千四百圓に達し實收額五百十八萬七千八百圓を得たり



次に國債の發行に就きては二種の方法あり一を間接發行法と稱し一を直接發行法と稱す間接發行法には又委託發行法と委任發行法との二方法あり  
 委託發行法とは政府か利息歩合發行價格等國債に必要な要件を規定し其發行を銀行に代理せしむるものを云ふ我邦今日の發行法は皆是に依り日本銀行をして代理せしめ英國に於ては英蘭銀行をして之を行はしむ故に銀行は唯之を代理するのみにして其募集を完成し得ると否とは毫も關する所に非ず唯手数料を得て事務を行ふに過ぎされは政府は果して其募集の金額を得るや否や料り難きの危険を冒さざるを得ず手数料は募集額に應じて與ふるものと一定の額を與ふるものとの二方法あれども一定額を與ふるは政府の損失なるか故に募集額に比例するを得策なりとす委託發行法は以上述ふるか如くなるか故に政府自から之を發行するに比すれば手数料を損するの不利あるか如くなれども手数料雜にして又現金の取扱を爲すものなれば寧ろ銀行をして代理せしむべきものなりとす而して外債募集の場合の如きは殊に委託發行法は便利にして銀行に於ては海外の銀行家資本家との間に金融上の關係を有するを以て政府自から之に當るに比すれば容易に之を行ふとを得へし  
 委任發行法とは銀行家と特約して國債の引受を爲さしめ銀行家は之を漸次希望者に

讓渡す所の方法を云ふ此法に於ては委託發行の場合と異り銀行は一切の責任を負ふものにして必ず引受けの金額を調達せざるへからす則ち政府は募集の危険を冒すことなくして速に豫定の借入を爲すとを得へし然れども銀行は政府に代はりて其危険を冒す代償として之を再賣して利益を収むるものにして政府よりは低價に引受を爲し時期を見て漸次に之を賣却するものなり委任發行法の得失に就ては從來議論多き點にして之を非難する者は曰く引受を爲さんとす銀行は巨利を占めんとして募集の當初は策略を以て之を下落し其引受を爲したる後は再ひ策略を用ひて其價を高ふして再賣するか故に政府人民共に不利益にして寧ろ政府か直接發行を爲すに如かずと然れども是れ唯事物の半面をのみ觀察せる議論にして委任發行法は論者の言の如く多少銀行をして奇利を占めしむるとなきに非ずと雖元來政府は銀行の如く市場の状況に精通せざるを以て果して幾何の發行價格及び利付を以てすれば豫定の募集を行ふと得へしか甚た不明なるを免れず而して其募集に當りて若し一朝豫定の額を得ると能はさらんか經費の必要に應ずる能はさるのみならず忽ち信用を失墜し延て財政上に非常の困難を生させるを得ず故に政府は自然怯心を生し應募者を誘引する爲めに格外の割引を爲し若くは格外の高利を付し銀行をして之か引受を爲さしむるより



も却て不利益を被るに至るとなしとせず故に直接發行は必ず常に政府及び人民に於て共に利益なりと謂ふと能はざるや明なり而して委任發行か銀行をして利益を壟斷せしむへしとの恐れは必しも除去し難きに非ず即ち特別なる銀行に對して特約を爲さずして汎く國債の募集を公告し公賣法に依るに於ては銀行者間に競争を生し一二銀行か利益の壟斷を許さざるを以て政府は市場普通の價格を以て之か發行を行ひ募集の危険を冒すことなくして而かも急速を要する經費の支拂に應ずるを得へし故に委任發行法は政府か急に資金を要する場合に在りては便利なる方法と謂ふへし然れども此法の缺點とする所は一般の募集に非ざるか故に少額無限法の如く細民の貯蓄心を獎勵するに能はざるなり

直接發行法とは政府自から發行の局に當り募集の危険手數等一切を引受くるものなり我邦に於て嘗て此法に依りたるとありしと雖も甚た不得策なるものにして先きに述べたるか如く市場の状況に精通せざる政府の之に當るは往々怯心を抱きて爲めに損失を招くとなきに非ず人或は國債應募者の非常に多き場合に當り直ちに信用の鞏固を賞し或は國富の豊裕なるを賞讃する者ありと雖も其原因を探究せずして漫に之を賞讃するは實に迂濶の謬見にして政府か市場の状況を知悉せず格別の利益を應募

者に與ふるに於ては其申込額は大に巨額に上るとを得へし現に魯國の「フアストウオ」ラルレンボルク間の鐵道會社の債券は其申込額は募集額の四十倍に上り一八六八年佛國の國債は三十倍の多きに達せり是れ畢竟應募者に法外の利益を與へたるに因るものにして余輩は之を財政上の愚策と認めざるを得ず而して又假令市場の状況平靜にして政府に損失を招くとなくして募集を行ひ得るの見込あるも是等の事務は甚た煩雜にして且つ巨額の現金取扱を爲すものなれば官吏をして之に當らしむるは危険の悞なきを保せず故に直接發行に由らんよりも委任發行に由るを以て得策なりとす以上述ふる所の發行法の得失を約言すれば直接發行は銀行なる機關の具備せる邦國に於ては決して行ふべきものに非ず故に擇ふべきものは唯委任及び委任の二法なりとす是等の二法は各一長一短ありて委任法は豫算の資金を速に得るの長所ありと雖も又少額無減法を行ふ能はず之に反して委任法は少額無減法を行ふて細民の貯蓄心を獎勵し又一に銀行に利益の壟斷を爲さしめざるの利益ありと雖も之に代るに募集の危険を冒し又急速なる資金の必要に應ずる能はざるの不便なきを得ず故に是等二法の得失は唯其當時市場の状況に由りて判すべきものにして絶対に孰れを非孰れを是とも斷定するに能はず然れども大体上より論すれば市場の平穩にして資金の急を



要せざる場合には委託法に依るべく若し信用損して一般募集を爲すと能はず或は資金の急を要するに於ては委任法に依り銀行をして募集に奔走せしむるを以て得策なりとす

次に論ずべき問題は國債證書の記名無記名の得失如何に在りとす元來國債か種々の方面より觀察して多少の弊害あるとは前きに述べたるか如し故に此弊害をして可成的少からしめんとするには之を利用する方法を講せざるべからず是を以て孰れの國に於ても國債證書を以て紙幣發行の準備に充つることを許し或は商事契約の擔保品に使用せられ或は賣買取引に利用せられ今日に於ては金融上に缺くべからざる一要素たるの有様を呈するに至れり如此國債證券は各人の間に移轉して經濟上に裨益を與ふると少からざるか故に政府は出來得る丈其移轉を容易にして以て國債を利用することを計らざるべからず然るに記名國債に在りては其移轉毎に國債原簿に登記を爲さざる可らざるを以て人民か取引上に手数を要すると多く又政府に於ても原簿の整理元利の支拂等に當りて複雑なる手数を免れざるなり之に反して無記名の國債に在りては恰も手形と同じく自由に移轉するを得べきか故に頻繁なる取引上に使用して少からざる利益を與ふるを得べし故に資本の利殖を勉め何時にても國債を以て流通

貨に引換へ得べき物を要する人民に於ては最も便利なるものと云ふべし然れども國債の應募者は必しも是等の人民に限らず或は國債の利息を以て生計を營まんとする者あるべく或は公共資金の管理者か國債の募集に應ずる者もあるべし此種の應募者に於ては移轉の必要なさか故に寧ろ記名國債を望むものにして記名國債は所有權を二重に證明するか故に火災盜難より生ずる危険を免ることを得べし是を以て記名無記名の得失に就ても一概に論ずると能はず寧ろ應募者の望に従ひ之を與ふるを以て便利なりとす而して又記名國債或は無記名國債孰れを與ふるも所有者の請求に依りて相當の手敷料を徴收して書換を許すに於ては最も所有者に於て便利にして又經濟上に裨益を與ふるとを得べし

本章を終るに臨んで國債課税の可否に就て少しく論ずる所あらん  
國債の遺傳讓與及び所得に對して租税を課するの可否に就ては從來議論ある點にして未だ一定の歸着を見ず非課税論者の論據とする所は第一國債に課税するに於ては政府の信用を害するに至る第二政府は負債方にして國債所有者は債主なれば之に租税を課する不條理なり第三國債に課税するに於ては證券の價格下落し政府は却て損失を招くに至るべしと以上非課税論者の主張する重なる論據にして佛國に於ては此



議論最も盛に行はれ屢々課税の議論起りたりしと雖も常に躊躇して決せず然れども余を以て之を觀れば是等の議論は甚だ理由なきものにして凡そ租税の必ず一般普及を要し決して不公平なるへからざるとは前編に於て詳論したるか如し然れども如何なる種類の租税と雖も多少不公平の之に伴ふは免れ難き通弊にして政府は常に之か矯正に勉めざるはなし然るに國債に限りて租税を免するは故らに人為を以て課税の不公平を作為するものにして既に一般財産及び収入に課税する以上は同しく一種の財産にして又収入を生ずる國債に限りて之を免税すべき理由は決して見出すと能はず論者或は之を以て政府の信用を害すと爲せども斯の如きは却て政府の資格を一個人の負債者と全然同一の地位に下し威信を損し政府の本質を誤るものと謂はざるを得ざるなり次に又政府は負債方にして國債の所有者は債主なれば之に租税を課するは不條理なりと爲せども租税を課するは負債方たるの資格を以てするに非ずして一國政府の資格を以てするものなり故に一國の政費を支辨する爲めに一切の課税物に對して公平に租税を賦課するは政府の職務にして國債の債主たる理由を以て之を免税するは政府の職責を紊るものと謂はざるを得ず次に又非課税論者の憂ふる所は國債に課税するに於ては其價格を低落すへしと云ふに在り然れども是れ亦深く憂ふるに

足らず現に之を伊太利の實際に徴するに該國に於ては財政益々困難を來せるよりして一八六四年以來國債に對し他の動産と等しく其所得に一割三分二厘の重税を賦課せり然るに其年以來國債の價格は却て次第に騰貴を來せるを見る是れ非課税論者の怪む所なるへしと雖も元來租税は單に國債のみに賦課するものに非ずして他の財産に對しても等しく課するものなれば國債の利益減すると同時に他の財産よりする收入も亦減せざるを得ず故に資本は國債を去て他の方面に就くか如き恐なく從て其價格又大に下落すへき理由あるとなし

以上論する如くなるか故に國債に對して租税を免するか如きは不正不埋なるものにして米國政府の發行する國債か往々免税を約束するか如きは實に失當の所置と謂ふへし英國に於ては從來所得税として其利息より税額を差引きて之か仕拂を爲せり是れ最も簡便なる方法にして普通の方法に依りて所有者に課税するに於ては記名國債は脱税の恐れなしと雖も無記名國債は其所有者審ならざるよりして隱蔽遁脱盛行はるゝを免れざるなり然るに此方法に依るに於ては手數簡易にして又決して脱税の恐れなきを得へし而して埃太利伊太利等の如きも亦國債に課税を爲せり

國債に課税するに當りて外人の所有するものに對しても内國人と等しく課税すべき



や否やは亦一の問題にして之を非とする論者は曰く外人は我か治下に在る者に非ず故に之に國內の政費を負担せしむるは毫も以なきにして若し之に課税せんとする場合に於ては條約を以て之を規定せざるべからず假令條約に依りて課税せんとするも外國政府豈他國の政費の負担を肯せんやと然れども余を以て之を見れば外債は政府と外國資本家との合意を以て成立するものなるか故に外人にして利息の幾分を租税として差引くことを承諾するに於ては決して條約を以て規定するの必要なく又政府か租税を課するは畢竟収入を得るを以て目的とするものなれば強て租税の名稱を用ゆるの必要なり而して若し外債に對して租税を免するに於ては奸誘なる内國人は外人の名義を藉りて以て脱税の奸策を圖るに至るべし論者或は之に答て云はん外人の利息仕拂を請求する場合に當り單に利札のみ差出すを許さず其證券を提供せしめ嚴格なる誓詞を爲さしむるに於ては是等の詐偽を防ぐとを得べしと是れ實に笑ふべき淺見にして如此單純なる方法に依りて奸誘を防止せんとするか如きは殆ど兒戯に類すと謂ふべし

以上國債の募集に就て略は論究を終りたるか故に更に一步を進め次章に於て國債の管理方法を論究せんとす

## 第十章 國債の管理

國債の管理法に就きて先づ主として論究すべきものは國債の借換に在り國債の借換とは從來契約の形式を變更する政府の行爲を云ふ故に單に借換と稱するときは其意義廣くして例之は一條件を變更するも借換と稱するを得べしと雖も余か茲に論せんとする所のものは政府か利息を輕減する爲めに在來高利の國債に換ふるに低利の國債を以てする場合に在り而して其借換は政府か權力を以て強制的に行ふものに非ずして任意的に行ふものなり故に此借換を行ふには必ず左の二條件具はらざるべからず

第一 政府は借換を行ふ權利を有すると

第二 借換に依りて政府は利子の支拂を減し得ると

即ち政府若し借換の權利を有せず年金國債若くは償還期限の一定せる國債に對して隨意に借換を行はんか是れ人民の權利を蹂躪して政府は國債の義務を破りたる專制抑壓の暴行と云はざるを得ず故に借換を行ひ得べき國債は永遠國債及び有期隨時仕拂國債の二種にして此種の國債は政府は何時にても償還の自由を有するを以て決し



て國債所有者の權利を侵害するの恐れなし而して借換を爲すに當りて舊國債の所有者に強て新國債の引受を爲さしむるか如きは決して正當なる方法に非す何となれば國債所有者は利子低減の爲めに之か所有を望まざるものなきに非す然らば此等の人民に對して強て新國債を引受しむるは政府の威力を用ひて人民の利益を侵害するものなればなり是を以て借換は須らく人民の自由に任し新國債の希望者に對しては之を行ひ現金の償還を望む者に對しては現金の償還を爲さるへからず次に借換を爲すに於ては必ず政府は是に由りて利息を輕減し得ざるへからず元來國債の管理に當りて最も勉むべき事は利息を減して人民の負擔を輕うするに在りて財務の局に當る者の一日も忘却すへからざる要務なりとす即ち國債の借換は政府の仕拂を減して國庫に餘裕を生し一般人民の負擔を減するか故に従て利益を一般人民に與ふるとを得へし然るに國債の借換は國債所有者たる一部の人民は復た從來の如く多額の利子を得ると能はざらしむるか故に往々是等人民の反抗を惹起するを免れず殊に國債所有者の多數は中産以上の人民なるか故に政治上に多くの勢力を有し往々其借換を妨害して財政上に巨額の損失を與ふるとあり現に佛國の如きは前にも述へたるか如く内閣は民心の離背を恐れて借換を執行すると能はず「アチューポウテ」

氏の言に依れば佛國政府は借換に由りて實際三分七五の低利に引下くるとを得たりと雖も之を斷行すると能はずして六分〇九及び六分二九の高利國債を甘して存するに至れりと云ふ如此佛國か遂に借換を延期するに至りたる所以のものは政府の黨派的意思に因るもの多しと雖も又人々か財政上の知識乏しきより一部奸人の術中に陥り犠牲に供せられたるものにして深く佛國人民の爲めに悲まざるを得ず

國債の借換に就ては又經濟上に及ぼす影響に關し種々の奇怪なる謬見を懷く者あり或る論者は曰く「政府か低利の國債の借換を行ふに於ては金利を低落し従て百般産業の利潤を減し其進歩發達を阻礙する少からずと又或る論者は之に反して「國債の借換は金利を低落するか故に事業家は資本の借入を爲すと容易と爲り従て事業の發達を來すへきか故に國債は産業獎勵の手段なり」と論せり是等の二説は共に笑ふへき謬見にして市場の金利は政府の意思に因りて決して自由に高低するものに非すして之を定むるは一般産業上の状態に由るものなりとす故に政府か國債の借換を行ふは金融上の状態を見て金利の低落したる場合に於てするものにして換言すれば借換は金利低落の結果にして決して其原因に非ざるなり

然らば利子の低落は如何なる原因に由りて生ずるかを探究するに之を三箇に分つと



を得へし即ち第一は市場の回復に在り凡そ政府が巨額の國債を募集する場合は多くは戦時若くは天災地變の起りたる場合にして是等の場合に於ては市場は忽ち變態を呈し人々皆其前途を疑懼して資本の貸出を躊躇するに至るべきか故に従て金利は騰貴し政府が國債を募集せんとするにも同しく高利を付せざるべからず然るに戦争既に歇み事變又鎮靜するに至れば市場は次第に平常に復歸して金利も低落するに至るべし第二は國家信用の回復にして優勢なる外敵に對して宣戰を布告し若くは財政日に非なる場合に募集する國債は起債者たる國家の信用動搖し其將來は實に懸念に堪へざるか故に人民は普通の利子以外に多少冒險の報酬を得るに非されは募集に應ぜざるべし故に勢ひ政府は資本を得るか爲めに高き利子を付せざるべからず然るに交戦は圓滿なる勝利を得又財政整理は着々其歩を進むるに至らんか信用は次第に回復して從來低價に賣買せられたる國債も頓に聲價を復し其騰貴を見るに至るべし故に信用の増進は財政整理の最急務にして政府は勉めて歳出を節約し人民の負擔を輕うするを勉め又公正を重んじて人民の權利を侵害するか如きとなく其義務に屬するものは必ず速に之を完済に勉むるに於ては期せずして財政の整理は信用の増進と併進するとを得へし第三は富の増殖にして交通の便は次第に開けて通商貿易を盛大にし

又科學の進歩は工業上農業上の生産力を増進するを以て富は年一年に増加の實を呈するは今日經濟社會の大勢なりとす則ち富にして増殖せんか勢ひ金利は低落せざるを得ず之を事實に徴するに今日我邦の金利は大約年八分より一割の間に在りと雖も英國の如きは僅に二三分の間に昇降するを見る是れ畢竟富資潤澤の然らしむる所に於て我邦の如きも亦年々富の増殖と共に金利を低落し遂に英國と匹儔するに至るべきや期して待つべきなり如此種々の原因湊合して金利の低落を來すか故に此場合に於ては政府は速に國債の借換を行ひ人民の負擔を輕減するに努めざるべからず以上借換の性質及び其場合を論じたるか故に次に借換の方法に就て少しく論ずる所あらん國債の借換を爲すに當りては政府は可成的新國債を以て直ちに舊國債に引換ゆるの方法を取らざるべからず何となれば若し國債所有者が新國債と引換ゆることを望まざるに於ては政府は之に對して現金を償還せざるべからず而して現金必要の額は國債所有者が新國債を望まざる程度に由りて増減するものにして借換の爲めに巨額の現金を動かさか如きは決して財政の處置宜きを得たりと謂ふと能はず然らば如何にして現金を動かさざるを得べきか他なし新國債を引受くる者に對して或る利益を與ふるに在り或る利益にして與へられんか舊國債の所有者は甘んじて新國債の引受



を爲すを以て毫も現金を動すの必要なきを得へし而して新國債に對して與ふる所の利益は素より舊國債の上に出つへからざるや明にして最も政府の利益にして又人民の喜ぶ所のものは一定の据置期限を定め其期間は國債の償還を行はす所有者をして安心して一定の利子を受けしむるに在りとす据置期限の長短に關しては如何なる標準に據るべきかと云ふに金利の未來の成行を洞見して之に準據すべきものとす即ち市場の金利にして將來急に低落すべき見込あるに於ては先づ据置年限を短くして低落の場合に借換を爲すべき餘地を作らざるへからず之に反して遽かに低落するとなく永く當時の儘に存する見込あるに於ては其期限を長くするも差支あるとなし即ち其標準は甚た不確實にして單に想像に過ぎすと雖も通常經濟の大に發達せる邦國に於ては金利の低落著しからざるものにして經濟の程度未だ幼稚なる新進國に在りては著しき低落を見るものなれば財務の局に當る者は大に其國經濟の老壯如何に注目せざるへからず而して茲に据置期限に關して一の注意すべき點あり右に述ふるか如く据置期限の長短は大に國債所有者の利害に關係し其期限にして長からんか後年市場の金利低落せる場合にも尙ほ一定の利子支拂を受くるを得るか故に人民は其當時市場の金利より多少低き利付にても喜んで之か借換に應ずるものなりとす然れども

是れ目前の少額なる節約の爲めに後年巨額の損失を招くものにして財政上策の得たるものに非ず然るに一般人民の財政上の知識に乏きより偶々市場の歩合より低利の借換を爲すに於ては之を以て漫然當局者の技倆に歸し盛に稱贊する者あれども其實は寧ろ非難すべき失計なりと謂ふへし

次に各國政府か借換の歴史に付て最も簡短に之を叙述せん

英國に於ては前世紀以來屢々借換を决行せり其初め法律上の利子歩合は六分なりしか一七一五年五分利付平價國債を募集し得たるを以て政府は從來存せる六分利付國債の借換を斷行し國債の利子三十二万二千鎊を利せり爾來一七二九年一七五〇年一七五七年巨額の借換を爲し是に由りて利子を利益せる額は合計百二十六万七千鎊に達せり之を今日より見れば其額甚た僅少なるか如しと雖も當時政府の總歲出僅に七百万鎊内外にして其の内國債の爲に三百万鎊以上を支出したる時代に在りては實に巨額の節約なりと云ふへし爾後一八二三年に至る迄戰爭歇むとなく爲に借換を行ふ能はさりしか同年五分利付國債を四分に借換へ一八五四に至る迄に利息仕拂を節約せる額は殆ど五百万鎊に達せり後一八八八年に至り時の大藏大臣グーシエン氏は三分利付國債を二分四分の三に借換へ十四ヶ年を据置き更に二分半に減するの議を國會



に提出して其協賛を経たり當時英國三分利付國債の總額は六億九千二百六十万磅餘なりしを以て此借換に依りて政府は百四十八万磅餘を節約するを得へく更に一九〇三年に至らば百四十六万磅を減少するを得へし如此英國政府は常に國債の借換に注意し巨額の利息を減ずるを得たりしと雖も尙ほ屢々割引發行の拙策を爲して借換の困難を來し或は利子を減して證券面の額を増加したるか如き失錯に陥り大に國庫の損失を招けり故に若し政府にして是等の失敗に陥らす國債の管理一層宜きを得たらんには尙ほ多額の節約を行ひ得へかりしや毫も疑を容れず

佛國に於ては英國と大に異り屢々借換の好期に際會するも常に俗論の爲めに壓倒せられたり其説に曰く佛國政府の發行せる國債は永遠國債なり然るに政府か之を借換へんとするは發行當時の契約を無視し人民の權利を蹂躪するものに非ずや加之か借換を決行するに於ては中産以下の國債に依て衣食する老幼寡婦の如きは生計に困難し又巴里府に居住する人民も収入を減するか故に勢ひ地方に退居し大に其繁華を衰退するに至るへしと然れども是れ實に誤謬の甚しきものにして永遠國債は決して政府か未來永劫償還せすとの意思を以て發行したるものに非ざるや明にして現に一九三年の條例に於ても國債の償還は等閑に付せざるべきことを明示せり故に永遠國債

なるか故に政府に償還の權なしと曲解するか如きは畢竟一部人民か私利の爲に唱道するものにして佛國一般人民は是等奸譎の徒の爲に當然に輕減し得らるべき負擔を減せず永く犠牲に供せらるゝに至れり蓋し是等人民か借換を忌避したるは多少の理なきに非ず即ち革命政府は不法にも國債三分の二の取消を強行したるを以て人民は尙ほ之を忘れずして大に國債の借換を嫌忌したるによれり如此有様なりしを以て敏腕なる大藏大臣「グイエール」氏の如き「ラフット」氏の如き種々考慮して盛に借換を唱導したりしと雖も容易に之を行ふ能はず一八二五年に至り始めて之を實行するを得たり然れども其方法甚た拙劣にして五分利付國債を七十五の價にして三分利付に借換へ國債所有者をして償還交換二者其一を擇はしむるの方法を取らずして單に交換の請求者に對してのみ借換を行ひたるか故に正に二千六百萬法を節約し得べき筈なりしも實際利益したる所は僅に六百萬法に過ぎず爾來又此事暫く行はれざりき一八五二年「ビノー」氏大藏大臣たるの時に至り英國の法に則り交換を請求せざる者に對しては現金を支拂ふべきを令し五分利付國債を四分半に引換へ其据置期限を十ヶ年と定めたりしに大に好成绩を得て一千七百五十萬法餘の利子支拂を減ずるを得たり一八六二年に至り其据置年限は既に滿ちたりしか當時政府の財政非常に困難なりしを以



て時の大藏大臣ブールド氏は利子節約の代りに資本を得んとし當時三分利付の國債は四分半利付の國債に比すれば等しく四十五法の利子を得る國債額に對し市場の價八十法の高價なりしを以て政府は其價格の差額より稍々少き金額を政府に納めしめて三分利付國債を四分半利付と等しき収入を得へき額と交換せり故に政府が毎年の利子支拂額には毫も増減なく唯百法の元金毎に四法五十「サンチム」の補償金を得る割合にして此法に依て一八六四年二月迄に一億五千七百萬法餘を収入せり然れども是れ實に財政上策の誤れるものにして政府は一時巨額の収入を得たるも其結果國債元金を増加し低利の借換を一層困難ならしめたるの害を貽せり後又此方法は一八七五年「モルガシ」國債に對して再ひ行はれ六千萬法の補償金を得たり一八八三年に至りて五分利付國債を四分半利に引換へ据置期限を十ヶ年とせる純粹の借換を行ひ是に由て殆ど三千四百萬法の利息支拂を減するを得たり以上述ふる如く佛國政府は常に財政其宜きを得ずして優柔彌縫の姑息策に甘し徒に人民をして重き負擔に苦しめたりしか若し政府の處置宜きを得は一八七六年以來優に一億法以上の節約を爲すとを得たりしと云ふ般鑑遠からず財務の局に當る者其れ深く留意せざるへけんや

米國に於ては常に能く國債の借換に勉め南北戰爭の際に募集したる六分利の國債は

一八七〇年の法律を以て十ヶ年据置五分の利付國債二億弗(後五億弗と改めたり)五ヶ年据置四分半利付國債三億弗三十ヶ年据置四分利付國債十億弗と借換することを定め一八七一年五分利國債を募集して年々利子五百十七萬九千餘弗を節減し四分半及び四分利付國債の募集に依りて千六百九十五萬五千餘弗を利せり故に是に由て米國政府は年々二千二百十三萬五千餘弗を人民の負擔より減するを得たり一八七九年に至り又五分利以上の國債を四分利に借換へ八十萬弗以上を利し其後一八八一年一八八二年五分及び六分利付國債を三分利付に借換へ大に人民の負擔を減せり

右の外獨逸と云ひ伊太利と云ひ白耳義と云ひ皆借換に依りて利子の輕減を計らざるものなし之を要するに借換は實に國債管理上政府の一大義務にして市場の景況借換の時機至らば政府は俗論の爲に動かされず躊躇なく斷然敢行して以て一般人民の負擔を輕減することに努むべく又借換を行ふに當りて一に國債所有者の利益を損傷することを恐れ因循姑息の策に出で妄りに國債元金を増加するか如きとなく必ず純粹なる借換法に依りて引換を請求せざる者に對しては現金の償還を爲すへきものなりとす以上市場の景況回復し或は進歩して國債の價格上騰したる場合に施すへき借換の方法に就き略は叙述したるか故に次に政府の財政大に困難を告げ到底約束を履行して



元利の支拂を爲すと能はざるの窮狀に陥らば國債の管理は如何に爲すへきかに就きて少しく論ずる所あらん

借換の有利にして又緊要なるとは前に述べたるか如しと雖も政府が非常の困難に陥り若し強て元利の支拂を爲さんとすれば益々其困難を甚しからしむる場合に處する管理法は更に緊要にして若し其方法一步を誤らば管に人民をして重税の負擔に苦しましむるのみならず遂に破産の慘狀を呈するに至るやも亦未だ知るへからされはなり而して如此場合に當て政府の取るへき唯一の方法は債主と協議して從來の契約を變更し暫時其利率を減し或は元金の償還を猶豫するの外なし是れ債主に於て得策なるものにして假令一時元利支拂の遅延の爲に其利益を損するとあるも之を財政破産債權消滅の損失に比すれば素より同日の論に非ざるなり然れども若し政府にして妄りに之を濫用して從來の契約を變更するか如きとあるに於ては是れ實に人民の利益を蹂躪するものにして決して公正を重する政府の爲すへきとに非ず然るに北米合衆國の諸州に於ては今世紀の初期屢々壓制悖理なる負債取消の暴行を敢てしたるとあり即ち「ミシッピ」「フロリダ」「ミシガン」「アルカンサス」州の如きは此暴戾を敢行し其結果非常に國債の低落を來せるの不幸を見るに至れり故に假令一國の財政如何に紊亂の

極に達するも負債取消を行ふか如きは單に公正上許すへからざるのみならず財政上至愚の策と謂ふへし故に若し租税非常に増加して事業の沈滞を來し人民の生計を苦め資本の流出を促し財政危急の迫るに至らば不得已政府は公正の手段に依りて債主の承諾を得て暫く元利の支拂を猶豫して以て一時の危を救ひ財政漸く整理するに至らば必ず速に之か支拂に着手すへきものなりとす

從來財政の整理宜きを得ざる邦國に於ては屢々此手段に依れるとあり一八三一年西班牙政府は巴里及び倫敦に於て募集したる「コルテツ」國債の償還に關し債主と協議を遂げ其五分の一は五分利付國債として直ちに償還し残り五分の四は之を三分利付に換へ年々其四十分の一を支拂ふととし利子も亦之を額面に繰込めり「チュニス」政府に於ても亦一八六〇年及び一八六五年募集したる七分利付國債の償還を怠りたるか爲に英佛伊の干涉を蒙り協議の末七分利を五分利に減し利子の拂残りを國債に編入すると爲せり財政の根本的に腐敗せる埃及の國債も亦一八七六年英人「グーシエン」氏の計畫に依りて短期國債額面百を八十に減し又五分利付保證國債と稱するものを起し尙ほ別に巨額の會合國債と稱するものを起し七分利付と爲し當分六分利として一分を政府に與ふるとを案出したるしか遂に實行すると能はすして止めり如此



貧弱國に於ては屢々之を行ひ遂に外國干涉の端を開くに至りたるは世人の皆能く知る所にして病の既に膏肓に入れる邦國の財政に在りては此方法に依るの外殆ど策の盡きたるものと謂ふへし

## 第十一章 國債の償還

國債の償還とは負債の義務を果たすとして今日に於ては嘗て米國諸州に行はれたる政府の獨斷を以て國債の取消を命するか如き暴戾なる行爲は決して政府の行ふべき事に非ざるは一般に認識する所にして政府は財政上に弊害を醸生せざる限り之か償還に努め人民の負擔を輕減することを計らざるへからすと爲すに至れり然れども償還に就ては學者間に二箇の異説あり一派の論者は國債の元金を減して以て人民の負擔を減せんとし他の論者は人民の負擔を減するは必しも國債の元金を償還するを要せず寧ろ國民の生産力の増加を計るを以て財政上得策なりと爲せり其説に曰く凡そ金銀の供給は年一年に増加の傾向を有し又信用機關の發達は爲替手形小切手の如き貨幣の代用物を増加すると同時に學藝の進歩發達は次第に生産を容易ならしめ以て貨幣の價值を下落するは方今經濟上の大勢なるか故に今日得るとの難き貨幣を以て

強て償還を急かんよりは寧ろ後年に至り得るとの容易なる貨幣を以て償還を行ふの優れるに如かず即ち金銀の價格は之を既往の事蹟に徴するに輒近多少の頓挫なきに非すと雖も其供給は毫も減するとなく年一年に増加の有様を呈し今後又益々技術の精巧を來し未發の鑛山尙は諸方に散在するもの愈々開掘せらるゝに至らは遠き將來は未だ豫見すると能はされども次第に下落の一方た傾くや明にして少くとも騰貴を來すか如き恐れは決してあるとなし而して信用機關の發達は實に顯著にして諸種の手形か正貨の代用を爲し貨幣の増加と同一の効驗を與ふるか故に今日豫想する如く正貨の増加を見る能はさるも貨幣の漸次得易さに至るや疑なきなり而して又信用機關の發達及び學術技藝の進歩か生産力を増加するの速なるとは實に驚くべきものあり現に今日生産の有様を以て前世紀の末期に比すれば殆ど別天地の感あり故に若し既往の事蹟を以て將來を洞察するを得べくんは今後益々生産力を増加し富の増進して國債負擔の容易なるに至るや明にして今日強て國債の償還を企つるは尙ほ百圓の資産を有する者か五十圓の負債を償却して生計に困難すると同しく之を後年に延期するに於ては其資産増加して千圓に至りたる時に五十圓の返濟を行ふと毫も異らざるなりと以上述ふる所は償還延期論者の主として論する所なれども之に反して可成



的國債は速に償還して以て人民の負擔を減すへしと主張する者の説に曰く國債の償還を遷延し後世をして之を負擔せしむるか如きは第一に徳義に背戾するものにして後世に傳ふべきものは須く各種の利益恩惠を以てすると當然にして負債償却の如き苦痛を後世に負擔せしめ利益を現代に獨占せんとするは徳義上決して容るす能はず第二に又之を財政上より論するも漫に其償還を後世に譲らんか國債は年と共に益々堆積するか故に一朝有事の日國債を募集せんとするも歳出は益々膨張して爲めに紊亂破綻の危険に遭遇し大に資金を得るの途に困難せざるを得ず故に政府は平常に於て勉めて之を償還し非常の場合に處する財政の餘裕を作らざるへからずと如此一は専ら國債の償還を主張し一は之を延期すへしと云ふに在りと雖も二説共に其極端に馳せ決して完全なる議論と認むると能はず何となれば前者は負擔苦痛の減少にのみ注目して財政の整理を等閑に付し現代の人民か受けたる利益及び失敗の結果迄之を子孫に負擔せしめて毫も顧ざるの不條理に陥り後者は又國債償還を以て財政上の能事終れりとなし假令之れか爲めに人民の負擔を増加して産業の發達を阻礙し財政の運爲を凝滯せしむるも措て問はざるの誤謬に陥れり故に今最も公平に之を觀るときは國債は永存するも害ありて益なきものなるか故に財政の許す限り適當なる方法を

以て明りに之を遷延せず償還すべきものなりとす然らば何を以て國債の永存は害ありて益なきものなるかと云ふに第一に國債は政府か一時非常の場合に歳入の不足を補ふ爲めに募集したるものにして決して恒久の財源に非ず而して之を永存するに於ては利子支拂の爲に政府の歳出を増加し人民の負擔を重くし國債の額愈々増加すれば従て人民の苦痛は愈々甚しきに至るを免れざるなり是を以て政府は常に財政の整理に勉め之を償還する方法を講ずると必要にして堆積せる巨額の國債を償還するは決して容易の業に非ず非常の經綸と非凡の敏腕を有する者局に當りて稀有の好機に際會し確固たる決心を以て之か整理に勉むるに非ざれば際限なく國債の額は増加して其極遂に歳入の大部分は國債費の爲めに支出せられ政府の本職とする所の百般の行政は澁滞して國家の進運産業の隆興は得て期すへからず或は土耳其埃及の如き覆轍を履むに至るやも未だ知るへからざるなり故に國債は其額の未だ巨額の堆積を見ざる以前に常に之か償還に勉め一朝有事の日は又是れに依りて資金を得るの餘地を残さるへからず第二に經濟上より論するも決して有益缺くへからざるものと謂ふと能はず今日に於ては國債は契約上の擔保品と爲りて取引を助け或は多少貯蓄を獎勵するの具と爲り又寡婦老人の生活を安全ならしむるの用に供せられ甚だ有益な



るか如くなれども是れ唯其弊の幾分を輕減し得ると云ふに止まり假令國債なしと雖も之か爲めに産業の衰退を來すか如き恐れは決してあるとなし現に英國及び米國の如きは近年次第に國債の額を減少すと雖も産業の發達は却て益々長足の進歩を爲すを見る今一八九〇年に於ける英露兩國々債の額を比較するに英國は三十三億五千萬弗を有し露國は三十四億九千一百万弗を有するか故は其額は英國の上に在りと雖も産業の程度に至ては素より同日の論に非ざるなり則ち國債か契約の擔保品と爲り或は必要の場合には容易に賣却して通貨と引換ゆるを得て良好なる放銀物なりと云ふは唯之を利用して其弊害を少からしむると云ふに過ぎざるなり又國債の償還は寡婦老人の生計を困難に陥れ一般人民の貯蓄を奨励する方法を失ふへしとの非難を蒙ると雖も政府は別に預金事務を取扱ひ又民間に於ても金融機關の發達と共に漸次貯蓄銀行の如き生命保險事業の如きもの勃興するありて盛に貯蓄の途を開き節約心を奨励し寡婦老人か安全なる生計を送るの方便を作り労働者に對しては工業條例等に依て十分之を奨励する方法を授くへければ是等の必要に應ずる機關は既に完備して假令國債を起さざればとて之か方便に窮するか如き恐あるとなし是に由て觀れば國債は經濟上に必要缺くへからざるものに非ざるや明にして寧ろ人民をして遊息放

迭に流れしめ國債所有者は政府より受くる所の利子に依て衣食し不生産的に社會に寄食する無爲徒食の徒と變するか故に一國の生産上に及ぼす影響は決して少からず然るに若し政府か國債を償還し是等の徒をして晏然として利子に衣食するの途を失はしめんか彼等は已むを得ず生産的事業に従事して以て生計を立つるの方法を講し自から活潑なる起業心を勃興し生産力を増加して以て國富の増進に資するに至るへし第三に公平の點より論するも國債の償還を後世に譲るは決して許すへからざるものにして後世の人民は又其當時に必要な幾多の事件の爲に經費を要するものなれば子孫に對する徳義上現世の人民は可成的現世に費したる經費を支辨し實際已むを得ざる部分の外後世に譲るべきものに非ず然るに後世の負擔力増加するか故に今日國債を償還するの必要なしとして之を願するは道理上許すへからざるなり加之國債の永存は後世子孫に對して不公正なるに止まらず現代の人民に對しても亦不公平にして政府は國債所有者の爲めに絶えず租税を徴収して巨額の支拂を爲すものなれば國債の永存する程一般人民は一部分人民の爲めに犠牲に供せらるゝか故に可成的速に之を償還し是等の不公平を除去せざるへからず

由此觀之國債償還の決して等閑に付すへからざるや毫も疑を容れずと雖も元來政府



か國債を起したる所以のものは巨額の資金を一時に重税に依りて徴收すると能はざる爲に財政上の便宜法として借入したるものなれば妄りに其償還を急ぎ人民に重税を課するも敢て顧慮せずと云ふか如きは國債の効用を没却するものにして若し斯の如くんは寧ろ初より國債を募集せず重税を賦課して資金を得るに如かざるなり然れども過重の租税の財政上及び經濟上に及ぼす悪弊は既に屢々論したる如くなるか故に是等の弊害を生ずるとなくして國債を償還せんとせば自から順序方法ありて存す今其順序を述べれば償還は先づ苛重の租税を廢止したる後に於て之に着手せざるべからず然らざれば假令政府か償還に努むるも償還より得る所の利益は到底重税の弊害を償ふ能はされはなり次に又償還の爲めに重税を賦課するか如きとあるべからず是れ甚だ明白なる事理にして重税の爲めに産業上普通の利潤を奪ふか如きとあらんか之か爲めに一國の産業は衰退して國力の消耗を來し從て政府の財源は涸渴して國債償還の爲めに却て政府人民俱に益々困難を招致するに至るべければなり

國債償還の順序は右に述ふる二箇の原則に外ならず然れども重税とは果して如何なる租税を稱するかは到底理論上之を確論すると能はず唯實際の事實に徴するの外なきものなりとす而して其事實上に現はるゝ現象を視るの標準に就ては既に租税篇に

於て論したるか故に又茲に贅せざるべし次に國債償還の方法に就ては從來財政家にして種々の考案を回らしたる者あり就中最も有名なる方法は所謂減債基金法にして此法は政府より年々若干額を基金として支出し之を以て國債を時價にて買上げ其買上げたる國債の利息は又基金に編入して買上に充つる方法にして國債の利子は買上げ國債の増加と共に益々増加するか故に其償還額は年々増加し如何なる巨額の國債も容易に償還し得らるべしと云ふに在り此方法は夙に英國に於て行はれ一時財政上最も有利なる方法と信せられたりと雖も其實は甚だ迂遠にして「ブライヌ」氏の如きは基金を以て國債を買上くるは政府か生産的に財産を購ふものと信したり是れ減債基金法を有利なりとする根本の誤謬にして如何なる方法に依るも償還は國庫より支出するを免れず即ち基金法は政府か人民に仕拂ふべき利息を政府自から領收して流用するに止まり國庫の支出には二者増減なく之か爲に歳出を節約し人民の負擔を軽減するものに非ざるなりされは如此方法に依りて巨額の資金を積み之か取扱の爲に特別の官廳を設け無益の費用を徒費せんより寧ろ基金に充つべき金額を以て直に償還を行ひ次年に支拂ふ利子減少の爲に剩餘金を生ずるあらは又之を以て償還を行ふの優れるに若かざるなり此の如く該法は計算上有利のものに非ざるのみならず巨



額の遊金を目前に堆積するものなれば最も危険にして往々他に濫用浪費の弊に陥るを免れざるなり現に英國に於ける該法の事蹟を見るに「ワルポール」氏か之を創設したる當初十一ヶ年の間は確乎其規則を遵奉したりしと雖も當時臨時の費用を支辨するか爲めに一方に國債の買上げを爲しつゝ、他方に高利の國債を起し其高は殆ど買上げの額と同額に上り政府は無益の手敷を勞したるのみならず利息の差及び發行の費用を損するに至れり一七二七年以後に至りては漸く濫用の端を發し新たに起す所の國債の利子は基金より支出するとなし一七三三年には基金より五十萬磅を引出して之を普通の政費に費し翌年又二十萬磅を流用し爾來屢々戦争其他の費用の爲に基金より引出したるか故に「ブライヌ」氏の計算に據れば一七七二年迄に二千萬磅の償還を終るべき筈なりしと雖も實際買上げを爲したる額は僅に其五分の一にして却て其間殆ど四倍の國債を起し十八世紀の中頃以來全く買上げを廢するに至れり然るに一七八六年以來時の宰相「ピット」氏は再ひ此法を設け嚴格に其主義を固持して能く濫用の弊に陥るを避けたりしと雖も亦一億三千八百萬磅の國債を償還して新に五億七千四百萬磅の新債を起し發行の費用及び利子の差を損せるの兒戯を學へり如此減債基金法は甚だ危険のものにして又常に高價なる國債を買上ぐるの損失を招くものなりとす

即ち政府が年々買上ぐる國債額の増加に従て漸次其價を上騰し平價以上に達するものにして英國が那翁の爲めに窘められ政府人民俱に大に困難せる時代に在て尙ほ國債の價格を常に平價以上に保ち之か爲めに英國政府が損失せる所は少くとも價格の百分の六若くは七を下らざるへしと云ふ以上述ふる如くなるか故に減債基金法の決して採用すべきものに非ざるや明なりと云ふへし

減債基金法の外に尙ほ年金に借換へて國債を償還する方法あり此法は大に減債基金法に類似せるものにして基金法は年々國債の元利金を基金取扱委員の手に堆積するに反して年金は年々債主の手に償還するの差あるに止まり一定の額を年々國庫より支出する點に於ては毫も異らざるなり英國に於ては永く此法を採用し一八二九年基金法を廢止したりしと雖も尙ほ之を永續せり當時英國國債の多くは割引國債にして其價格次第に騰貴の傾ありしか故に其當時の市價にて國債を償却して以て損失を免れんとし一には償還の資金を調達するの困難なりしよりして如此方法を乗りたりと雖も凡そ年金國債は政府が財政上非常に困難の地に迫る時に在りても必ず定額の支拂を爲さるへからず從て一方に國債を募集しつゝ、他方には償還を行ふの矛盾に陥り無益の手敷經費を要し又常に利子の差を損するものなるか故に決して善良なる方



法と謂ふと能はず

以上述ふる如くなるか故に減債基金法及び年金借換法共に危険且つ不利益にして財政上の良策にあらず然らば償還は如何なる方法に依りて行ふべきかと云ふに通常歳入の剰餘を以て之に充て其金額を以て直ちに國債を買上げ之を償還し政府の手に所  
有せざるを以て最も安全にして又利益なる方法なりとす即ち此法に依れば第一政府  
は年々必ず償還の爲めに一定の額を支出するの必要なし故に財政の運爲は拘束せら  
るゝとなくして最も自在なり第二從て償還の爲めに國債の價格を騰貴するか如き恐  
なし第三新債募集の場合に拘らす一方には償還を行ふか如き財政上の矛盾に陥ると  
なし第四償還の資金を他に濫用するか如き恐なし由是觀之剰餘金償還法は最も完全  
なる方法と謂ふへし之を要するに國債の償還は大平無事の日に於て努めて之か償還  
を爲すへしと雖も必しも年々繼續するを要せず先づ過重なる租税を廢止し其殘餘を  
以て之に充て財政上並に一般經濟上に弊害と醸生せざることを勉め可成的現世の費用  
は現世に於て償還すべきものなりとす  
以上國債償還に關して略ぼ之を論究せるか故に以下各國に於ける償還の概略を述へ  
て讀者の参考に資せん

英國に於ては前述の如く前世紀に於ては専ら減債基金の方法に依り一七一六年より  
一七二七年に至る十一年間六百六十四磅の買上を爲して六百十三萬磅の新債を發行  
するの兒戲に出で爾後基金は屢々國債以外の費用の爲めに使用せられ一七七二年迄  
に二千萬磅の償還を爲すへき筈なりしも其間却て四倍の國債を起すに至れり一七八  
六年に至り再び基金法は採用せられ其償還を一層確實ならしむるか爲めに毎國債價  
格の百分一を割て基金に繰入るゝと爲し各國債に依て基金を區分するに於ては流  
用すると能はざるの不便あるよりして之を合して一大基金と爲せり然れども募集金  
の幾分を割て基金に充つるの失策たるや明にして其基金より得る所の利子は即ち人  
民の納むる租税に外ならされは是に依り國庫は毫も利益するとなく又人民の負擔も  
減少するとなく却て發行の費用を損し或は又發行額増加の爲に其價格を下落せしむ  
るの不利あるに過ぎず而して一八二八年下院委員の調査に據れば一七八六年より同  
九三年迄に減債基金より八百十七磅を支出して額面千二十四萬磅を買上げ又一七九  
三年より一八二九年迄に基金より三億二千九百萬磅を支出して四億七千二百九十  
萬磅を買上げ同時期に於て一方には又額面十億〇五百二十五萬磅を募集し四分半利  
付の國債に換ふるに五分利付の新債を以てせり是れ實に財政上失計の甚しきものに



八〇二

して爲に政府は利子の差百六十萬磅を損せるのみならず買上げ國債は政府の買上げの爲に其價大に騰貴し賣却する國債は強て之を市場に賣出したる爲に大に下落し額面十億〇五百二十五萬磅に對し其實収額は僅に七億〇三百餘萬磅を得たるに過ぎず故に若し英國政府にして如此兒戲に出てす暫く國債の償還を猶豫したらんには實収額三億七千三百餘萬磅を新たに募集すれば十分必要に應ずへかりしなり下院委員か此調査を爲したる結果大に減債基金法の不可を覺り遂に歳入殘餘を以て積立つるもの、外一切減債基金の積立を廢止せんとを建議したりしに政府又之を容れ年々三萬磅を減債基金に繰入るとを定めたりと雖も年々定規の剩餘を得ると能はずして一八六九年迄に減債掛か得たる所の金額は四千九百三十餘萬磅にして確定國債流動國債を合せて五千〇七十餘萬磅を償還したるに過す元來英國に於ては減債主義と減債主義との兩主義ありて、グールボルン氏の如きは最も公平なる説を持し減債減債兼ね行ふべきとを主張したりしと雖も議會の反對を受けて其主義を實行すると能はず常に減債主義の勢力盛なりしを以て一八二八年の改正も全廢に歸し今世紀の中頃より全く減債主義に依て歳計の餘剰は租税の輕減廢止に使用せられ國債に對しては唯永遠國債を年金に借換するのみと爲れり故に國債の減少は甚だ遲緩にして一八一五年

國債總額八億六千百十八萬磅なりしか爾後六十二年を経て僅に八千五十萬磅を減し七億七千五百八十萬磅になりたるに過ぎず然れども輓近に至りては大に之か償還に力め一八七〇年以來一八八五年迄に五千四百萬磅の償還を爲せり要するに英國に於ては常に國債の償還を誤り前世紀に於ては減債基金なる拙策に誤られ今世紀に至りては減債主義の爲めに壓せられて十分なる償還を行ふと能はずなり

次に佛國に於ける償還の有様を見るに亦英國の如く革命第八年の司令官政府の時以來減債基金を設け當時國債總額は僅に四千萬磅内外なりしと雖も皆強迫に依りて募集したるものなるか故に大に其價格低落し政府は此損失を避くるか爲に一千萬法の基金を設けたりしか其効果著しく大に信用を回復するを得たり其後那翁の時に及んで基金の組織を變し三千七百萬法の價格ある區有財産を基金に編入して殆ど御用銀行の職務を掌らしめ財政の一機關とせりブルボン王朝の時に至り那翁戰爭の後を承けて佛國の財政は大に紊亂せるに拘はらず政府は一八一六年其収入二千萬法を割きて減債基金に充て更に翌年之を改正して年々四千萬法の繰入を爲すとを定め又十五萬「エクター」二エクターは凡そ我一町十二歩に當るを該基金の内に加へたり是に由りて一八二五年に至る迄に七億五千五百五十一萬法の買上を爲したりしか同年基



金法を改正して從來の利倍増殖法を廢し新に募集する國債の百分の一を追加借入として之を基金に繰入れ一八三〇年迄に八億五千萬法の買上を爲せり如此政府は専ら國債の償還を計り其信用を回復せんとを勉たりしと雖も財政上より見れば甚た其策を誤れるものにして當時佛國の歳入は十億法を上らざりしに償還の爲めに年々七千五百萬法を割き財政は愈々紊亂するに至れり而して其償還に充てたる資金は重もに借入金にして一八一六年より一八二五年に至る迄に九億四千萬法の國債を起し一方には償還を爲しつゝ他方には借入を爲したるを以て買上げ國債は騰貴して發行國債は下落し其價格の差に於て凡そ一割四分の損失を招き加之基金に繰入たる官有森林の賣却は大に其時機を誤り法外の廉價を以て賣却するに至れりブルボン王朝時代の國債償還は畧は以上述ふるか如し一八三一年所謂七月政府の起るに及びて又減債基金の利倍増殖法を起し新に募集する國債百分の一を基金に繰入るゝの法を採用し専ら國債の償還に力め一八三三年に至る三年間に三億二千八百萬法の買上を爲したりしと雖も一方には又非常に低價を以て實収額二億九千萬法を借入れ徒らに國庫を窘窮するの兒戲を爲せり一八三三年大に償還法を改正し償還基金は之を三分利付大藏省證券に放下し該證券と國債とを交換し基金は通常經費に使用し基金に繰入れた

る國債の利子支拂に向は且つ大藏省證券を付與すると爲せり是を以て其結果は大に流動國債の額を増加し財政の困難は實に甚しく遂に一八四八年政府の顛覆を見るに至れり而して其間額面四億八千萬法の償還を爲し四億四千萬法の實収額ある國債を募集し又買上價格と發行價格との差を損失せり爾來一八六六年に至る迄は殆ど國債償還に就て記すべきものなし一八六六年更に償還法を改正して官有財産収入、鐵道収入、買上國債の利息を以て基金に充て又政府の歳入剩餘を基金に繰入るゝことなし一八七〇年迄に國債買上げの爲めに一億法を支出したりしと雖も一度買上たる國債は再ひ一八七〇年の戰爭費として流出するに至れり如此佛國政府は絶えず兒戲に類せる財政策を繰返し徒らに國庫の負擔を重して其紊亂を甚しからしめ一八四八年の政府顛覆の如きは實に之か導火と爲りたるものにして國債の額は年一年に益々増加し一八八七年に於ては三百二十億法の巨額に達し其額の多き世界に於て佛國の右に出づるものなし則ち國債償還は今後佛國財政上の一大問題にして能く其順序と方法宜しきを得るに非されは若し一旦國に擾亂を醸すか如きとあらんか再ひ一八四八年の轍を踐むに至るやも亦未だ知るへからざるなり

次に北米合衆國に於ける國債償還の有様を見るに同國に於ても亦一七九〇年の法律



を以て減債基金法を設け噸税を以て其基金に充て又基金に充つる爲めに二百万弗に超過せざる國債を起すの權を大統領に與へたりしか一七九五年更に改正して官有地拂下代金政府が有する合衆國銀行の配當金買上げ國債の利子及び政府の剩餘金を以て之に充つることを定め専ら國債の償還に勉めたりしと雖も又他方に於ては新に國債を募集するの愚策に出で爲めに國債額は却て増加して一七九一年總額七千五百四十六萬弗の國債は一七九五年には八千〇七十四萬弗に増加するに至れり一八〇一年「デオフルソン」大統領と爲り敏腕なる「ガラチン」氏大藏大臣の椅子を占むるに及んで氏は從來の償還法を改め新たに國庫より國債利子支拂の爲めに七百五十萬弗を支出することを定め之を仕拂たる殘餘を以て元金の償還に充てたるか故に國債額は大に減少して一八一二年迄に四千五百十二萬弗に減少するを得たり而して一八一二年の戰爭に因て國債の額は大に増加して一億二千萬弗に達したりしか政府は繼續費として支出せる國債利子の支拂殘餘を以て元金の償還に充てすして之を新債の利子に流用し一方に募集して他方に償還するか如き愚を爲さゝりしを以て國債の額は漸次減して一八三〇年迄に悉く之を償還するを得たり然るに南北戰爭の爲めに再び巨額の國債を起したりしか一八六二年政府は初め國債百分の一に相當する金額を以て減債基

金法に依ることを定めたりしと雖も年々歳入額は歳出額に超過したるを以て其基金より生ずる金額以上に巨額の償還を行ひ一八六五年三十億弗の國債は爾後十三ヶ年を経て二十億三千三百萬弗に減少し一八九〇年には更に減少して十二億八千一百萬弗となるに至れり如此合衆國政府は孜孜として國債の償還に努め非常に長足の減少を爲すを得たりしと雖も之を財政上より見れば未だ以て稱賛するに能はず何となれば是等償還の資金は皆重税の結果にして人民は保護關稅は各人の利益を増進するか故に重税を賦課するも決して不可なしとの謬信より惡税の廢止輕減を勉めずして只管國庫の剩餘金を多くして以て償還に充てたるものなればなり故に國債の價格は非常に上騰して政府は平價以上二割五分若くは二割七分の高價の買上げを爲し而して其間不換紙幣の償還を緩漫に付して遂に一八七三年の恐慌を惹起したるか如きは實に國債償還の順序を誤りたるものと謂ふへし以上國債の研究に就ては略ぼ之を終れるか故に一八九〇年の調査に係る各國々債額を掲げて讀者の参考に資せん

國名	國債額	利率
佛國	四四四六 百萬弗	四分



露國	三四九一	六分
英國	三三五〇	三分
奧地利	二八六六	五分
匈牙利	二二二四	五分乃至五分半
伊太利	一二五一	
西班牙	七〇六	八分
葡萄牙	五一七	
埃及	四三〇	
和蘭	三八〇	
白耳義	一〇七	
希臘	一二八一	
米國	二五三	五分
日本		

### 第五編 歲計豫算論

#### 第一章 總論

##### 第一節 歲計豫算の定義及び其必要なる所以

余は上編に於て反覆國家の歲入歲出の方法を論したりしと雖も唯各別の方法を論したる迄にして如何に之を綜合して國家財政を處理すべきかに論及せざりしか故に前數編に述べたる所は建築の材料整頓して未だ結構に至らざるの感なき能はず故に本編に於て之を結構する方法を論せんと欲す

歲計豫算とは豫め立法部の協賛を経たる政府の會計年度内の歲入歲出の比較計算を規定したるものを云ふ

故に此定義に従へば豫算は必ず豫め立法部の協賛を経たるものならざるへからず若し豫め其協賛を経たるものに非ずして行政上の必要に由り臨時に支出したるものは之を豫算と云ふこと能はず而して又未だ立法部の協賛を経ざる歲入歲出の計算書は即ち豫算案と稱すべきものにして決して豫算と稱すると能はず次に又豫算は會計年度内のものならざるへからず若し會計年度以上に涉りて支出若くは収入するもの



は豫算に於て定むるものに非ずして是等は法律の規定に依るものなりとす  
 抑も政府が財政の整理上豫算を作るの必要あるは言を俟たざる所にして一個人に於ても尙ほ浪費を省き濫用を節せんとするには一年中の収入と経費とを計算して以て家政の整理を計らざるへからず一個人にして尙ほ且つ然り況んや國家財政は其収入額非常に巨額にして其出納の局に當る官吏は一個人が自家の家政に於て痛切なる利害を感ずるか如くならず歳入不足し歳出超過して財政紊亂するに至るも何等の痛痒を感せざるか故に節約勤儉の念乏しくして歳出は際限なく膨張し遂に破綻を生ずるに至るも個人が家政の整理に於けるか如く嚴密に支出を減して之を補填せんことを勉めず紊亂愈々甚しく竟に底止する所を知らざるに至る故に孰れの邦國に於ても政治の稍々進歩せる時代に在りては皆歳入歳出を計算比較して濫用浪費を避け其適合を計らざるはなし然れども往時行はれたるものは唯行政部が自己の假定に止まり其假定に違背するとあるも何等の責任なきか故に十分に其豫算たるの効力なく往々有名無實に歸し財政の完全なる整理を望むと能はざりき而して財政の破綻は國家存立上最も恐るべき災害にして古今の歴史を通觀するに國家の治亂興廢は殆ど皆之に原由せざるはなし例之は佛國の前世紀末及び一八四八年の革命の如きは實に財政の紊亂に

基し又我邦に於て維新の際徳川幕府の基礎が意外に容易の動搖を爲したる所以のものも畢竟財政の困難なりしに由るものなりとす由此觀之國家存立上財政整頓の必要にして而かも財政整頓の爲めに豫算の必要なる亦た明なりと云ふへし

## 第二節 豫算の起原

豫算に似たる収支計算表の調製は遠き往古に濫觴せり然れども當時に在りては國家經費の大部分は殆んど國王の私有財産に係る収入を以てし加之普天率土皆王土王臣たるの主義行はれたるか故に勿論豫算を調製して之を公示するの必要なく其収支計算表は唯政府部内の秘密に作りたる勘定書たるに過ぎず然るに國家の經費は社會の進歩政治の發達と共に次第に多きを加へ到底君主の私有財産に係る収入を以て支辨すると能はずして人民に賦課する租税は次第に重きを加ふるに至れり而して人民の負擔増加するに従て之に代ふるに政治上の權利を得んとするの念は必然の結果として生し來り或は鐵火に訴へて参政の權利を要求する者あるに至れり即ち代議政治の起原は租税負擔の承諾を爲す爲めに起りたるものにして當時に於ては政府は唯租税賦課の權を立法部に對して請求したるに過ぎず然るに國家の經費は止む時なく次第



に其額を増加するか故に政府の請求あるも立法部は容易に之に承諾を與へず政府をして明細なる支出の方途を明示するに非されは之を肯せざるに至れり茲に於て政府は已むを得ず租税賦課の許可を受くるか爲めに歳出の計算を立法部に提出するとなり始めて豫算たるの形を備ふるに至れり然れども其初めは尙ほ甚だ不完全なるものにして年度の混亂甚しく又簡單に過ぎて明瞭を缺き其年月は長きに涉りて十年若くは十五年に至るとありしか故に財政の状況は之を精細に知るに由なく加之當時は唯歳出の計算書を示すに止まり歳出の結末を知るへき決算を示さざりしか故に豫算は唯形式に止まり豫算たるの効力を擧ぐる能はずして濫用浪費甚しきを免れざりしか立法部の權能漸く健實なるに及んで漸次豫算に嚴重なる監督を行ひ今日に於ては豫算は立法部か行政部の總ての施政を監督する最要の武器たるに至れり故に豫算の發達は代議政治の發達に伴ひ代議政治の完備するに従て豫算は次第に完全なるに至るものなりとす今歐洲諸國に於ける豫算發達の大要を擧示して以て以上所論の正確なるを證せん

現時豫算の最も完全なりと稱せらるゝ所の英國は實に代議制度の祖先にして各國皆模範を是に取らざるはなし而して英國に於ける豫算の濫觴は政府か租税賦課の權を

立法部に請求したるに基き其初めに於ては歳出は全く政府の自由に放任したるものにして遠き古昔より議會は租税を許否するの權を有したるも「マコーレイ」氏も其著英國史に於て論せるか如く其何れの時より始まれるかを明にすると能はず然れども一二一五年の憲法史上有名なる「マグナカルタ」大憲章は始て明かに之を第十二條に記載して曰く「補助費を英國内に賦課する時は必ず國會の議決を要す但し朕か身を賠ふ時並に太子加冠の時長女結婚の時は此限に在らず」と規定せり茲に補助金と稱するは即ち租税の謂ひにして國王の財産に係る収入及び王の特權に基く収入を以て尙ほ不足を感ずる場合に租税に依りて補充したるか故に之を補助金と稱せり後ち「エドワード」一世の時再び權利證明なるものを發し其第六條に於て「朕は汝大僧正、僧正、僧都及び一切の僧侶、侯、伯並に全國一般の人民に左の條約を允准し永く子孫に至る迄渝るとなるへし凡そ今より國費の爲めに冥加金、賦金等を要するときは必ず全國の利益を認め先づ全國人民の許可を得るに非されは決して之を徵收すへからず但し古來規定の冥加金、賦金等は此限に在らず」と規定し「エドワード」三世の時に至り又同一の法律を設け「チャールズ」一世の時權利請願に於て又議會か是等の權利あることを明にし「一六八八年の革命の後ち「ウイリヤム」及び「マリー」の即位するや權利法典を定め其第四項に於て



「國會に於て許可したる外に帝王の特權と稱し妄りに租税を徵収するは違法なり」とせり如此英國に於て屢々同一の法律を規定したる所以のものは當時未だ代議の制度發達せず國王は往々前きの契約を無視して租税を徵収したるか故に時々人民の反抗を惹起し國王に迫りて人民の權利を證明せしめたるものにして國會の租税承認權は漸次確實なるに至れり而して其承認權の鞏固なるに従て國王は租税徵収の權を得るか爲めに其支途を示すの必要を生し一三二〇年防費に充つるか爲めに租税の徵収を請求し一三八一年國會は海軍費の供給を承認したるか如き又「ヘンリー」四世の治世に於ても是等の形跡ありたりしか其支途たる甚だ漠然として詳ならず歳出の流用は政府の隨意にして往々國會に提出したる目的以外に之を使用したるとありたりしか故に當時行はれたるものは未だ以て完全なる豫算と稱するに能はざりき然るに一六六五年「チャールズ」二世の時政府か和蘭と交戦の費用として百二十五萬磅の要求を議會に提出するや議員「ダウニング」氏は此議決に依りて徵収する資金は軍費以外に使用すべからざるを規定すべしと主張し「クラレントン」侯は如此規定を爲すは國王の威權を殺くものなりとて大に反對したりしと雖も遂に國王の裁可を得て國會は憲法上動かすべからざる權利を得政府は國會の指定したる目的以外に支出するに能はざるに至

れり而して和蘭との交戦の終局するや巨額の軍費を費して其効果擧らざりしよりして下院は陸海軍會計の檢閲委員を撰み是等の委員をして政府の支出か果して國會の指定に違背せざりしや否やを調査せしめたりしか是れ實に英國國會か財政監督の發端にして爾後政府は決算を國會に示すと爲り茲に始めて完全なる豫算の體裁及び實質を具ふるに至れり而して今日政府か國會に提出する豫算案は經費各項の要求書にして下院は其經費に充つべき租税又は其他の財源を立案し之を議案として議定するものなるか故に政府に歳入を供給するの權は全然下院の有する所なりと云ふべし次に佛國に於ける豫算の沿革も亦之に異るとなし往時君主か自己の私有財産及び其特權に係る収入を以て國費を支辨したる當時に在りては素より人民か財政上に容喙すべき權利を有する筈なく「サンルイ」王の時代に於て既に専ら歳入歳出の事務に當るべき官吏を任命して大に整理に勉めたりしと雖も出納官は尙ほ私家の執事の如く會計計算書は一家の勘定書に過ぎずして年々歳入の四分一若くは五分の一の剩餘を生したると稀なりとせし然れども其剩餘は戰爭若くは非常の事變の生したる場合には之を以て支辨したるか故に忽ち之を消費し盡すの有様にして國庫は常に空乏を告げ配下の諸侯より補助金を求むるに至れり然るに國家の政務は年と共に益々増進する



に反して國王の財産は減少するも増加するとなさか故に漸次臣下より求むる補助金の額を増加し之を求むるか爲に時々國中の會議を開きて之を要求したりしか一六〇四年三族會議の終期に至りて政府は此慣例を打破して全く專制獨裁に變し「リセリウ」氏の如きは財政は政府の精神なるか故に人民をして決して知らしむべきものに非すとなし威權旺盛にして人民が財政上に有する權利は全然無視せらるゝに至れり然るに其間政府の財政は日に月に紊亂し十八世紀の末期に至りては亦奈何ともすへからざるに至り國會は一七八七年路易十六世に奏上して曰く「總て租税は必ず之を負擔する人民の同意を経て始めて賦課すべきものにして是れ佛國憲法上の大主義なれば陛下願くは之を採用し我佛國原初の法律を變更すると勿れ」と而して政府も目前の危急の爲めに遂に議會の要求を容るゝの已むを得ざるに至り一七八九年議會を開きて之を國民に謀るに至れり是れ實に革命の發端にして當時開かれたる議會は租税の承認權を有すると及び議會の興へたる承認は一年度を限り次年に延長すへからざるを議定せり次て一七九一年制定の憲法に於て議會は亦此權利を宣言し憲法は立法部に對して經費の認定負擔の確定、負擔の性質、定額、期限、徴収の手續きを定め又各縣に直税の配賦を爲し貨幣の性質、量目、記印、名稱を定め又行政上の裁判及び國有財産の賣却を

命令するの權を委任することを規定せり其後那翁一世の時に至りて議會の權利は宜く歳入を承認するに止め歳出の項目は議定せしむへからすとの議論起りたりしか王政恢復以後議會の權利は鞏固と爲り一八六二年の會計法に於て各年度の歳入歳出は財政年法を以て之を許可し財政年法を以て許可せる直税間税の外如何なる名稱を以てするも之を徴収すへからざることを規定し議會が豫算の議定權及び財政の監督權は確固不動のものたるに至れり

普國に於ても亦豫算の發達は議會勢力の増進すると共に漸次發達し來りたるものにして一八六二年以來「ビスマルク」氏が議會に對する政略は議會が財政監督權上著名の出來事なるか故に其概略を左に叙述せん

一八六一年の頃普國政府は帝國の統一上軍備擴張の必要を感じ大に巨額の經費を議會に要求したりしか下院は軍備擴張に對して大に反對し遂に一八六二年の豫算案より陸軍擴張に關する經費の一切を削除したり然れども普王及び宰相「ビスマルク」氏は斷して其素志を貫徹せんとし最も強硬なる意見を保持し「ビスマルク」氏は議會に出て演説して曰く「茲に諸君と見解を異にするもの二あり第一の論點は陸軍の組織に在り然れども陸軍の組織は政府の權内に在るか故に此點に於ては素より爭議のあるへ



き筈なし第二の論點即ち歲計豫算を決定するに關し政府と上院下院とは如何なる權利を有するか此點に關しては從來議論紛々として茲に十二年未だ決する所を知らず今日下院は既に此問題を以て決定したるもの、如く思惟すと雖も政府の見る所を以てすれば斯の如き問題は決して理論又は人身の譏譽を以て決定すべきものに非ず又前案に據て決すべきものにも非ず唯之を實行して而して決定するの外なしと是れ實に牽強附會の辯にして既に前きに述べたるか如く人民か經費を負擔する以上は下院か諾否の權を有するは動かすへからざる道理なり然るに「ビスマルク」氏は如此視易き道理を曖昧に付し實行に由りて之を確定すへしと爲したるか如きは實に言辭に窮したるものと謂ふへし

一八六三年一月再び「ビスマルク」氏は下院議場に於て陳へて曰く「下院にして陸軍擴張を承認せず議會と政府と反目して其權限を争ひ下院の信任せざる宰相の貶黜を國王に請求し豫算の議決に従ひて軍制を定め政府を監督するの權を得んとするは王と權柄を争ふものなり」と如此氏は威嚇の言辭を弄して議會を屈服せしめんと企てたれども元來豫算議決の權は議會の有する所なるか故に其結果として政府の行動を掣肘するとあるも議會は決して其權限の外に逸出したるものに非ず若し夫れ議會にし

豫算議定の結果として行政部の行動を妨ぐるか如きとあるへからすとせば議會は唯行政部の諮問府なりと云はざるを得ず世豈如此理あらんや

然るに氏は更に詭辯を弄して曰く「憲法第九十九條に於て政府一切の收入經費は毎年之か豫算を製すへしとあれども豫算は毎年法律を以て之を定むへしとの明文ありや憲法第六十三條に依れば凡て法案の法律と爲るには王及び兩院の同意を要し又上院に對して下院の議定せし豫算を翻覆するの權を付せり而して三權の議にして和協せざる場合には孰れの議を主として法律を定むへきかは憲法に於て明言する所なし三權は其孰れにも重きを置かず鼎立せるものにして議論の相合はざる場合には互に協議して以て宜きを得るの外なく是れ即ち我憲法の特質なり」と論せり然れども如此議論は決して立憲國の容るへき所に非ず何となれば既に憲法上に於て租税は必ず人民若くは其代表者の承認を経へべきことを認むる以上は豫算に關して議會に重きを置くべきや明にして若し行政部か意を曲けて其議決に服従し難き場合に於ては已を得ず前年度の豫算に依るの外なし蓋し前年度の豫算は一度議會の承認を経たるものなるか故に行政部か自己の意見を以て調製したる新案に比すれば大に恕する所あるへく又議會に於ても往々豫算の權利を濫用し之を否決して徒らに行政部を窘束するとなき



に非すと雖も國家の活動は決して一日も遏む時なく又其經費は活動に伴ふて一日も缺くへからざるものなれば前年度の豫算に準據するは最も至當なるものと謂ふへし然るに「ビスマーク」氏は如此詭辯を弄して一八六三年より一八六六年に至るの間唯上院の同意と王の命とを以て年々の豫算を執行し陸軍擴張の素志を貫徹し遂に「サドワ」の戦勝は氏をして先見の明を誇らしむるに至れり而して如此暴行を逞して尙ほ且つ國民の背反蜂起を來し國內の擾亂を招くか如きとなきを得たるは實に氏の鐵血政策に長せる所以にして其行爲の憲法に背反し曖昧模稜の辯を弄して議會の權利を蹂躪したるの罪は決して許すと能はずと雖も政治家として確然一國の國是を定め其大方針を遂行するか爲めには水火も避けずして猛進したるの決心は實に稱賛すべきものあり而して其間下院は常に政府の專横暴壓を訴へて止まざりしと雖も干戈を把て政府に迫るの非常手段に出てざりしは實に普國の至幸と云ふへし一八六六年に至り普王は下院に勅語を下して曰く「近年歳計上大に憲法に反する事を爲せり朕之を顧るに憲法第九十九條は毎年朕が政府と上下兩院の同意を得るに非されは決することを得ざるものなり然るに政府が此憲法の規定に依らずして政務を處分せる所以のものは當時國家は危急存亡の場合に當り已を得ざるに出てたるものなり諸員にして若し當時

の情狀を察せば下院の議決を経すして豫算を執行したるの已むを得ざるを解し更に承認を與ふへきは朕が敢て疑はざる所なり而して今後に於ては決して又如此とを爲さざるへしと茲に於て政府と下院との軋轢は始めて和解し而して歳計豫算に關して下院の有する權利は明に認めらるゝに至れり

次に我邦に於ける歳計豫算の發達を見るに封建鎖國の小天地に屏居せる時代に在りては國家の財政は單純簡易にして内帑空乏を告ぐる場合には政府は自己の自由意思を以て租税を増徴し或は貨幣を増發して以て財政の運爲を爲せり而して東洋に於ける君臣間の慣例は一種特殊にして君主は其人民に對して絶對的の權力を有し又臣下は絶對的服従を爲すを以て分とし古來嘗て人民が政權の分配を主張したるとなく從て財政に關して容喙せんとしたるとなし然るに浦賀に於ける米艦の來訪は維新改革の導火と爲り將軍は大政を奉還して王政舊に復し人民は始て赫灼たる天日を拜するに至りたりしか之と同時に千古桃源の界を脱して列國競争の舞臺に出て列國と馳驅するか爲には政治に産業に軍備に教育に其他百般の事物は悉く面目を一新するの必要を生し加ふるに藩債の整理及び家祿奉還に對する政府の給與金は非常の巨額に達し財政は巨大の膨張を來し明治の初年に於ける財政の整理は實に新政府の最大事業た



るに至れり然るに明治六年五月大藏大輔井上馨及び大藏三等仕出澁澤榮一兩氏か財政の破綻を痛論して辭表を呈出するや其意見は内外新聞に登載せられて政府の信用は大に失墜し人民は政府の將來に關して危懼を抱き人心恟々として堵に安んぜざるに至れり茲に於て政府は之を等閑に付すると能はず大隈參議を大藏總裁として財政の整理に當らしめたりしか大隈總裁は財政の精算書を調製して之を太政官に呈出し内外に公示して以て物議を鎮めんを請へり是れ實に我邦に於て世人か政府の財政を知るに至りたる端緒にして爾來政府は専ら財政の整理に勉め明治七年五月院省使府縣に同年の歲計概算を達し次て明治八年以後會計年度を毎年七月より翌年六月迄と定むるを達し又百般の收入支出一年度内の總額を調査して之を差出すべきことを令し計算帳簿の雛形を製して經費を大小科目及び細目に分け小科目以上の流用を禁せり既に於て明治十二年に至り一層計算の精密を加へ經費を大中小細の四目に分ちて小科目以上の流用を禁し已むを得ざる場合には官省院使は太政官に府縣は大藏省に伺出ての上之を流用すべきものと爲したりしか明治十四年會計法の制定ありて大に財政は發達し明治十八年歲入歲出豫算條規歲入出科目條規を制定し又豫算は大藏大臣之を調製し内閣の議決を経て天皇陛下の裁可を請ひ敕令を以て之を全國に公

布すると爲したり茲に於て豫算は其面目を一新し憲法の發布せらるゝや其第六十四條に於て國家の歲入歲出は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へしと規定し又會計法を製定して豫算に關する規定を詳にし始て完全なるものと爲るに至れり此の如く歲計豫算は國民か財政上に容喙するの權利を得議會に於て政府の歲入歲出を監督するに至りて始めて全備するものにして立法部を設置せず行政部か單獨の意思を以て財政の運爲をなす時代に於ては假令歲入歲出の計算書を調製し之に準據して収支を行ふも自から調製して自から施行し而して自から監督するものなるか故に唯内部の勘定書にして其計算書に超過するとあるも何等の責任を負はざるものなれば未だ以て豫算と稱すると能はず而して豫算の完備は代議政治の發達に伴ふものにして議會の權力微弱なる時代に在りては豫算は形體を備ふるのみにして漸次其權力強大と爲り行政部と對立して十分に監督の實を擧ぐるに及んで始めて完全なる豫算たるに至るものなりとす故に今日君主獨裁國たる魯國の如きは年々歲計豫算を公示すと雖も甚だ不完全にして曖昧糝稜秘密の點を詳知すると能はず殆ど財政上の虚飾と評すべきものなり

次に歲計豫算なる語の起源に就て少しく述ふる所あらん



歳計豫算なる語は英語に之を「バジエツト」と稱し囊なる意味を有す其初は佛國の言語にして十一世紀の頃「コンクエロール、ウイリヤム」か「ノルマンデー」に起りて英國を征服するや盛に「ノルマンデー」の制度文物を輸入し言語の如き迄大に「ノルマン」化したるものあり而して此際「バジエツト」なる語は英國に輸入し來り同じく囊なる意味に用ひられたりしか後世に至りて英國の出納大臣か政費の請求を議會に爲すに當り常に其計算書を入れたる「バジエツト」を携帶して議場に出て是より書類を取出して一々議會の承認を経るを常としたりしかは當時「バジエツト」は財政演説なる意味に變し漸次轉化して遂に歳計豫算なる意味を有するに至れり然れども此語は其後ち又大陸に歸りて諸國の財政上の通語と爲り今日英國に於ては財政演説に「フイナンシャルステートメント」なる語を用ゆるに至れり

### 第三節 豫算の性質を論ず

豫算の性質に就ては從來學者の間に諸説紛々として未だ其歸着を見ず今尙ほ曖昧の裡に彷徨するか故に歳計豫算の研究上之を確定するは最も緊要のとなりと云ふへし豫算の性質に就ては凡そ四個の異説あり第一は法律説にして第二は財政委任説第三

は財政條件説第四は行政規定説是なり

法律説を主張する論者の重なる者は佛國に於ては「ベンヂヤシン、コンスタン」獨逸に於ては「ゾルン」「ベーター」氏等にして其説に曰く「國家の歳出歳入は豫算に依りて始めて行はるゝものにして毎年立法の手續を経て確定するを以て憲法上特別の規定あるに非されは議定せられたる年度の終りに於て豫算は効力を失ふものなり」と爲せり故に此説に従へば豫算か立法部の規定を経て始て諸法律を繼續するものにして豫算不成立の場合に於ては政府は何等の収入支出を爲すと能はずと云はざるを得ず是れ實に國家の存立を輕視して立法部を重視するに過ぎ立法部の議定したるものは皆悉く法律なりとの誤謬に陥りたるものにして之を各國立法部の實際に徴するも其議定する所のものは決して法律のみに限らざるなり

財政委任説は「ホイロインズ」「チスケル」諸氏の専ら主張する所にして其論旨は「法律を以て豫算を定むるは立法部か財政處分の全權を政府に委任する所以にして政府は立法部の委任なき間は租税の徴收政費の支辨等總て財政上の處分を行ふ權を有せず故に若し政府か立法部の委任を受けずして財政處分を爲すに於ては是れ即ち違憲の行爲にして人民は納税の義務を有せず」と云ふに在り是れ畢竟「モンデスキュー」氏の三權分



立説を以て眞理とせる誤謬にして豫算にして若し果して此の如き性質のものならんには萬一立法部が豫算を否決したる場合に於ては政治は全く中絶して國家は土崩瓦解の不幸に遭遇せざるを得ず無窮の生命を有すへき國家にして安んそ如此狂態を演ずるを得へけんや

財政條件説は「マックス、ザイデル」氏其他の主張する所にして「豫算は政府が財政上の収入及び支出を行ふ一の必要條件なり」と云ふに在り此説は形式上より豫算を解釋せるものにして未だ盡せりと謂ふ能はずと雖も前説の如き極端に走らざるものなり行政規定説は最も穩當なる説にして「グナイスト」「ラバント」其他の大家盛に之を唱道し今日最も汎く行はるゝ説にして其趣旨とする所は豫算は人民の權利義務の關係を規定する所の法律に非ず其憲法上の文字に於ては或は之を法律とし或は立法手續を以て定むとし將た又單に議會の協賛を經へしと記載するに拘はらず其意義は毎年立法部の協賛を經へしと云ふに止まり決して豫算を法律と看做すものに非ず豫算は財政上の處分を指示する一の規定なりとす故に人民は決して豫算に依りて權利を得或は義務を負ふものに非ず從て政府に於ても是に依りて出納の權を取捨するものに非ずして歳入に關しては租税、官有財産其他収入に關する總ての法律あり又歳出は官吏の

俸給、恩給國債の元利其他一切政府の義務に屬する法律命令に依り之が仕拂を規定するものなれば立法部が豫算を否決し又は不成立に至るとあるも人民は之が爲に納税の義務を免る能はさると同時に政府に於ても法律の結果又は法律上政府の義務に屬する仕拂は之を免る能はさるなり故に政府は豫算に定むる所の歳出歳入に關して束縛掣肘を被むるへしと雖も法律命令の規定に依りて之を収支し歳入額にして豫算以上の額に達し或は歳出額にして豫算の額に達せざるも政府は決して豫算を遵奉せざるの責を負ふものに非ず是に依て見るも豫算は決して法律に非ずして財政の整理及び人民の權利を保護する爲に政府を拘束する所の一の規定なるや明なりと云ふへし然れども豫算は行政上の規定なるか故に其輕重は法律と比較して決して輕きものなりと云ふと能はず蓋し財政は國家の生命の係はる所にして之が整否は國家の興亡隆替に關し又人民の權利義務に密着の關係を有するか故に寧ろ法律に比すれば重視すへきものにして我邦議院法に於ても豫算の修正動議を提出するには三十名の同意を要し法律の修正動議は二十名を要すと規定して以て豫算の取扱を法律に比して一層鄭重に爲したるは當を得たりと謂ふへし要するに豫算は學理上より論すれば法律に非ずして行政上の規定なりと云ふと雖も之が爲めに輕重あるに非ず却て法律に比



すれは重視すべきものなりとす

豫算の性質たる上來述ふる所を以て略は明瞭なるへし故に更に進て之を研究するに當りて茲に研究の順序を述べざるへからず豫算の起るや先づ調製に初まる調製とは豫算案の編成を云ふ次は議定にして議會の協賛を得て豫算案に確定の効力を與ふるものなり第三は豫算の施行にして確定せられたる豫算を實際に施行するを云ふ而して最後のものは則ち豫算の監督に任り以下此順序に従ひ之を論究せん

## 第二章 豫算案の調製

### 第一節 調製の機關

豫算案の調製とは右に述べたる如く編成の手續にして豫算の原始なるか故に慎重なる調査を要するものにして若し其調査にして粗漏散漫ならんか議會に於て如何に之を精査審議するも誤謬なきを期すると能はざるなり故に之か調製の任に當る者は必ず歳入歳出に關して熟知精通する者ならざるへからず而して此點に於ては行政官に優る者なしとす蓋し行政官は實地に政務の局に當るか故に事務の輕重緩急を詳知し又歳入の多寡増減に通すと雖も議會の議員は實地の政務に暗く到底適任に非ざる

なり故に多くの國に於ては皆之を行政官に一任せざるはなし然るに「モンデスキュー」氏の三權分立説を迷信せる米國及び佛國は豫算調製の一部を立法部に許し立法部は調製者にして又監督者たる奇怪なる地位に立てり故に其財政上に及ぼす弊害は當に調製の粗漏散漫なるのみならず議會は調製權を濫用して經費の増加を爲し之を拘束するものなきか故に歳計は漫に膨脹して紊亂破綻を生し人民の負擔は益々増加して其弊害實に甚しきものあり佛國に於ては此弊殊に甚しく議員は諸種の經費を要求し甚しきに至りては互に相結托して地方事業の起業をさへ企つるの有様なるか故に政費の膨脹は際限なく而して一方に議員は之に應ずる歳入の増加を計らざるか故に財政の局に當る者の困難少からず米國に於ては幸に元老院の勢力盛にして下院の妄動を矯正し能く之を指導し大統領又不認可權を有して下院の自由に任せざるか故に其弊害は未だ激甚に至らず左れば立法部は一切立法の事務に當りて行政部は唯立法部の議決を遵奉して外部に對して運爲するに過ぎず故に豫算の調製も亦立法部之に任し行政部をして議決したる豫算を遵奉せしむるに止むへしと爲すか如きは最も危険なる謬論にして立法部設置の本來の目的は行政部の專横放恣を防ぎ國民の權利を保護して其福利を増進するに在るは之を各國立法部發達の歴史に徴して亦疑なき所



にして若し其範圍を超越して權力の濫用を敢てするに於ては却て政務の澁滯擾亂を來すか故に立法部は須らく固有の範圍内に於て行動し豫算案を調製するか如きは事務に精通する行政部に任すべきものなりとす我邦に於ては立法部をして毫も之に預らしめず會計規則第四條に於て「大藏大臣は歳入の景況を調査し各省の豫算經費要求書に基き歳入歳出總豫算書を調製すべし」と規定せり

次に行政部か調製事務を行ふに當りて亦二種の別あり一は各省各別に調製するものにして他は各省に於て調製したるものを總理大臣若くは大藏大臣に於て統一するものなり各省各別に之を調製する方法は財政整理上甚た不可なるものにして今日に於ては殆ど之を行ふものなし蓋し該法は各省長官か單に自己の意見のみを標準として調製し自己の管轄に屬する政務の舉らんとをのみ勉むるか故に經費は巨大なる膨張を爲し各省の政務經費を参照して其緩急輕重宜きを得ると能はず即ち該法は之を施政上より見るも又財政上より見るも到底不可なるを免れず今日魯國に於ては尙ほ此法に依り各省大臣は自己の意見を以て豫算案を調製し之を參事院に提出せり各省に於て調製したるものを合して之を統一するとは最も良好なる方法にして該法には又其統一に二種の方法ありて(甲)法は各省より差出したるものを總理大臣若くは

大藏大臣之か統一の權を握り(乙)法は閣議に於て略ぼ豫算調製の大体の方針を定め之に準據して各省は豫算案を調製して大藏大臣若くは總理大臣に提出し大藏大臣若くは總理大臣は之を議決するに止め或は取捨を加ふるものなり今是等二法の得失を考覈するに單に總理大臣若くは大藏大臣か統一の全權を握るは甚た危險にして各省大臣は多くの經費を得るに於ては事務の執行上大に便利にして能く諸般の事務を舉げ衆望を集むるを得べきか故に勉めて多額を分取せんとし統一の任に當る大臣にして内閣員中最も勢力を有し能く各省の要求を取捨し得る權力を有する者に非されば到底四面の攻撃に耐ふる能はずして豫算は巨大の膨張を爲し亦取捨するに能はざるに至るを免れず故に該法は未だ以て完全なりと謂ふと能はざるなり然るに乙法即ち初に豫算全体の方針を各大臣協議の上議決して此標準に據りて調製したるものを統一する方法は統一の局に當る大臣は議定したる標準を基礎として十分に之を取捨するを得べきか故に其勞は少くして能く豫算案の調和を行ふを得べく又各省大臣に在りても既に一定の規矩あるか故に漫に其の規矩を脱して多額の請求を爲すか如きとなし由此觀之乙法は豫算案を調製するに最良なる方法と謂ふべし而して其統一の任に當る者は總理大臣大藏大臣中孰れを適任なりやと云ふに大藏大臣をして之



に當らしむるを以て至當なりとす蓋し百般政務の緩急を計り政府施政の方針を定むるは行政部統率の任に在る總理大臣の職務にして豫算調製の大体の方針を定むるに當りては總理大臣は主として其方針を立つるに勉めざるへからずと雖も方針にして既に一定する以上は歳入歳出を比較して其整理を計るは財務の局に在る大藏大臣の最も長する所にして又各省の要求を取捨するは必しも至難ならざるか故に大藏大臣をして之に當らしむるは總理大臣を以てするに比すれば優れるものあるや明なり今各國に於ける調製の状況を通觀するに英國に於ては乙法に依り前年度の通常十月閣議を開きて總理大臣は來年度に於ける政府大体の方針を述へ大藏大臣は來年度歳入の見込を陳へ各省大臣は相協議して調製上の大体の方針を確定し是に由て各省は豫算案を調製して十一月若くは十二月迄に之を大藏大臣に送付し大藏大臣は之を取捨して収入支出の適合をなし豫算要求書を調製し而して之を議會に提出するは翌年一二月に在りとす故に英國の制度は豫算調製の最良なる方法に依るものと謂ふへし之に反して佛國に於ては甲法を採用し大体の方針を定むるとなくして其標準は各省の自由に任するか故に愈々之を總括するに及んで經費は常に巨大の額に上り統一の局に當る大藏大臣は其取捨増減に殆ど手の下すへきなし或者は佛國大藏大臣の位地

を評して曰く大藏大臣は大金を抱て暗夜深山を獨行する旅人の如く而して經費の請求を爲す各省大臣は恰も強盜の如し旅人にして大膽不敵能く強盜を挫く力あるに非ずんば安んそ此の危地を冒すとを得んやと穿ち得て妙と云ふへし如此有様なるか故に大藏大臣にして果決能く此關門に當り嚴正なる取捨を行はんとするも各省大臣は又巨額の經費を得んか爲には實際の見込よりは巨額の編成を爲し或は不急の事業を列記するか故に大藏大臣にして如何に有力に如何に嚴正なるも其申出額を全然削除するは到底忍ぶ能はず自然多少の讓歩を爲し經費の膨脹は遂に避くる能はざるに至る豫算の源既に濁る宜なり其末流の清澄なる能はさると是れ以て鑑むべきなり然るに我邦に於ては豫算案の調製には最も慎密なる方法を設け大に稱賛すべきものあり即ち各省大臣は前々年度の終り迄に歳入歳出の概算書で大藏大臣に送致し大藏大臣は是に由て總概算書を作りて前年度四月十五日迄に閣議に提出し内閣又是に由て同三十日迄に豫算大体の方針を協議し各省大臣は此方針に準據して更に豫算經費請求書を作りて前年度六月三十日迄に大藏大臣に送致し大藏大臣は閣議の方針に由て之を取捨し始て調製の手續を終るものなりとす故に英國の制に比すれば一層綿密にして豫算の方針を協議するに當て據るべき大體の標準を知るの便宜ありとす



## 第二節 會計年度及び調製の時期

會計年度とは歳入歳出の計算を始終する一定の時期を云ふ財政上會計年度を設くるの必要あるは殆ど説明を要せざる所にして若し會計の年度を設けさらんか収支決算の期なきか故に財政は混淆紊亂して到底其整理を見ると能はされはなり故に孰れの國に於ても皆一定の期間を以て會計年度を定めざるはなし而して其期間は決して長きに渉るへからず何となれば其期間にして長からんか歳入歳出は混亂錯雜し或は証蹟湮滅し之に對して十分なる監督の實を上くる能はざるに至るへければなりされは各國の規定を見るに孰れも皆一ヶ年即ち十二ヶ月を以て一會計年度と爲さるはなし是れ誠に宜きを得たるものにして國家は常に活動して止む時なく年一年に進歩して政務の繁劇を加へ從て經費の増加を要するものなれば單に財政上のみならず施政上より見るも一ヶ年を以て一會計年度と定むるは適當なりと謂ふへし然れども其開始終結の時期は國に由りて大に異り白耳義、埃地利、露西亞、瑞士、那威、瑞典、土耳其等に於ては會計年度と暦年と同一にして一月一日に始まり十二月三十一日に終るものとし英國、獨逸、暹馬及び我邦の如きは毎年四月一日に始まり翌年三月卅一日に終る佛國、伊太利、西

班牙、葡萄牙及び北米合衆國の如きは七月一日に始まり翌年六月三十日に終るものと爲せり如此各々始終の時期を異にすと雖も其時期は決して理論を以て一定すると能はず何となれば各其國に於て租稅其他の收入の國庫に納まる時期及び議會の開期を異にするか故に各其時期に適合するを計るべきものにして漫に之を一定して空しく巨額の資金を國庫に堆積し或は經費の必要に迫りて國庫に充つべき資金なく多額の大藏省證券を發行するか如きは財政上策の得たるものに非されはなり而して又豫算案議定の時期と豫算施行の時期との間の長短は大に豫算の精粗に影響するものにして其期間にして長ければ如何なる事情に由りて歳入歳入に變動を來すやも計り難きか故に豫算は到底精確なると能はざるなり故に議會の開期と年度の開始とは可成的に接近せしむべきものなるや明なり如此國庫に收入の時期及び議會の開期は年度の始終期と密接の關係を有するか故に各國各其國情に由りて定むべきものにして右に述ふる二條件に背反するとなきに於ては其時期の早晩は財政上利害を論するの要なしとす

次に調製着手の時期に就ても國に由り各々異りと雖も其時期は必ず及ぶ丈け年度の開始に接近せしむべきものなりとす何となれば調製の時期にして早きに過ぎんか施



行に至る迄には種々の變動を生し或は租税其他の収入額を減し或は物價の騰貴其他の事變の爲に經費の増加を來し豫算と實際とは大に相違するに至るを免れず故に政府は此變動に備ふる爲に豫め歳出額を多く見積るとなり臆測推斷愈々出て豫算は愈々不精密となり其價値は調製着手の時期を隔たるに從て減すへければなり即ち豫算の確否は調製着手の時期の早晩に由りて別るゝか故に豫算の正確を保たんとせば必ず其時期を晚ふすへきものなりとす尤も調製の爲に要する期間は各國共に大に長短あり既に老成の國にして政府の事務も略は一定せるに於ては豫算案の調製は容易にして從て永き時期を要せざるか故に可成的其間を短くするとに勉むへしと雖も之に反して青年の時代にある邦國は政府の事務は年と共に増加し又變動頻繁なるか故に之か豫算案を調製すると甚た困難にして從て多くの時日を要せざるを得ず故に豫算調製の時期は一概に論斷する能はずと雖も可及的着手の時期をして年度の開始に接近せしむへきものなりとす佛國に於ては往時着手の時期と年度の開始との間非常に長くして那翁三世の頃前年度の始め即ち一月に於て既に議會に提出したると稀なりとせず故に當時豫算案調製の着手は年度の凡そ十六七ヶ月以前に在り如此有様なりしか故に豫算は甚た不確實にして誤謬甚しく財政は混亂紛雜を免れざりしか那翁三

世廢位の後は大に年度に接近し其間十一二ヶ月と爲り一八七六年の豫算を一八七五年五月一八七七年の豫算を一八七六年三月議會に提出するに至れり是れ實に豫算の一進歩と稱すへきなり然るに奇怪にも議會は之を憤り政府は議會の審議を厭ふて其提出を遅ふするものなりとて却て之を非難するに至れり當時佛國議會か如何に財政上の知識に乏しかりしや推して知るへきなり

### 第三節 單複豫算

單複豫算の得失は議論多き點にして單豫算とは歳出歳入を一括して單一の豫算に調製し其取扱を異にせざるものを云ひ複豫算とは數種の計算を立て其取扱を異にするものを云ふ故に單複豫算の區別は其取扱の單純なると複雑なるとに由て分るゝものなりとす而して豫算は單複孰れを可とするかと云ふに其複雑は可成的之を避けざるへからす何となれば豫算にして複雑ならんか其計算を知悉するに困難なるか故に從て議會は之か審査に多くの時日を要し十分に監査する能はず往々政府の爲に昏迷せらるゝとなきに非す加之政府に於ても其取扱錯雜するか故に豫算は單純にして一目の下之を了知し得るものならざるへからす然れども複算は又絶對的に之を不可なり



と斷すると能はず財政の施行上通常歳出入と區分するの實際已むを得ざるとあり例之は戦争等の場合に於ては増税若くは國債の如き臨時の収入を以て非常の經費を支辨するものなれば之を通常の歳出入と混同するは却て歳計の錯雜不明を來たすか故に之を區分して複豫算と爲さるへからず故に豫算は平常の場合に於ては可成的單豫算と爲すべく非常の場合に臨時の収入を以て臨時の支出を爲すに當りては複豫算と爲すべきものなりとす

豫算の複雑を致すは種々の原因あり英國に於ては歳出に永久經費と議決經費との二種ありて政府は共に之を議會に提出すと雖も永久經費は唯之を議會に示すに止まり毫も其容喙を容さず議會に於て審査するものは唯議決經費のみなりとす而して又収支組合せ法は豫算を複雑ならしむるものにして今日之を存せすと雖も往時に於ては盛に行はれたり此法の弊害多きは今日英國か之を廢したるに見ても明にして既に租稅論に於て論したるか如く計算は非常に錯雜し彼是の流用を許さるを以て財政の處理は甚た偏固にして又豫算の調製は個々別々なれば實際と大に齟齬し且つ又之か取扱の爲に課局の分立を要するか故に従て多くの費用を要すへければ収支組合法は決して採用すべきものに非ず而して又往々政府事業の収支を特別會計と爲して豫算

を複雑ならしむるとあり即ち特別會計の収支は特別會計其れ自身之を決算して唯國庫より受取るもの及び納むるもののみを豫算に編入するに於ては別に豫算を複雑ならしむるとなしと雖も特別會計の収支を悉く豫算に列記するに於ては複豫算たるに至る是甚た不可なるものにして特別會計の収支は之を豫算に列記するも格段の利益なく徒に豫算を錯雜ならしむるに過ぎず我邦に於ては會計法第六條に於て「歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分すへし」と規定するも經常臨時に由りて其取扱を異にせざるか故に單豫算なりと謂ふへし

#### 第四節 調製の方法

豫算案を調製するに當り其収入より収入の爲めに要する經費を扣除し純収入を記載する方法と収入費を扣除せずして單に總収入を記載するとの二種の方法あり純収入法は手數簡易にして昔時専ら行はれたりしと雖も財政上弊害多きものなりとす今其弊害を擧げは第一純収入法は収入の爲に要する經費を知ると能はざるの不便あり蓋し財政の整理上収入費の多寡を知るは甚た緊要にして多額の収入費を要する財源は決して善良なる財源と稱するに能はず故に財務の當局者及び監督者は詳かに歳入の



収入費を調査して以て財源を撰擇せざるへからすと雖も純収入法に在りては之を行ふと能はざるか故に十分なる財政の整備を得ると能はざるなり第二に純収入法は収税官吏の監督を行ふと能はず即ち該法は収入費を扣除するか故に若し官吏か實費以上を扣除し奸曲を逞うするも之を發見するに途なく又官吏は果して法律の規定に従ひて徴収を爲したるか或は人民か無智なるに乗して法律を犯して多額の租税或は手數料を徴収し人民の權利を蹂躪したるとなきかを明かに知悉すると能はざるへければなり是を以て今日に於ては純然たる純収入法を用ゆるものなく佛國に於ては一八一八年以來總収入法に依り英國に於ても往時純収入法に依りたりしか一八五三年以來總収入法に依り又我邦に於ても會計法第二條に於て「租税及其の他一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出は總豫算に編入すへし」と規定するか故に同じく總収入法に依るものなり唯今日「サキソン」「パリヤ」「ウルテンボルク」に於ては豫算に純収入を記載するに過ぎすと雖も別表に於て徴収費を掲げ之を議會に提出せり次に歳入の算出は豫算案の調製上困難なる事業にして若し國家にして常に靜止し「チケル」氏の云ふか如く歳出歳入は年と共に變動するものに非ずして唯數年に一度多少の修正を要するに止まるものならんには其算出は必しも困難ならずと雖も如何せん

ん國家は常に活動變轉して止む時なく歳入は年々多少の變動を免れず而して之を算出するは重もに推測を以てするの外なきか故に財務の局に當る者は最も卓越せる推測力を有する者ならざるへからす然れども之を推測するに當りては多少據るへき標準なかるへからす即ち其標準の比較的確實なるものは最近年度即ち前年度の歳入を基礎とし之に前數ヶ年の歳入中極端の増減ありたるものを除きて其平均の増減額を算出し之を參酌して以て歳入の豫算案を立つるに在り此法に依れば年度に最も近き前年度の歳入は割合に確かなる標準なるへく之に加ふるに前數年の増減額に由り略は歳入の趨向を知るとを得へきか故に庶幾くは甚しき違算なきを得ん然れども是れ唯大体の標準にして大藏大臣の要職は必ず敏腕なる財政家を待つに非されは到底財政の完備を期する能はざるや明なりとす

歳入の算出法は略は右に述ぶるか如し而して歳出の編成法に至りては物價の高低等に因りて變動を生ずるとなきに非すと雖も歳入の如く他働的のものに非ずして自働的のものなれば若し豫算の施行上不足を生ずる懸念ある場合に於ては一時事業を中止し或は節約を行ふても其巨額ならざる以上は破綻を防遏するとを得へきか故に其算出は歳入に比すれば遙に容易なりと云ふへし然れども豫算は既に其名の示すか如



く豫め推測したる計算なるを以て其員數を記入するに細末の點迄に及ぶか如きは到底不能のとなして若し強て外觀を飾るか爲めに之を行ふに於ては却て財政上に破綻を生ずる基因ならざるを得ず故に英國及び佛國等に於ては歳入は之を千位に止め米國に於ては之を萬位に止めり

歳出歳入の編成は畧は論究したるか故に次に研究すべき問題は収支の適合法に在り収支適合に就ては往々世人は笑ふべき謬見に陥り決算に至りて収支精密に適合する時は是を以て一に財務當局者の敏腕に依るものなりと妄信し盛に之を稱賛して止まらず是に反して若し決算に至りて不足を生ずる時は直ちに觀て以て當局者の無能に歸し之を非難するに至る茲に於て財政の局に當る者は多くは愚者を瞞着せんとして調製に當りて歳入は實際の見込より少く之を見積り歳出は實際の見込より多く之を見積りて以て適合を爲すとあり故に決算に至りて能く収支の適合を爲すとを得へしと雖も是れ財政上最も非難すべきものにして若し此の如き豫算を嚴正に施行するに於ては年度の終りに於て多少の剩餘金を生ずると明なるか故に政府は自から濫用浪費に流れ無益の支出を行ふて徒に人民を苦むるの弊害を生すへければなり故に決算に至りて収支精密に適合すればとて決して一概に稱賛すべきものに非ざるのみならず

豫算案にして嚴密に之を調製せんには収支に幾分の變動は免れざる所にして多少の不足を生したりとて必ずしも非難すべきとに非す何となれば若し財務當局者か故意に作りたる豫算の爲めに収支精密に適合し或は剩餘を生ずるとあらんか議會の監督は等閑に流れ十分に之を審査するとなさか故に攻撃なき所自から腐敗を生し官吏は奸曲を行ひ濫用浪費を生ずるに至るへしと雖も豫算案の調製を有の儘に爲したるか爲めに歳計に不足を生ずるに於ては不足の二字は痛く議會及び一般人民の耳底を刺撃し財政に對して周密なる注意を怠らす弊害の伏する所は之を摘發して是正するか故に財政は大に其面目を改むるを得べく又不足を生したる場合に在りては議會は再ひ注意して之を檢閲するを以て次年の豫算を議するに當りて裨益する所少からず故に假令決算に至りて収支に少額の不足を生ずるとあるも決して之か爲めに當局者の價值を墮すものに非すして寧ろ嚴正なる積算の結果を證するものなりと謂ふへし故に豫算案を調製するに當りては須く正確なる見込に由り濫りに歳入を少く見積り歳出を多く見積るか如き故意の収支適合を爲すべきものに非す

収支適合の方法は右に述ぶるか如く嚴正なる積算に據り決算に至りて少額の不足を生ずるは一概に非難すべきに非すと雖も其不足にして年々次に及ぶか如きとあら



んか財政は年と共に愈々膨張して或は紊亂破綻の原因たらさるとなきに非ず故に財政の原則上一年度の歳出は必ず其年度の歳入を以て支辨すへきものにして其年度の不足を次年に送るか如きは最も之を避けざるへからす而して之を避くるの方法は即ち豫算施行に當りて勉めて節約を行ふにあれども或る國に於ては豫算外に若干の豫備金を設け避け難き豫算の不足或は豫算外に生したる必要の費用に充て其年度内の歳出は悉く其年度内の歳入を以て支辨する方法を設くるものあり我邦に於ても會計法第七條に於て第一。豫備金。及び第二。豫備金。を設け第一。豫備金は避くへからざる豫算の不足を補ふものにして第二。豫備金は豫算外に生したる必要の費用に充つへきとを規定せり

次に歳出の分合配置は如何に之を爲すへきかを研究せざるへからす往時に於ては豫算の科目は甚だ僅少にして佛國に於ては那翁一世の頃總豫算なるもの行はれたるとあり當時に在ては豫算は行政上の必要に止まり議會の監督を便にするを以て目的とせず加ふるに戰鬪絶ゆる時なく細密なる分課を行ふも到底實際に施行すると能はざりしか故に亦已むを得ざるものありしと雖も漫然たる總豫算の如きは政府の行爲を監督すると能はざるか故に豫算は唯其名のみにして何等の効力なきものと謂は

ざるを得ず豫算の分科は議院政治の發達と共に漸次精細を加へ今日に於ては英國は百數十普國は三百塊地利は四百四五十佛國は六百内外最も多き伊太利は九百以上の分科を爲すに至れり如此國に由て科目の數を異にすと雖も分科の細密に過くるは徒に手數を増加するのみにして格段利益なきものなるか故に寧ろ適度の分科に止めざるへからす而して分科の方法には縦分法と横分法との二法ありて縦分法とは各省の所管に由りて部局課掛に細別するに在り此法は各省所管の經費を知るの便ありと雖も人員費と物品費との區分を立てざるか故に未だ以て完全なるものに非ず横分法とは經費の目的に由りて部款項目に細分するものにして人員費と物品費とを混同するとなしと雖も又各省所管の各事務に要する經費を知ると能はざるの不便あり故に分科の精密を得んとするには是等二法を併用し所管別と目的別とに據らざるへからざるものなりとす我邦現行の分科法は即ち此二法を併用したるものなり次に歳出歳入の配列の順序は勿論歳出を先にし歳入を後にすへきものにして歳出列記の順序は先づ國家の生存に缺くへからざる科目を先きにすへきものなりとす即ち第一。元首の費用第二。國債の元利償還費第三。裁判費第四。陸海軍費の如きは國家の生存上一日も缺くへからざるものなるか故に之を先にし次に國家の幸福に關する教



育費勸業費等を列記すべきものなりとす國債元利償還費及び徵稅費の配列すべき順序に就ては學者間に議論ありて貧弱にして巨額の國債を擔ふ邦國に於ては國債の償還如何は國家の獨立に影響するか故に須らく之を最初に記載すべきものなりと雖も富強にして又國債の負擔多からざる邦國に於ては國債償還費を先きにするの要なしと論ずる者あれども國債の仕拂如何は國家の信用に關し信用は國家存立上の基礎なるか故に假令富強なる邦國に於ても國債償還は一日も忽にすべきものに非ず租稅の徵收費に至りては特に之を論ずるの要なし何となれば收入を得るか爲には之に伴ふて徵收經費は離るへからざるものなれば之に重きを置くの必要なく大藏省の經費中に編入すべきものなりとす

以上豫算案の調製に關しては略は講究を終はりたるか故に更に豫算案の議定に論及せんとす

### 第三章 豫算案の議定

#### 第一節 豫算案の提出

豫算案の調製は統一を可なりとし而して統一の局に當る者は財政事務に精通する大

藏大臣を以て適任と爲すとは既に前章に於て論究したるか如し故に豫算案の提出も亦大藏大臣よりするを可とす而して其提出は議會の兩院孰れを先きにするべきかと云ふに先きに下院に提出するを以て至當とす蓋し下院は直接に一般納稅者を代表し豫算に關しては最も痛切なる利害關係を有するを以て從て議論多く便宜上よりするも議論の多き所より先きに議定に付するを得策とするか故に下院に於て十分に審議したる後ち上院に回送すべきものなりとす我邦憲法に於ては其第六十五條に於て明かに豫算は先きに衆議院に提出すへしと規定せり

提出の時期に就ては國に由りて大に異りと雖も前章に於て述べたるか如く年度の開始を距る遠きに從て豫算は不確實なるべく年度の開始に先たち恰も議定を終はるべき時期を計りて之を提出するに於ては比較的實際に近きものなるを得へし故に豫算案の提出は可成的年度に接近せしむべきものにして則ち亦議會の開期をして年度の開始に接近せしめざるへからず而かも豫算は議會か豫算案を審議する能力の優劣に由り大に其時日に長短あるものにして議會か豫算案を審査鑑別する能力に富むに於ては僅少の時日を以て之を議定するか故に其提出は早きを要せずと雖も之に反して議會に於ける審議の方法宜きを得す又議員か財政上の知識に乏しきに於ては之か議



定に多くの時日を要するを以て提出の時期遅からんか自から審査は疎漏に流れて十分なる監督を行ふ能はず甚しきに至ては時日切迫の爲めに之を議するに暇なく遂に豫算は成立に至らざるの不幸に遭遇するとなきを保せず是を以て豫算案の提出時期は議定機關の進否に因りて異なるものにして一概に之を論ずると能はず今各國に於ける提出の時期を見るに最も早きは佛國及び米國にして年度の開始前十ヶ月に在り次は伊太利にして豫算を假定豫算と確定豫算とに分ち假定豫算は八ヶ月以前に提出し確定豫算は之を四ヶ月以前に提出せり次に和蘭は四ヶ月以前にして我邦に於ては從來前年度の十一月下旬に議會を開會したるか故に四ヶ月餘前なりしと雖も近年開會の期は多くは十二月下旬なるか故に三ヶ月少しく以前に提出するものなりとす茲に又英國に於ては豫算案の議定は大に他國と趣を異にし其提出は他の諸國と同しく一年度間の豫算案を一回に提出すと雖も議定に當りて之を數回に分ち總豫算案を三回四回多きは五回に議定を爲すとあり而して最終の節は之を経費配當法案と稱し前回のものと合せ是れに由りて一年度の豫算案は始めて議了せられたるものなりとす今此法の得失を考ふるに此法に依るに於ては豫算の施行と議定との間短きか故に豫算に變動を生ずると少きの利益あり即ち一年度内の豫算案を一回に議定するに於ては

如何に議定の時期と施行の時期とを近接せしむるも議定の終りと施行の終りととは少くとも一ヶ年餘の間あるを免れず然るに此法に於ては年度に入りて施行を要する費目の生ずるに從て順次議定を爲すものなれば豫算正確の點より見る時は最も善良なる方法なりと謂ふへし然れども如此方法は英國の如く特殊の便宜ある國に非されは到底行ひ難きものにして第一。議會は一年を通して開會することを要し第二。政府案の調製正確にして政府は大に責任を重んずることを要し第三。議會が適當なる信任を政府に置き議定の迅速なることを要し第四。國庫金取扱機關の完備するに非されは他國か如此方法に倣ふに於ては徒に煩雜を増加し計算を混亂し却て財政を紊るに至るへし次に又政府が豫算案を提出するに當りては單に豫算案のみを提出するも之を審議するに當りて其當否を調査するの標準なきか故に議會の審査に必要な参考書の添付を爲さざるへからず而して其添付は複雑尨大に過ぐるに於ては却て混亂不明を來すの恐あるを以て簡單にして明瞭なる参考書を添付するに止むべきものなりとす佛國の如く數千餘頁の尨大なる参考書を添へ之か通讀にすら多くの日子を要するものゝ如きは決して宜きを得たるものに非ず我邦に於ては會計法第六條に參考文書の規定を設けて曰く



總豫算には帝國議會參考の爲に左の文書を添付すへし

第一 各省の豫算經費要求書但し各項中各目の明細を記入すへし

第二 其年三月卅一日に終りたる會計年度の歳入歳出計算書

是れ簡單明瞭宜きを得たるものにして豫算經費要求書は豫算案の根源を知り又政府施政上の意嚮を窺ふとを得へく前々年度の計算書は政府財政の實況を知悉するを得へければなり

### 第二節 豫算案議定に關して兩院の關係

豫算案の議定に關して議論多き問題は兩院の關係にして立法部は須らく兩院制を取るべきとは政治學上の定論なるか故に茲に論するの要なし然れども既に兩院制を採用し上院下院を設置する以上は豫算に關して兩院は如何なる權限を有すべきか豫算案の提出は下院を先きにすべきとは既に述べたる如くなりと雖も議定上の權利に關しては甚だ困難なる問題にして凡そ兩院制に於ては下院は上院をして下院の議決に従はしめんとし上院は自己の權利を保持して爭議を惹起するとあるは素より自然の勢にして權力に優劣なき二院を對立せしむるに於ては其間に多少軋轢を生ずるは決して

怪むに足らず是れ即ち二院制の一院制に優れる所以にして上院は下院の放恣輕躁を容さず下院も亦上院の專斷壓制を容さず互に相掣肘するか故に始て眞正なる國家の福利を増進するを得へし然れども兩院互に意見を主張して相譲らず其軋轢甚しきに至らんか却て政治の運爲を阻礙し豫算の如きも時に或は不成立の不幸に遭遇するとなきに非ず茲に於て或る國に於ては下院に限りて修正權を有し上院は唯全体を可決するか或は否決するかの權を有するのみなるを規定し又或は慣例に由りて如此なるものあり然れども若し其權限に關して何等の規定を設けず若くは慣例の由るべきなく議定の權利に兩院間區別なきときは各其權利を主張して和協すると能はざるを以て如此邦國に於ては兩院協議會なるものを開きて是に由りて決するものと爲せり然れども若し兩院協議會に於て兩說各同數に分れたる場合に於ては其爭議は遂に決するの期なきか故に此困難を救ふか爲に多くは皆下院に特典を興へて之に重きを置けり即ち「バーデン」「ウルテンブルヒ」等に於ては兩院協議會に於て兩說同數なる時は下院議長の意見に任せ伊太利に於ては下院より三十名上院より十五名の委員を出さしむるか故に結局下院の意見は貫徹するに至るべく又瑞典に於ては兩院同數の委員を撰出すと雖も兩說同數なる時は兩院各別に投票を行ひ兩院の投票を合して之を決



す而して下院議員の數は百九十名にして上院議員の數は百三十四名なるか故に下院は遂に其意見を貫徹するを得へし如此是等の邦國に於ては協議會に於て下院に重きを置くと雖も米國に於ては兩院各五名の委員を撰み其五名中三名は多數の説を唱へたる者より二名は少數の説を唱へたる者より撰出せり而して若し協議會に於て議論一決せざる時は更に又同一の方法を以て委員を撰出し底止する所なし丁抹に於ても亦之と同しく協議會に於て議論一決せざる時は殆ど之を決するの途なし以上述べるか如く協議會に於て下院に重きを置き或は之に由りて兎に角兩院の意見を決するの途を開けり

英國に於ては往時上院は下院の議決を修正するの權を有したりしか一六七一年下院は之を不當なりとし下院の議決は決して他に於て變更するを許さずと議決し又一六七八年同一の議決を爲し上院の修正權を奪はんとせり一八六九年紙稅廢止を下院に於て議決するや上院は之に反對したるよりして兩院の間に衝突を生し下院に於て「バーモーストーン」氏の如きは上院の修正權は之を事實及び記録に徴するも決して有するものに非すと主張し遂に委員を撰ひて之を調査せしめたりしに其調査に據れば上院は嘗て修正權を棄たるとありしと雖も又實際租稅の廢置變更を爲したるの例少か

らすとの報告を得るに至れり然れども下院は尙ほ固く執て上院に此權利なきことを議決せんとしたりしと雖も上院に抗すると能はずして紙稅廢止も遂に決行すると能はざりしか翌年の議會に於て紙稅廢止案は上院に容喙の權利なき經費法案に編入して之を提出し上院も亦深く争はず歩を譲りて紙稅は遂に廢止せらるゝに至れり而して今日に於ても亦依然上院は修正の權利を擲ちたるに非すと雖も常に下院に讓歩して全體に否決するか或は下院の議定に従ふを常とし實際否決の如きは殆ど爲さざる所なるを以て豫算案の修正に關して下院は全權を有すと謂ふへし普魯西及び白耳義に於ては明に憲法上に明文を以て上院は唯下院の議決を全體に承認するか然らざれば全體に否決するの權を有するのみにして之を修正するを得すと規定せり然るに佛國に於ては兩院の權利には優劣なく上院は下院の議決を可否するの權を有すると同時に又修正するの權を有せり然れども其提出は下院を前きにするか故に下院は往々故らに議定を荏苒し議會閉期の切迫するに及びて之を上院に回送し修正審議の暇なからしめ以て下院の議決を容るゝか或は全體に否決するの已むなきに至らしむるの策を取れり

我邦に於ても佛國と同じく兩院が豫算案を議定するの權利は同等にして優劣なく嘗



て第三議會に於て貴族院か衆議院の削除したる費目を復活するや兩院の間に紛議を生し遂に貴族院は上奏勅裁を請ふに至りたりしか勅答は貴族院は衆議院の議定案を修正し或は削除したる費目を復活するの權利あることを明諭せられたり

如此國に由りて豫算案議定に關する兩院の權利に差別ありと雖も一般の傾向は皆下院に重きを置かざるはなし是れ果して國家全體の利益と合するものなるか余を以て之を見れば畢竟多數の邦國か下院の權力に重きを置く所以のものは下院は一般納稅者を代表し豫算に對して最も痛切の利害關係を有すと云ふに在り然れども思ふに利害に痛切の關係ある者は時に其利害の爲めに制せられて却て國家永遠の利益を顧ざるの恐れなき能はず即ち歳出の増加は直ちに各人の負擔に影響するを以て一般納稅者を代表する所の下院は自己の利害の爲め或は撰舉區民の歡心を失はさらんか爲めに國家永遠の福利を等閑に付して租稅の増徴或は經費の増加を非認するとなきに非ず是れ最も危險なるにして國家にして若し一時苟且の結合に過ぎざるに於ては多數人民の意嚮に因りて左右すへしと雖も國家の生命は永遠無窮にして從て施政は常に目前の利害に拘泥せず永遠の福利を増進するに勉めざるへからず然るに下院は痛切に豫算に對して利害關係を有する人民の代表者なりと云ふの理由を以て之に重きを

を置くは甚た恐るへき輕舉と謂はざるを得ず故に眞正に國家永遠の幸福を増進せんとせば一方に利害に密接の關係ある下院の意見に加ふるに利害の爲に躁急輕舉に陥らす冷靜なる眼光を以て國家一般の上より判定を下す所の上院の意見を折衷すると必要にして立法部に二院を設置するの目的も亦是に外ならず則ち上院にのみ重き權利を有せしむるに於ては一般人民の休戚疾苦を顧すして國家の經營を大にするの點にのみ着目するに至るへく又下院にのみ重き權利を有せしむるに於ては糊塗彌縫因循事を誤るなきに非ず故に是等の二院相合して互に掣肘扶掖して始て圓滿なる好果を取得するを得へし而して斯の如くするには必ず二者の權利を同等にし互に對峙せしめざるへからざるや明なりと謂ふへし彼の普魯亞、白耳義の如く憲法を以て下院の權利に重きを置き或は「バーデン」ウランブルヒ伊太利の如く兩院協議會に於ける下院に特權を與ふるか如きは決して完全なる議定方法に非ずして佛國若くは我邦の如く兩院對等の位地に立ち俱に豫算に精細なる調査を加へ互に審議討論して始て豫算案の議定は完全に近くを得へし然れども兩院對等の權利を持して相對立し互に譲るとを肯せざるに於ては常に衝突軋轢を生し豫算の成立に至らざるとなきに非ず而して豫算の不成立は國家の施政上最も忌むべき現象にして如此場合に於ては已む



を得ず前年度の豫算を襲踏するの外なしと雖も國家は一日も靜止するものに非ず年と共に益々發達し之か爲めに政費の増加は避け難く殊に今日宇内列國の競争場裡に立ちては他の機先を制して敏活なる畫策を爲すに非されは到底國家の安全を保持し福利を増進するに能はず故に豫算は年々其時の事情に應じて深く審議を凝し之を通過して以て適當なる施政の自由を與へざるへからず而して若し兩院の意見衝突して調和を得難き場合に於ては之を救ふの策は唯兩院協議會を開きて決するの外なし兩院協議會に於ては下院にのみ特典を與ふるの不可なるとは既に述ふる如くなるか故に委員の數及び可否の權利は兩院同一ならざるへからず然れども協議會に於ても兩院同等の權利を有するに於ては又遂に和協の得難き恐れなきに非ず故に其委員の撰出を米國に於けるか如く兩院各多數の意見を有したる者の中より多數の委員を撰出し少數の意見を有したる者の中より少數の委員を撰出し協議會の委員長は兩院に於ける少數委員中より撰出し之に投票權と裁決權とを有せしむるに在り此の如くすれば下院委員の多數は下院の議決を主張し上院委員の多數は上院の議決を主張し兩院に於ける少數委員は其間に公平不偏の意見を主張すべく而して兩院同數なる場合に於ては之を決する委員長は中立即ち少數委員の内より撰出したるものなるを以て其

判定は公平なるべく以て兩院一時の感情に驅られて邦家の大計を誤るか如き恐なく庶幾は公平無私真正なる國家の利益に副ふべき豫算案の通過を見るを得ん之を要するに立法部組織の二院制は一院制に優るは争ふへからざる真理なる以上は兩院は宜く對等の地位に置くべきものにして一方にのみ特別の權利を與ふるに於ては二院制の長所の半は沒了せらるゝに至るべく殊に豫算の如き重大なる問題に關しては偏せず黨せず公平なる議定を爲すの必要切なるものあればなり

### 第三節 豫算案議定の方法

豫算の如き重大なる問題を議するに當ては最も慎重なる審議を要するものにして直ちに本議に付するか如き輕卒の議定を許すべきに非ず故に孰れの邦國に於ても皆豫算調査委員の審査を経て本議に移さるはなし然れども委員會の組織に就きては二種の別あり一は一部の撰出せられたる委員を以て組織し他は全院の委員を以て組織す一部委員の制度は最も廣く行はるゝ所にして米國、佛國、奧太利、伊太利、白耳義、和蘭、瑞典、丁抹等皆此制を採り唯英國に於ては全院委員制を採れり今是等二種の制度の得失を考ふるに一部委員に於ては委員の數少きか故に之を籠絡欺瞞すると容易にして行



政部は往々不正の手段を弄して提出せる豫算案の通過を計り又或は委員を輕蔑して精細叮嚀なる説明を與へざるとなきに非す加之假令是等の惡弊行はれずとするも抽籤を以て委員を撰出したる時は財政上の知識に富める者の撰出すると能はず時に無爲無能の徒をして之に當らしむるか故に委員會の報告は本議に於て忽ち打破せられ徒に紛擾を惹起して委員の審査は全く無効に歸するとなきに非す然れども亦全院委員に於ても弊害なきに非す一部委員に於ける弊害は之を防遏するを得へしと雖も全院委員會は唯本會議と其名稱を變し及び審議の方法少しく異なるのみなるか故に委員の數多くして議論紛出し徒に多くの時日を費して紛擾錯雜を招くに至る斯の如く二者共に一長一短ありて一概に是非すると能はず人或は英國に於ける全院委員の結果甚た良好なるを見て宜く全院委員の制を採るへしと論する者あれども自國の事情を顧す漫りに之を摸倣せんとするは甚しき誤謬にして英國の全院委員か今日の美を成せる所以のものは永き經驗の結果にして財政事情に精通せざる議員の如きは委員會に出席する者なく多くは皆其道の達者にして精確緻密なる觀察に依りて之を審議し且つ徒に冗長の辯を弄して議場を紛擾するとなく唯其要領を簡短に演述するの有様なるか故に豫算案は簡略に而かも正確なる調査を遂くるとを得へし然れども若し

之を我邦に於て模倣せんか無能なる議員も撰擧區に齎らず土産の爲めに一二の發言を試んとする今日の状況なれば議場は空言冗語の爲めに攪亂せられ多くの時日を徒費し十分なる調査を爲すと能はざるや明なり是を以て若し議會にして英國の如く發達せる邦國に於ては全院委員は素より善良なりと雖も其他の邦國に於ては却て弊害多く寧ろ議員各自か委員の撰出を注意し財政に堪能にして又剛直節を任せざる適任者を以て一部委員を組織するに如かさるなり

今英國其他諸國に於ける委員會の組織に就て少しく述ふる所あらん英國に於ては豫算委員を歳出委員と歳入委員との二とし俱に全院委員にして下院議員は悉く之か委員と爲り其本會議と異なる所は委員會の長は議長に非ずして副議長を以て委員長とし又本會議に於て各議員の發言は一問題に對して一回に限ると雖も委員會に於ては是等の制限なく又本會議に於て議長は辯論討議するを得すと雖も委員會の委員長は之を爲すとを得るものと爲せり如此委員會に於ける委員の發言權は本會議に比すれば遙かに自由なるか故に混亂紛擾を惹起するの恐あるか如しと雖も其實は決して然らず先に述べたるか如く委員會に出席する者は財政事情に精通する者のみなるか故に其數至て少く是等委員は精緻なる考察を以て之を審議し又唯必要の



點に就てのみ簡短に之を陳ふるに過ぎざるか故に爲めに紛擾を起すか如きとなし而して豫算委員會を開くの順序は英國憲法に於て下院は皇帝の要求に應じて經費を供給するの主義なるか故に皇帝の要求なければ下院は之か供給を議決せず故に皇帝は議會の開會に當りて經費を要求し當局有司をして豫算案を提出せしむるを敕諭せられ是に於て下院は歳出委員會を開くべきことを定め先づ海陸軍部豫算案を議決すべきことを決し皇帝に奏上し豫算案の提出を乞ひ政府は大抵一月十五日以前に海陸軍部の豫算案を提出し之に繼ぎて一般の歳出豫算案を提出し印刷に付して各議員に配付し而して歳出委員會を開きて之を審議し其調査の結果を本會議に提出す然れども本會議と委員會とは同物異名なるか故に格段議論の生すべき筈なく直ちに議定せらるるを常とせり既に歳出豫算案にして通過する時は次で歳入委員會を開きて歳出支辨の方法を審議す歳入委員會に於て出納長官は之に出席して前議會に於て議決したる財政の結果を報告し次年度に於て執行すべき新税の設置若くは從來存したる租税の廢止輕減等總て財政上の意見を陳へ下院をして政府の方針を知悉せしめ歳入委員會は之を調査して後ち本會議に付し通過する時は其議定に基きて年度間の財務議案を起草するものなりとす

米國に於ては上院は二十六名下院は四十三名の常任委員を撰出し歳入歳出各別々の委員をして之を調査せしめ該委員は議會開設中財政一切に就て調査の任務を有し豫算を立案して之を本會議に提出し之に關する説明答辯等は總て該委員の任する所に於て立法部と行政部との中間に立てるものなり是れ甚た不可なる方法にして豫算常任委員は財務當局者の如く實際の事情に精通せざるか故に議會の質問に對して満足なる答辯を興ふると能はず又責任を負ふて之か施行の局に當る者に非ざるか故に輕卒なる辯明を爲すとあり故に米國に於ける此方法は立法部に取りても又行政部に取りても不便不利なるものと謂はざるを得ず

佛國に於ては上下兩院を部局に分ち抽籤を以て總議員を各部局に分配し其部局の數は一定せず九局なるとあり十五局なるとあり或は又十一局なるとあり而して各法案は各部局に於て之を調査したる上各部局より一二名の委員を撰出して更に之を審査す故に各部局の調査は殆ど何等の効なく調査の全權は各部局より撰出したる中央委員會の掌握する所なりとす然るに是等の委員は往々政府と立法部との中間に立ち政府の爲めに籠絡せられて其機關たるに至るとあり而して是等の弊害は帝政の頃最も甚しかりしか帝政亡ひて以來又益々其權力を擴張し今日是等委員の權力は財政上甚



た大なるものなり

普國に於ては帝國議會の委員を兼ねる豫算委員を撰ひ其數は十四人乃至卅五人なりとす該委員は往時に於ては甚だ樞要のものなりしと雖も今日に於ては委員の調査に付するものは唯精細の調査を要すと認定せられたる部分のみに限り結了の上は一名若くは數名の報告者を撰舉し之をして下院に報告せしむ而して又若し豫算委員を撰出せざる場合に於ては議長は指名を以て適任者を撰ひ豫算一部の調査を爲さしむるとあり

奧地利に於ては下院議員三百六十名中より三十六名の委員を撰舉して豫算を調査せしめ又他の委員會に於ては委員以外の議員の出席を許さすと雖も豫算委員會に限りて之を許せり此制は未だ全院委員會を行ふ能はざる邦國に適用すへき良法にして斯の如くすれば第一に委員か政府の爲めに籠絡せられて眞正なる調査を行ふと能はざるか如き危険を避くるを得へく第二一般議員は之に出席して豫算案の大体を知悉するか故に本會議に移りて紛擾を招くか如き恐なきを得へければなり

白耳義に於ては下院議員を六部に分ち其區分は抽籤に由りて毎月改正せらるゝものなりとす而して豫算案は尙ほ佛國に行はるゝか如く各部に送付し科目毎に之を調査

し各部より又各一名の報告者を撰舉して中央調査委員會なるものを組織し其部長は下院議長若くは副議長を以て之に當て又調査の結果を下院に報告する爲め一名の報告者を撰舉す此の如き組織なるか故に各部局に於ける下調査は甚だ簡單にして精細なる調査は中央調査委員に於て始めて行はるゝものなりとす即ち中央調査委員は豫算に關して最も重要な位地を占むるものなりと雖も其權力は佛國に於けるか如く強大なるものに非ず

和蘭及び丁抹に於ては又佛國、白耳義等と同しく下院總議員を五部に分ち各部に於て下調査を爲したる後ち各部一名の委員を撰ひ中央調査委員會を組織し精細の調査を爲すものなりとす

瑞典に於ては他國と大に趣を異にし上下兩院より各二十二名の委員を撰舉し聯合委員會を組織し之をして豫算を調査せしむ而して該委員の權力の大なる他國に於て見ざる所にして直接に政府の書類帳簿に就きて調査を爲すの權を有せり

我邦に於ては議院法第四十條に於て政府より豫算案を衆議院に提出したるときは豫算委員は其の院に於て受取りたる日より十五日以内に審査を終はり議會に報告すへしと規定し衆議院規則第四十二條に「豫算委員は常任委員にして其の員數六十三名」な



るを規定し又貴族院に於ても規則第十七條に於て「其の員數四十五名」と規定せるか故に一部委員制なるや明なり

以上豫算案議定の方法を論究したるか故に次に議定の權限に就て述ふる所あらん

#### 第四節 全歳出歳入を議定に付するの可否

立法部が議定する豫算案は歳出歳入全体なるべきか將た一部なるべきかは是れ亦議論多き點にして或者は歳出のみを議すべきものにして歳入は議するの必要なしとし又或者は歳出は全体議するの必要なく單に一部に止むへしと爲し或は歳出は全体之を議せざるへからすと爲す者あり

歳入を議するの必要なしとする者は歳入は決して豫算に由りて突然生ずるものに非ずして總て法律の規定に由り生ずるものなれば既に政府の歳入に係る總ての法律案を議會が承認する以上は再び是れに對して議定を爲すも徒勞に過ぎすと云ふに在り是れ誠に道理ある説にして歳入は先きに述べたるか如く受動的のものなるか故に施行に當りて豫算に定めたる額に超過し或は之に及ばざるとあるも之を難責するとな能はされはなり然らば歳入は全く之を豫算に記載するの必要なきかと云ふに決して

然らず假令歳入は受動的のものなりと雖も之を推測して豫算と實際との間に大差なからしむるを計るは實に財務當局者の技倆を證明するものにして又政府は果して故らに歳入を少く見積りて以て私曲を其間に逞うするやも測るへからず加之豫算に歳入の記載なきに於ては何に據て議會は歳出歳入を適合して財政宜きに叶ふ議定を爲すを得んや左れば歳入は既に法律の規定に基き又實際當局者に非されは是に精通せざるか故に議會か之を議するも畢竟無益徒勞なるへければ政府に信用を置くの外なしと雖も議會の通覽に便する爲めに歳出と共に之を豫算案に記載せざるへからず然るに或る論者は歳入と雖も議定に付せざるへからすと成して曰く「歳入の性質にして一年税若くは配賦税なる場合に於ては毎年議會の議決を経るに非されは之を徴収すると能はざるへく又歳出の一部分は少くとも議決に付せざるへからすとせば其議決に付する歳出に充つべき部分の歳入は同しく議決に付せざるへからず」となせり論者の言の如く若し租税にして一年税若くは配賦税なるに於ては勿論議會の議決を経ざるへからずと雖も配賦税の財政上弊害多きとは既に屢々論したるか如く決して採用すべきものに非す又一年税の如きも議會の勢力甚だ微弱にして君主專横の時代に在りては君主の專横を防遏する爲めに租税の徴収を單に一年限りとし君主をして次



年に於ても亦必ず議會招集の止むへからさらしむる手段と爲したるとなきに非すと雖も議會の勢力鞏固と爲り憲法上に於て毎年必ず開會すべきことを規定する今日に於ては租税を一年限とするの必要毫もあるとなし次に又論者は歳出の内に年々議決を要するものある以上は此種の歳出を支辨すべき歳入は必ず議定を経さるへからすと爲せども是れ所謂収支組合法なる拙劣なる財政策より胚胎し來れるものにして収支組合法の不良にして弊害多きとは既に屢々論したるか如し故に論者の説は議會の地位か古昔の如く王權強大の下にある場合か然らざれば政府か非難すべき財政策に依る場合に於てのみ行はるへしと雖も政府の財政宜きを得又今日の如く議會の勢力旺盛なる時代に在りては歳入を審議するの必要なや明なりと云ふへし

次に歳出は全体を議決に付すべきか或は其一部に止むべきかは從來歐洲の立憲國に於て紛雜なる議論を惹起せる問題にして或者は「歳出は議會の承認を経るに非されは政府は如何なる費用をも支出するに能はず即ち歳出は全部を議定に付せざるへからすと爲せり是等の議論は議會の權力を強大にせんとにのみ努むる論者の説にして此の如き極端なる議論は未だ國家の本質を究めざるに座するものと謂はざるを得ず何となれば國家の生命は理想上永遠無窮にして從て其生存上必須の經費は間斷なく供

給せられざるへからす然るに若し國家の要する經費の全体に對し議會は可否するの權利ありとせば議會は國家活殺の權を握るものにして議會の承認を経て始めて國家は年一年と生命を繼續するものと云ふへく從て萬一豫算案の不幸にして議會の協賛を得ざる場合あらは國家は土崩瓦解して無政府の暗黒社會を現出するも已むを得ずと謂ふの狂論に歸せざるを得ず國家成立の決して如此兒戯に類するものに非ざるや亦辯を要せざるなり則ち政府は議會の承認を経るに非されは如何なる費用をも支出するに能はず故に豫算案は全体を議定に付すべきものなりとの議論は到底實際に行ふ能はざる一の空論なるや明なり

右に述ふる如くなるか故に議會の議決に付すべきものは宜く豫算の一部にして全部なるへからす然らば如何なる部分は議決に付し如何なる部分は議會の自由に任すへからざるかと云ふに國家の生存上一日も缺くへからざる種類の費用及び法律の結果に由り政府の義務に屬する經費は之を議會の議定以外に置かざるへからす即ち國家の生存上一日も缺くへからざる費用とは第一君主の費用第二國防費第三司法費にして統治の大權を掌握せらるゝ君主は政体の變せざる限り國家の存立上一日も無かるへからす又列國の間に對立して國家の獨立を保持せんとするには國防即ち海陸軍の設置



は一日も廢すると能はず而して國家は又人民の集合体なるか故に各人間の權利義務に關して紛論爭議の生ずるとあるは免れざる所にして之に對して黑白正邪を分つ所の機關なくんは各人は自己の權利を伸張せんとするには自己の力を以てするの外なく争闘野蠻の暗黒社會に變すへきか故に是れ又國家の存立上一日も缺くへからざるや明なり故に以上三種のものに要する經費は之を議會の議定に放任すへきものに非す次に又法律の結果に由り政府の義務に屬する經費は何故に議定以外に置かざるへからざるかと云ふに該法律は即ち議會の承認を経たるものにして既に議會の承認を経て之を發表する以上は假令君主大臣議員其人を代ゆるも法律は依然として更らざるか故に之を變更せざる限りは其結果として要する經費を自由に廢止變更する能はざるや論を俟たす故に是等の經費は政府の職責上免る能はざる費用にして決して議員の意思に由りて左右すへきものに非す而して議會に於ても亦異論なく之に服すへき義務ありと謂ふへし然れども以上の經費と雖も議會は全然容喙の權利なしと云ふに非す即ち時世の變遷或は財政上の都合に由て其額に増減を要するは素より免れざる所なるか故に假令國家の存立上缺くへからざる種類の費用と雖も若し之を増加する場合に於ては政府は必ず議會の協賛を経ざるへからず何となれば政府は見て以て國家の

生存上増費の必要ありとするも果して政府の見込の正確にして時宜に適切なるや否やは未だ知る能はず加之經費の増加は人民の負擔を増加するものなれば議會の協賛を経て然る後増加すへきものなるや明なりと謂ふへし而して又經費増加の場合に非すと雖も議會か是等の費目を認めて節約の餘裕ありとする場合に於ては政府の同意を求め政府も議會の求むる節約を行ふも施政上障害なきことを認め之に同意する以上は減少するを得るや論を俟たす今各國の制度を視るに英國に於ては先きに述べたるか如く豫算を永久經費と議定經費とに分ち永久經費を議定外に置き獨逸に於ては陸軍經費は七ヶ年間豫算を議定外に置き我邦に於ては歳出議定に關する議會の權限は憲法上に於て之を規定し大に當を得たるものあり即ち憲法第六十七條に記載して曰はく「憲法上の大權に基づける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず」と今此意義を畧述せんには茲に大權とは憲法第一章に掲げたる天皇の大權にして第十條第十二條第十三條第十五條の大權に基く歳出を云ふ既定の歳出とは帝國議會の協賛を経て經常費となれるものを云ふ故に此種の歳出は政府か之に同意せざる限りは自由に廢除又は削減することを得ず然れども此種の歳出と雖も新に増加せんとする場合に



於ては議會の議定を要し議會は之に對して自由に廢除削減するの權利を有するものなり如此政府と議會との權限明なるか故に議會にして若し是等の歳出に對して廢除削減を行ふも政府同意せされは其議定は無効なるべく又政府に於て新に經費を増加せんとするも議會にして之に協賛せされは經費を得る能はざるを以て議會か其議定權を濫用して國家の生存を危ふするか如きとなく又政府か專制暴壓議會を無視するか如き危険なきを得へし次に法律の結果に由る既定の歳出とは法律の正條に歳出の額を掲げざるも法律を適用するに付て必要な費用にして例へは恩給年金裁判所及び會計検査院帝國議會の經費の如き是なり法律上政府の義務に屬する歳出とは民法上政府の義務に屬する歳出にして此種類の費目は會計補則第三條に規定せる神社費、國債の元利償還費、會社營業の補助金又は保證、公共工事の補助金等總て十一種あり是等の經費も亦政府か既に發布したる法律を適用するに必要缺くへからざるものにして政府の義務に屬する歳出は其契約又は命令の存する間は若し政府か之を履行せざるに於ては權利者は之を法庭に訴へ其權利を伸ふるを得るものにして政府は決して之を拒むと能はざるものなれば若し是等の支辨に充つる歳出迄議會の自由に任せんか或は國家の信用を失墜して恐るへき危険を招くに至る要するに以上述ふる所の三

種の經費は國家の存立上缺くへからざる費用にして若し之を議會の議定に任ずるに於ては國家の基礎は議會の意嚮に由りて動搖するに至るへきか故に政府の同意に由りて廢除削減することを得へしと規定したるは誠に當を得たりと謂ふへし而して政府の同意は孰れの時に於て求むへきかと云ふに同意を求むるは議定の豫備條件なるか故に素より議定以前ならざるへからず然らされは假令議定を爲すも憲法違反にして其議定は無効なるへければなり次に同意を求むるに當りては兩院各別に爲すへきか將た兩院合議の上に於て爲すへきか之に關しては第一議會の際問題と爲り衆議院の多數は後説を主張したりしか討議の末、憲法第三十七條に規定したる三箇の歳出に就き本院に於て廢除削減せんとの意思を定めしものは本院確定議以前に於て政府に同意を求めんとすとの動議を可決し爾後慣例と爲りたるか故に兩院各別に同意を求むるものなりとす

以上豫算案議定に關し議會の有する權限の大体を論述せるか故に次に議定の科目に論及せんとす

## 第五節 豫算案議定の科目



豫算案議定科目の區分法に就ても亦常に歐洲の立憲諸國に於て議會と政府との間に紛議の起れる所にして政府に在りては議定の科目を細分するに於ては彼此の流用を爲すと能はずして大に其行爲を制限せらるゝか故に可成的其區分を粗大にせんとし之に反して議會に於ては嚴密なる監督を行ふか爲めに可成的區分を精密にして以て一々政府の行爲を監視せんことを望めり如此政府と議會とは其利害を異にするか故に意見の相容れざるも決して怪むに足らざるなり今豫算科目の精粗孰れを可とするかを探究するに彼の佛國に於ては那翁一世の時代歳出豫算は總額に止まりたりしか總額豫算は政府の權限廣大に過ぎ議會は之に對して監督の途なく唯經費の全体を承認するに過ぎされは豫算は豫算たるの効力なく到底濫用浪費は免れざるなり元來議會か豫算案の議定を爲す所以のものは第一に經費の必要を査定し第二に經費を一定の目的の爲めに使用すべきことを定め必要缺くへからざる經費は之を支給し冗費は之を削減して以て政府をして濫用浪費に陥らしめざるを計るに在り是を以て豫算案は十分に議會をして政府費用の支途を知らしめ議定の便利を與へざるへからず而して其支途を明にするの方法は各省中の部分に由りて分ち或は經費の性質に由りて科目に分つに在り佛國に於ては議定科目の區分法に就きては從來屢々政府と議會と衝突の

結果今日に於ては科目に分ちて議定を爲すに至れり今少しく其沿革を述べんに一八五二年上院議長は總額豫算を主張して曰く「皇帝萬機を統率せらるゝか故に經費の統制に關して假令專權を有せざるも其權限は甚た大なるへく之を政策上より見るも相當の餘地を與ふるは策の得たるものにして大權を弄し或は暴戾を行ふか如き危險は決してあるとなく國民が大權を付與せる所の君主に對しては十分の信用を與ふべきものなり故に立法官にして租税を議決し經費の總額を限定せば其以下の配付に至ては宜く皇帝の處置に一任すべきものにして若し皇帝にして此權なくんば其職務は單に委員の職務に過ぎざるに至るへく大權を削減する甚しと謂はざるを得ずと爲せり然れども此説の誤れるや明にして君主にして大權を弄し暴戾を行ふか如きとなく政府に對して十分の信用を置くべきものなりとせば立法部は唯租税の承認を與ふれば十分に於て經費の總額をも限定するの必要あるとなし然るに立法官は經費の總額を限定せば其以下の配賦は宜く皇帝の處置に任すへしと云ふ以上は立法部か經費を議定するの必要あるは既に認められたるものなれども唯行政部の權限を大にして其行動を自由にせんとする偏見に外ならず既に議會か少くとも經費の總額を議定するは行政部の濫用浪費を省く爲めに必要なりとせば其細分せられたるものに就て精細なる調



査を爲し而して後ち總額に及ぼすに非れさは何に由りて總額の可否を定むるを得へきや漫に總額に就きて之を可否するは到底官判たるを免れざるなり故に若し政府にして財政上一の瑕瑾なく十分に信用すへきものならんには却て總額議決の如き官判に由りて政府の行爲を拘束する方法を避けざるへからず然るに其官判を希望して「政策上より見るも相當の餘地を與ふるは策の得たるものなり」と云ふに至りては全く政府が議會の檢束を脱して隨意專斷に事を行はんとする野心に基く議論なるや明なりと云ふへし然るに大藏卿「ビノー」氏も又總額論を主張して曰く「一八五二年の憲法制以前に於ては立法官自から科目を定めたり今日の問題は立法官をして斯くせしめざらんと欲するに在り思ふに立法官は國民の代議士にして其職務は租税を議定し歳入の總額を政府に委ぬるに在り而して政府に任するに施政保護若くは防禦の經費として付與せられたる總額を一々配賦する權を以てせざるへからず斯の如くすれば或は政府の權力を大にし濫用浪費を生ずるに至るへしとの危懼を抱くものあるへしと雖も其實は政府をして自から責任の重さを知らしむるか故に却て節約の念を生せしむるものにして冗費を省てき適當の支辨を爲すの途は之を措て他に求むると能はずと爲せり即ち氏の言は之を約言すれば政府をして責任の重さを知らしむるに於ては自から浪費

を節するに至るへきか故に議會は豫算案の總額を可否するに止むへしと云ふに在り是れ甚しき謬論にして若し政府は其責任の重大なる程行動を慎重にし既に過誤不正なきを得へしとせば寧ろ初めより議會を設けずして施政上の責任は絶對的に政府に歸するの優れるに如かず然るに過去數千年間の經驗は屢々吾人に政府が責任を顧す專横壓虐を行ひ人民の權利幸福を蹂躪して國家の目的に背反するの虐行を敢てしたるを明示するに非ずや之か爲めに人民は塗炭の苦楚を嘗め政治上の全權を政府の自由に任するとの危険なるを覺り國民を代表する議會を設置して以て政府の行爲を檢束するの必要を感じ憲法を制定して議會の權利を確立する爲めに流血積屍の慘劇を演し漸く其基礎を鞏固にし以て今日の如く國民の利益幸福は増進して又昔日の專制抑壓なきに至れるなり故に「ビノー」氏の所謂「政府をして責任の重さを知らしむるは自制の最良法なり」との議論は全く事實に背反し責任の最も重き時代に於ては專横暴戻甚しく議會を設置して其責任稍々減するに及びて國民の利益幸福は増進するに至れるものなりとす由此觀之議會が豫算案の細目に涉りて議定の權を有するは財政の整理上缺くへからざるものにして單に之を總額議定に止めんか却て浪費を來たし必要の費用を節して冗費を増加するに至るは毫も疑を容れざるなり



總額議定論の一も取るに足らざると明にして豫算は須らく各科目に涉りて議定せざるべからず、ルワイエコルラール氏嘗て之を詳論して曰く、抑も經費の議定を分科に由るべきか將た總額に由るべきかの問題は主義の問題に非ずして當否の問題なりとす。佛國の制度に由れば兩院の協贊を経皇帝裁可を爲すに非ざれば租税を徵收し或は之を新設すると能はず元來租税の起る所以は經費に在り而して經費は事務を行ふか爲に必要缺くべからざるものなるか故に租税は即ち事務に由りて起り從て議會は其事務を知るに非ざれば漫然憑據する所なき經費に對して承諾を與ふると能はず故に政府は其事務を歴舉して經費の必要を説明し議會之を聽きて事務の緩急經費の多寡を考察し始めて諾否を決するものなり然らば議會か認諾する經費の種類は政府の説明する事務の數に由るものにして政府は其與へられたる經費を他の事務に用ゆるを得ず若し之を政府か自由に代ふるものとすれば素より議會は之に承認を與へざるなり故に政府は豫算案の各科目に就て議會及ひ國民に對して履行の契約を爲したるものと謂ふべく其契約を履行せざるに於ては政府は議會を欺きたるものにして理論上の分科とは一約定にして政府か租税を得るか爲めに説明せし條目を以て分科の數とするものなれば一事務毎に一需要を爲し一需要毎に一義務を負ふものにして歳出科目毎に政府は一義務を負ふものなりとす如此に議院は充分の權力を有するものなりと雖も妄に政府を狐疑して異議を唱へ或は之を妄信して政府に放任するか如き極端に走るべからず宜く其中庸を得て之を議定するに當りては確乎たる理由に由らざるべからず而して其依るべき理由とは即ち各科の事務にして慎密なる考案を下したる後ち議定すべきものなりとす以上コルラール氏か論旨の大要にして實に氏の議論は豫算案議定に關する政府と議會との權限を論し得て盡せりと謂ふべし即ち議會は漫然經費を諾否するに非ずして政府か經費の目的を明示し是に依て諾否を決するものなれば政府は一科目毎に一契約を爲すものにして此の如くして始めて政府の濫用浪費を省き財政の整理を期するを得べし而して其分科は政府の意思に任するものなれば決して之か爲めに政府の不便を讓すか如きとなし然とも其科目區分の程度は最も注意を要する所にして議會にして政府に屈從する傾を生ずれば經費は漸次大体の區分と爲り漠然たる總額豫算に近きものとなるべきか故に十分なる財政の整理を行ふ能はず之に反して妄に政府を狐疑して之を細分するに於ては政府の行爲を拘束すると甚しく行政機關の運轉を阻礙すると決して少からず佛國に於ては議會か此權を濫用

するものなれば一事務毎に一需要を爲し一需要毎に一義務を負ふものにして歳出科目毎に政府は一義務を負ふものなりとす如此に議院は充分の權力を有するものなりと雖も妄に政府を狐疑して異議を唱へ或は之を妄信して政府に放任するか如き極端に走るべからず宜く其中庸を得て之を議定するに當りては確乎たる理由に由らざるべからず而して其依るべき理由とは即ち各科の事務にして慎密なる考案を下したる後ち議定すべきものなりとす以上コルラール氏か論旨の大要にして實に氏の議論は豫算案議定に關する政府と議會との權限を論し得て盡せりと謂ふべし即ち議會は漫然經費を諾否するに非ずして政府か經費の目的を明示し是に依て諾否を決するものなれば政府は一科目毎に一契約を爲すものにして此の如くして始めて政府の濫用浪費を省き財政の整理を期するを得べし而して其分科は政府の意思に任するものなれば決して之か爲めに政府の不便を讓すか如きとなし然とも其科目區分の程度は最も注意を要する所にして議會にして政府に屈從する傾を生ずれば經費は漸次大体の區分と爲り漠然たる總額豫算に近きものとなるべきか故に十分なる財政の整理を行ふ能はず之に反して妄に政府を狐疑して之を細分するに於ては政府の行爲を拘束すると甚しく行政機關の運轉を阻礙すると決して少からず佛國に於ては議會か此權を濫用



したると夥く爲めに已むを得ず政府は豫備費を設置せんとを請求し一八三七年より一八四〇年に至る間に豫備費設置の法律案を提出すると實に七十七回の多きに至れり「チーエ」氏嘗て説を作して曰く「政府事務の詳細に至りては到底立法官の容喙すへき所に非す何となれば事務の詳細は立法官の知らざる所にして今日の如く百三十條乃至百五十條の科目に在りては逐條審議を爲すとを得へきも若し之を三百條若くは四百條に細分するに於ては決して能くする能はざるのみならず其議定は年度に先たつ殆ど二年前の調製に係るものなれば大に事實と相距るを免れず故に分科は立法官の爲し得るものなきに非すと雖も到底事務に精通する行政官に非されは完全に之を行ふと能はず而して之を各省に任するに於ては一の科目に於て不足を生ずれば他の科目を節約して之を補ひ補充費の請求を爲さざるを計るへしと雖も若し流用を爲すと能はざるに於ては是等の節約を行はざるか故に財政上甚た不得策なるを免れず左れば豫算は後には十分に監督を嚴にすへきも前には少しく豫算に信用を置かざるへからずと爲せり氏の説たる能く中庸を得たる正當の見解と謂ふへし即ち政府は可成的科目を大體に止めんとを勉め議會は又之を細分せんとを勉むるに於ては兩者の間に常に紛論争議を生し政府の行爲を妄に拘束して財政上施政上に及ばず弊害少からず故

に是等の弊害を救はんとするには政府議會共に一步を譲り議會は政府を信用し政府は議會の安心を得るか爲めに勉めて其行爲を公明正大ならしめざるへからず然とも若し氏にして彼此科目の流用を容易ならしむるに於ては大に財政上節約の旨に合するか故に議會は科目の細分を爲すに勉むへからずと云ふ點に重きを置きたるものなりとせば此點に就ては大に氏の議論を非難せざるへからず何となれば甲科目に不足を生し或は乙科目に剩餘を生ずると多きか如きは畢竟豫算案調製の粗忽に基くものにして十分に正確なる調製を爲すに於ては小科目間に生ずる多少の過不足は到底免れ難きも小科目以上に於ては決して屢々起るものに非ざるなり以上述ふる如くなるか故に科目大小の程度は理論上到底之を一定する能はず極端に奔りて妄に之を細分するに於ては議會の満足を得るも政府を檢束する甚しきか故に大に其運轉を阻礙すへく之に反して科目粗大に失するに於ては議會は十分に財政上の監督を行ふ能はずして分科の必要は消滅するに至るへし故に實際に徴して適當なる區分を爲すの外なく政府は科目を大にして其行動の範圍を擴めんとをのみ勉めず可成的科目を細分すへきものなりとす然れども之を議定するに當ては必しも細目に涉るを要せず却て適度の分科に止めざる可らず何となれば其細目に至りては如何に



精密なる豫算案の調製を爲すも施行に當りて多少増減を生ずるは免れざる所にして又一々之を議定する如きは其勞必しも其功を償ふと能はず我邦會計法に於ては其第六條に於て「歳入歳出上の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分すへし」と規定し第十二條に於て「國務大臣は豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又は各項の全額を彼是流用するを得ず」と規定せり故に議會に於て議定に付せらるゝものは項に止まり項以上の分科に於ては「コルラール」氏か所謂一分科は一契約を爲せるもの、説を認め國務大臣は各項の金額を彼是流用して契約を變更することを禁し項以下の細目は唯議會か議定の參考に資する迄にして總豫算に於ては之を掲げざるか故に議定以外に在るものなりとす而して如何なるものを項とし如何なるものを款に編入するかは一定せざるか故に政府の意思を以て豫算の科目を或は粗大にし或は精細にするを得て議會の權限は自由に伸縮せらるゝの恐なき能はず然れども從來の慣行上款項の標準は畧は一定せるか故に政府にして若し豫算の科目を粗大にせんとするとあるに於ては議會は慣例に照して之を正すの權利ありと謂ふへし

## 第六節 議會に歳出増加の權を與ふるの可否

各國の制度を視るに議會に對して歳出増加の權は或は之を與ふるものあり或は斷然與へざるものあり今其得失を考覈するに當りて先づ權利を與へたるよりして起る所の結果如何を觀察せんに英國に於ては古來歳入は國王の要求に由りて議會之を承認するの主義なるか故に往時に於ては議會は歳出増加を爲すか如きとなかかりしと雖も財政漸く整理して國庫に剩餘金を生ずるに及び議員は往々歳出を増加するの動議を提出し或は土木事業の爲め或は一個人若くは會社に補助金を與ふるか爲めに剩餘金を支出せんとし議員は請願者の請ひを容れて議會に周旋し濫用浪費に流れたると夥く是か爲めに歳出は大に増加し財政は又紛亂を生ずるに至れり是を以て一七〇五年議會は總て國庫の補助を求むる請願は國王より要求あるに非されは之を納れざるとを議決し一七一三年之を常例と爲し一八五二年更に改正して國庫の支出を要する請願又は動議は國王より要求あるに非されは之を納れざるとを規定し是等の弊害を杜絶せんとせり佛國に於ては今日尙ほ議會は歳出増加の權を有し「ボリュエ」氏の云ふ所に據れば補充費又は臨時費は僅少なる議員の發議に由りて議案と爲り是等議員は多數の官吏殊に小吏の爲めに其俸給を増加して以て其の歡心を買はんことを勉む蓋し是等小吏は皆撰擧者の地位に在るか故に之に恩惠を與ふるは即ち自己の位地を固ふ



する方法なればなり而して一八七六年の有様を見るに某議員は陸軍の政府豫算案に一千萬法増加せんとを發議し某議員は市邑中學校教員の俸給を増加せんとし或は天文臺の經費を増加せんとし其他演劇場、音樂學校、商船の補助金等の爲めに歳出増加案の數は實に數十に達せりと云ふ如此孰れの國に於ける實例に徴するも議會に歳出増加の權を與ふるは常に弊害の之に伴はざるはなし由此觀之此種の權利は決して議會に與ふへからざるものなりと謂ふへし

元來議會か財政上に於ける地位は政府の監督者にして其濫用浪費を監視して以て財政の運爲宜きを得せしむるにあり然るに其監督者たる議會か自から經費の要求を爲すに於ては自から己れの行爲を監督するに至るか故に監督の有名無實に歸するや明にして又議會か歳出増加の權を有するに於ては十分に政府をして財政上の責に任せしむると能はざるのみならず歳出のみ一方に増加して歳入之に伴はざるに於ては何に由りて當局者は収支の適合を爲すとを得へきや佛國に於て當局者か常に之か爲めに苦めらるゝ決して故なきに非ざるなり而して若し一方に議會に是等の權利を付與して強て収支適合を爲さんとすれば已を得ず政府事務の一部を廢止するの外なしと雖も政務の緩急を計るは比較的政府は議會に比して精通するものと謂ふへし然るに

之に精通せざる議會をして自由に變更せしむるとあるに於ては政府をして施政の責に任し十分なる好績を挙げしむると能はざるのみならず歳出の増加は若し議員か國家遠大の利益の爲めに之を行はんとするものなれば或は恕する所なきに非すと雖も多くは皆私曲の爲めに計るものにして或は自己の地位を固うする爲めに撰擧者に媚ひ或は營利的に自己の關係ある事業若くは會社に補助金を與ふるか爲めに議員互に相結托し或は黨派の力を以て歳出の増加を計らんとするに至りては其危険なる所謂放蕩漢に銀行の預金手形を與ふると何う擇はんや斯の如くんは到底財政の整理は得て期すへからざるのみならず歳入の不足を補ふか爲に一時負債を起すか如き彌縫策に依りて國債の額は益々増加し租税は愈々重うして而かも是等の増加する歳入は多くは皆濫用浪費せられ財政は遂に破産の不幸に陥るとなきを保せず然らば歳出増加の權は決して議會に與ふへからざるものにして「カンベッタ」氏の如き議會の權力を擴張するに熱心なる者すら尙ほ憲法改正に當りて議會に此權利を與へざらんとを主張したるに徴しても如何に弊害の甚しきかを推知するを得へし

今各國の制度と見るに獨逸に於ては五名以上の賛成を以て議會は歳出増加を發議するの權を有すと雖も之を行ふは殆ど絶無にして和蘭、丁抹、瑞典、伊太利、白耳義の如き亦



此權利を有するも之を行ふは最も稀なりとす米國に於ても議會は此權利を有せざるに非すと雖も常に經費の節減を爲すに止まり増加を爲すとなし我邦に於ては之に關して更に何等の規定なく憲法第六十七條に於て憲法上の大權に基つける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減するを得すと規定し廢除削減に關しては議會の權利を限ると雖も増加に關しては憲法に於ても會計法に於ても何等の制限を付せず故に理論上議會は増加の權を有せずと謂ふと能すと雖も以上述べたるか如く其弊害實に測るべからざるものあるか故に議會自から之を慎み佛國の覆轍を踏まざることを注意せざるべからず

### 第七節 豫算の不成立

議會に於て既に豫算案を議定するの權利を有する以上は又之を否決する權利を有するは理論上争ふ能はずと雖も是れ實に國家の存立上最も危険なることにして既に屢々論したるか如く國家の存立は理想上永遠無窮のものなるか故に從て其存立に必要な經費は假令一日と雖も廢するに能はず然るに其存立發達上缺くべからざる經費を

支辨せざらんか政府の運動は全く中絶して國家は土崩瓦解の不幸を見るに至る米國に於ては一八七七年代議院は陸軍の豫算案を議定せずして閉會に至りたりしか之か爲めに政府は大に困難を來し假令經費の支出なきも國防上一日も缺くべからざる陸軍を解散するに能はざるか故に已むを得ず士官兵士の給料を三ヶ月間仕拂はざるに至れり然れども士官兵士の從順にして奉公心に厚き毫も不平の色を現はさずして幸に事なきを得たりしと雖も是實に國家の存立上最も危険なることにして如何に從順にして如何に奉公心に富める兵士と雖も若し屢々如此とあらんか到底之を甘受すべしに非す況んや豫算案の全體を否決し之を不成立ならしむるに於ては其結果如何に恐るべきかは亦辯を要せざるなり

元來國家の歳出の大部分は憲法及び法律に依りて定まるものにして豫算に依りて定まるものに非す豫算は行政上の一規定に過ぎずと雖も法律は永遠に効力を有する國家の意思の發表にして決して豫算案の可否決に由りて國家を起仆し法律を活殺するに能はざるものなれば國會か若し是等の非常手段を爲すに於ては政府も亦特別の手段を以て經費を支出し國家の存立を維持せざるべからず即ち普國の如きは軍備の擴張に就て議會之に反對し豫算案の否決を行ふや政府は敕令を以て豫算を定めたる



あり又丁抹に於ても同しく敕令を以て租税を徴収せり是れ實際已むとを得ざるものにして若し此手段を取るに非されは國家の存立は繼續すると能はされはなり我邦憲法に於ては豫め是等の危険を避くるか爲に第七十一條に於て「帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すべし」と規定せり故に政府は假令議會が豫算案を否決するも國家の存立を危ふするか如き虞なしと雖も國家は決して靜止するものに非ず年と共に益々發達して政府の事務は日一日に擴張するものなれば豫算不成立の場合に於ては必須なる事務の擴張を行ふと能はずして國家の進歩を阻礙すると決して鮮少ならず是れ實に國家の一大不幸に非ずや故に豫算案の否決は假令實際に効力を生ずると能はさるも國家の發達上最も忌むべき弊害を生ずるものにして「ボナルド」氏の如きは斷然議會は之を實行すべきものに非ずとして曰く「議員が租税を承認するの權利ありとの理由を以て豫算案を否決するは其分限を超へたるものにして之を爲すと能はさるは尙ほ人か自殺を爲すと能はさるか如しと氏か豫算否決を以て斷然議會の分限を超へたるものと爲せるは稍々僻見の嫌なきに非ずと雖も之を一個人か自殺を爲す能はさるに比して否決を戒めたるは論し得て妙と謂ふべし而して孰れの立憲國に於ても皆豫算案否決の權利を有し佛國に

於ては租税は別に獨立の法律を以て之を規定すと雖も財政年法即ち豫算案の議定を俟て始めて徴収するとを得るものなりと定め以て豫算案否決の權利を明にすと雖も嘗て之を行ひたることなく又英國に於ては一七八四年下院は大に政府の處置に激昂し内閣を苦むるか爲めに一度豫算案を否決せんとしたる事ありしも遂に實行に至らずして止めり而して其後嘗て此權利を實行したる事なし如此議會か是等の權利を有するに拘はらず實際之を實行せざる所以のものは豫算の不成立は實に國家の大不幸にして決して輕卒に行ふべきものに非ざることを熟知すればなり故に豫算案の議定に當りては最も公平無私に國家永遠の利益を増進するを以て目的とし或は黨派心に制せられ或は感情に驅られて玉石共に焼くか如き輕舉を爲すべきに非ず而して假令之を否決するも政府は之に従ふ能はず西班牙「サキン」ルーマニヤ等に於ては我邦と同じく前年度の豫算を施行するとを規定し其他の邦國に於ては何等の規定なきか爲めに政府は提出したる豫算案に由りて施行するも差間なしとし或は豫算不成立の場合に於ては一時立憲政治は專制政治に變したるものなるか故に政府の隨意に之を行ふとを得べしとて種々の議論を唱ふる者あれども最も正當なる方法は前年度の豫算を襲用するに在り蓋し前年度の豫算は一度議會の承認を得たるものなるか故に之を襲用



するは議會の意思を重んじたる穩當なる處置なればなり而して前年度の豫算の費用は一會計年度に亘るべきか或は次年の議會を開會して新たに豫算案を提出し協賛を經る迄と爲すべきかと云ふに一年度内前後異りたる豫算に依るは政務の執行上紛雜を來たすの不便あるか故に其年度間は假令議會を召集するとあるも前年度の豫算に依らざるへからず次に毎年支出額を異にせる繼續費あるに於ては其額は前年度の額に依るべきか或は既に定めたる額に依るべきかと云ふに斯の如き種類の支出は前年度に依るの必要なく既に規定したる額に依るべきものなりとす

## 第四章 豫算の施行

### 第一節 豫算施行の方法

前章に於て豫算案の議定に關し畧は之を論究したるか故に本章に於て豫算の施行を論せんとす豫算の施行とは行政府が豫算に準據して収支を實際に行ふを云ふ而して豫算は議會の協賛を得たるのみにて施行すると能はず必す其初に於て元首の裁可公布を經ざるへからず蓋し豫算は他の一般法律と同しく議會の協賛を經たるのみにては一の豫算案たるに過ぎずして裁可公布を待て始て豫算たるに至るものなればなり

然るに我邦に於ては憲法第六條に於て「天皇は法律を裁可し其の公布及執行を命ず」と規定せられ法律案は裁可公布を待て始て法律たるに至るは明なりと雖も豫算は法律と異るとは憲法上に於て疑なく而して豫算の裁可公布に關しては別に何等の明文なきか故に豫算案は議會の協賛を經れば豫算と爲り直ちに施行するを得べきものにして裁可公布を要せずと爲す者あれども是れ甚しき誤解にして憲法第四條に於て「天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ」と規定せらるゝか如く天皇は統治權を總攬せらるゝものにして而して豫算は行政部の行爲を制限する一の規定にして又國家に及ぼす利害關係は法律に優るも劣るとなき重大なるものなれば素より裁可公布を經て後始て効力あるに至るは毫も疑を容れざるなり豫算の施行に當て最も緊要なるは出納官吏の責任を明にするに在り往時に於ては是等の責任甚だ曖昧にして財政の要職に立つ官吏は責任を免れ僅に小位下官の者を處罰するの有様なりしか故に如何に議定を周密にし又監督を嚴重にするも更に其効なく上官は下官と結托して之に罪を嫁し以て私曲を逞うし又弊害如此甚しきに至らざるも尙ほ責任を嫁するを得るか故に節約の念は自から薄弱にして濫用浪費を免る能はざりき是を以て今日文明諸國に於ては孰れも皆出納官吏の責任を明にせざる



はなく我邦に於ては會計法第十三條に於て「國務大臣は其の所管定額を使用する爲に國庫に向ひて仕拂命令を發すへし但し別に定むる所の規定に従ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむるを得」と規定して以て仕拂命令官は國務大臣に限り其責任を明にし同第十五條に於て「國務大臣は政府に對し正當なる債主若くは其の代理人の爲にするに非されは仕拂命令を發するを得ず」と定め以て仕拂命令官の權限を明にし會計規則第三十二條に於て「仕拂命令官は總て仕拂命令を發する前其經費は正當にして必要なるやを調査し該經費の金額を算定し又該經費は仕拂豫算額に超過するとなきや支出科目及所屬年度と誤るとなきや該經費は豫算を以て定められたる目的に違ふとなきやを調査すへし」と規定し以て仕拂命令の誤なきを期せり而して歳入に至りては法律命令の規定に依りて徵收するものなるか故に唯會計法第十條に於て「法律命令に依りて當該官吏の資格ある者に非されは租税を徵收し又は其の他の歳入を収納するを得ず」と規定するに過ぎず如此歳出歳入のことに當る官吏の責任及び權限を明にし又特に是等の官吏に對しては他の官吏と異り身元保證金の預入を爲さしめ以て不正の行爲を爲し或は怠慢過失に由りて國庫に損失を及ぼす場合に於ては之を以て辨償せしむるものとせり

次に豫算の施行に當りて官吏をして現金の取扱を爲さしむるとは甚た危險にして往時は何れの國に於ても皆官吏をして之か取扱を爲さしめたりと雖も銀行の設立あるに及びて多くは皆之を利用し現金の出入は之に托するに至れり今官吏をして其取扱を爲さしむるの不便を列擧すれば(一)現金の取扱は最も謹直なる者に非されは不正の念を生し易きものにして官金盜用の弊頻發し之か監督は非常に困難ならざるを得ず(二)官吏は現金の取扱に慣れざるか故に貨幣の眞贋を判別し或は金額の算定を爲すか如きは遅緩にして爲めに損失を國庫に及ぼすとあり(三)政府自から現金の保管を爲すに於ては火災盜難の危險あり(四)巨額の金員を空しく堆積して政府の庫底に沈滞せしむるは一國の資本を沈滞するか故に經濟上に及ぼす不利少からず以上述ふる如くなるか故に我邦に於ても往時御用爲換方なるものを設け之をして資金の取扱を爲さしめたりしと雖も今日に於て之を日本銀行に托し會計法第三十一條に於て「政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずるを得」と規定せり

## 第二節 施行上過不足を生ずる場合を論ず

豫算は其名の示すか如く計算を豫算したるものにして推測に成るものなれば之を施



行するに當りて物價の高低、政務の變化若くは意外の事變の爲めに或は不足を生し或は過剰を生するとあるは素より免れざる所なりとす而して不足を生したる場合に於ては之を如何にすべきかと云ふに之に處する方法三あり第一は科目の流用にして第二は非常費の設置第三は補充費を設くるに在り科目の流用とは甲科目の過剰を以て乙科目の不足を補ふものにして科目は政府か一事務に對して議會と契約を爲したるものなれば之を變更するは即ち議會を欺くものなるか故に決して行ふへからざるとは先きに述べたるか如し然とも其細目に至る迄全然流用を禁止するは財政上甚た不得策にして社會事物の變轉極りなき或は一方に過剰を生し一方に不足を生ずるとなきに非ず然るに此場合に於ても細目の流用を許さざらんか決算に至て歳計は餘裕を生するに拘はらず一部の事務は中止するの不幸に遭遇するに至る是れ豈財政上寬嚴宜きを得たりと謂ふとを得んや故に我邦に於ては會計法第十二條に於て「國務大臣は豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又は各項の金額を彼此流用することを得ず」と規定して以て款項の流用を許さずと雖も項以下の細目に至りては其流用を禁止せず然れども尙ほ之を鄭重にし細目の流用に就きても一々大藏大臣の承認を要するものとせり第二に非常費とは豫算の科目になき事務の臨時に起りたる場合に之か經費に充

つるか爲に豫め備ふるものにして往時政治の甚だ幼稚にして非常の場合に遽かに多額の資金を徴収する能はざりし時代に於ては孰れの國に於ても平時巨額の貯蓄を爲し以て非常に充てたるにありしと雖も社會漸く進歩して政府か資金を得るの便大に開け或は租税に依り或は國債に依りて資金の供給を仰ぐとを得るに及んて是等の非常費は漸く跡を絶つに至り之に代ふるに佛國の如きは一八一七年臨時緊急の場合に限り大藏大臣は皇帝の裁可を得て豫算外の支出を爲し後日に至りて立法院の承諾を経へべきとを規定し以て萬一の場合に備へ又我邦に於ては憲法第七十條に於て「公共の安全を保持する爲緊急の需要ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を招集すると能はさるときは敕令に依り財政上必要の處分を爲すことを得」前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要すと規定して以て非常の場合に議會の議定を俟たずして必要の資金を給するの途を作れり然るに同第六十九條に於て「避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生したる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへし」と規定し會計法第七條に於て豫備費を二項に分ち第一豫備金は豫算外に生したる必要の費用に充つるものと爲せり由此觀之一方に非常の場合に資金を得るの方法あるに拘はらず重ねて又非常費を設置するものなるか故



に重複の方法にして憲法第七十條の規定ある以上は豫備費の設置は無用と云はざるを得す思ふに我邦に於て之を設置せる所以のものは可成的憲法上の非常手段を爲さざらんか爲めなるへしと雖も非常費の支出は最も慎重を要するか故に非常費を常存するよりも寧ろ敕令に依て支出を行ふこととし慎重なる注意を爲すを以て得策なりとす然れども之を設置する以上は之か支出を最も鄭重にし弊害なきを期せざるへからず非常費管理の方法を見るに之を中央に設置するものと各省に分置するものと又此の二法を併用するものあり英國魯西亞、挪威、バワリヤ、ヘッセ、ウルテンブルヒの如きは中央に設置し白耳義は之を各省に分置し伊太利、和蘭、瑞典、ルーマニア等は中央設置法と各省分置法とを併用せり今是等諸法の得失を考ふるに各省分置は往々之か支出を慎重にせず又自省と他省との過不足を流用する能はざるか故に之を中央に設置するを以て策の得たるものなりとす我邦の制度は即ち中央に之を設置するものにして其支出は會計規則第二十一條に於て「各省大臣第二豫備金の支出を要するときは金額理由を示す所の計算書を作り之を大藏大臣に送付すへし」と規定し同第二十二條に於て「大藏大臣は前條の計算書を調製し其意見を付して勅裁を請ふへし」とし又二十三條に於て「第二豫備金支出の勅裁ありたるときは大藏大臣其事故金額を會計検査院に通知し

及官報に掲載すへし」と規定して以て非常費の支出を慎重にせり第三補充費とは豫算に定められたる金額の不足する場合に之を補助する爲めに設くるものにして我邦に於ける第一豫備金即ち是なり今補充費を設くる得失如何を考ふるに外界の事情は變遷極りなきを以て豫算に避け難き不足を生ずるとあるは免れざる所にして此の場合に之を補充するの資金なくんは収支の適合は得て期すへからず則ち補充費の設置は到底避くへからずと爲せども補充費は之を實際避け難き不足の爲めに使用せらるゝと稀にして多くは皆普通支出すへき經費と同一視して補充費たるの効力なく佛國の如きは補充費の額非常に大なりしか爲に議會は之を制限せんとし一八三四年經費を二種に分ち一を確定するを得へきものと他を概算を掲ぐるに過ぎざるものとなし事務の性質變動して確定額を掲げ難きもの即ち第二の種類の經費に對してのみ勅令を以て豫算科目の定額を増加するを得るものとし之を僅少の科目に制限したりしと雖も補充費請求の額は實に夥しく一八四〇年より一八七二年に至る迄に八十億法の巨額に上り之を一年に平均すれば年々二億五千万法の補充費を要したるものなり如此議會か制限を付したるに拘はらず補充費か非常の巨額に達したる所以のものは政府か別に策略を回らしたるに由るものにして即ち補充費を許さざる種類の科目は豫



算に於て其金額を豊かに見積り補充費を得る科目は故らに少く見積り以て不足額は躊躇せず議會に請求したるものなり凡そ如此別に補充費を設置し或は補充費請求の權利を政府に與ふるに於ては政府は之に依頼して節約の念を緩ふし豫算の定額に限りて支出をなすを勉めず補充費を消費し盡されば止まざるの有様なるか故に政府の德義進歩するに非されは補充費をして實際補充費たるの効を擧げしむると能はず英國に於ける豫算施行は此點に於て大に稱賛すべきものあり即ち政府は豫算内に於て収支を終はるを以て專一とし若し豫算額を以て到底支辨すると能はざる見込あるに於ては其事業を後年に延期して以て其年度の収支は必ず豫算に超過せざらんとを期す論者或は之を非難して曰く經費をして豫算に超過せしめざるは美は即ち美なりと雖も之か爲めに事務を中止するか如きは政務上變通の識なきものなりと論者の言一理なきに非すと雖も國防上一日も缺くへからざる海陸軍費の如きを除くの外は之を次に延期する能はざるか如き緊急の事業は最も稀なるか故に佛國の如き補充費請求の權利を與へて濫用浪費を爲さしむるに比すれば財政上遙かに優れるものあるは言を俟たず

以上述ふる如くなるか故に補充費を設置するは決して策の得たるものに非すと雖も

又一概に之を斷定すると能はず若し佛國の如く議會は毫も政府に對して適當なる信任を置かず細目に至る迄嚴重なる議定を行ひ或は妄りに豫算案に對して削減を行ふに於ては到底豫算内に於て収支を行ふと能はざるか故に補充費の設けなくんは行政機關の運轉は甚しき阻礙を被らざるを得ず故に補充費を廢せんとするには政府の當局者か節約を旨とすると同時に議會も亦大に德義を重し適當の信任を政府に置きて嚴酷細微に過ぐる豫算案の議定を爲さるるを要し豫算内に於て政府か幾分か自由を有するに非されは變轉極りなき社會の事物に處して豫算と決算とを同一ならしむるか如きは得て望む能はざるなり故に補充費の設置は必しも不可なりと斷定すると能はずと雖も之を理論上よりすれば設置せざるを得策なりとす我邦に於ては補充費の支出は之を鄭重にし會計規則第十八條に於て「第一豫備金を以て補充し得べき費途は毎年豫め敕令を以て之を定む」と規定し同第十九條に於て「各省大臣第一豫備金の支出を要するとき金額理由を示す所の計算書を作り大藏大臣の承認を経へし」と規定し以て補充費の濫用なきを計ると雖も補充費に依頼して豫算を專守せざるの弊は免ると能ざるなり

施行上豫算に不足を生したる場合に就ては略は上述の如し次に過剰を生したる場合に



就て少しく論せざるへからず過剰金の處分方法に二種あり第一の方法は之を以て各省の利益金と看做し其省の經費に充つるものにして第二の方法は之を中央に還付するものなり今是等二法の得失を考ふるに第一の方法は剩餘を生ずるに於ては其省の利益となるか故に豫算施行に當て勉めて節約を行ひ以て多くの剩餘を得んとし浪費に流れざるを得へしと雖も往々豫算案調製に當りて多額の見積を爲し以て剩餘金を多くせんとするの詐術を弄し却て外見上窺ふ能はざる浪費を爲すに至るへきか故に財政上危険なるものと謂はざるを得ず之に反して中央に還付せしむる方法は是等の弊害なしと雖も剩餘金を生ずるも其省の利益と爲らざるか故に節約を勉めずして浪費の弊なき能はず然れども之を前法に比すれば其危険は遙かに少く又各省が浪費の弊は監督宜きを得るに於ては必ずしも憂ふるに足らざるか故に後法に依るを以て得策なりとす我邦に於ては會計法第二十條に於て各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るへしと規定して以て殘餘を各省の自由に使用することを禁し中央に還付するの制を取れり

### 第三節 施行の時期

施行の時期は會計年度と同一にして我邦の如く會計年度が四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものなるときは施行も亦同一時期に始まり同一時期に終るへきものなりとす然れども奈何せん社會事情の複雑なる到底年度と施行と同一に終ると能はざるか故に會計法第一條に於て會計年度歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すへしと規定せらるゝを以て年度終結後八ヶ月を以て施行を終るものなりとす而して十一月三十日迄に歳出入を完結せんとするには其以前に仕拂命令を發するを終り又國庫を閉鎖せざるへからざるか故に會計規則第四十四條に於て各年度に屬する經費を精算して仕拂命令を發するは翌年度六月三十日限とすと規定し同第三條に於て各年度所屬歳入歳入金と金庫に於て出納するは翌年度七月三十一日限りとすと規定せり元來歳出入の終結は可成的年度に近きを要するものにして遷延久しきに於ては監督上證據を湮滅するの恐ありて財政整理に種々の弊害を生ずへければなり而して過年度収支に就ては我會計法第二十三條に於て出納の完結したる年度に屬する収入及其の他一切豫算外の収入は總て現年度の歳入に組入るへしと規定し同第三條に於て各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すへき經費に充つることを得ずと規定し過年度の歳出と歳入とは其取扱を異にせり是



れ蓋し宜きを得たるものにして如此ならずんは年度の収支は混淆紊亂を免れされはなり

九〇〇

## 第五章 豫算の監督

### 第一節 監督機關の區分

豫算案の調製は慎重ならんことを要し議定又寛嚴宜きを得ざるへからず而して之を施行するに當りては専ら豫算に準據して豫算の定額に超過する支出の如きは努めて避けざるへからざるとは上來詳説したるか如し然れども是れ唯財政整理の一端にして之に嚴重なる監督を加へ以て豫算は果して正當に施行せられたるか將た目的外に走りたるとなさか一切政府の出納計算を精密に監査するに非されは豫算は始めありて終りなく財政上の一修飾たるに過ぎざるに至るなり則ち何れの國に於ても其監督は嚴密慎重を加へ單に一個の機關をして之に當らしめず數個の機關を設置して相依り相待て以て私曲浪費の行はれざるを期せり其機關は第一行政監督第二司法監督第三立法監督是なり以下節を分て之を論せん

### 第二節 行政監督

行政監督とは行政部の一部に於て監督の任に當り仕拂命令官か命令を發するに臨み其命令か果して豫算及び仕拂豫算に背反するとなきやを審査するものにして其審査を経て始て現金の仕拂を爲すものなりとす故に監督は周密に行はれ支出に當りて豫算の規定を誤るか如きとなきを得へしと雖も同しく行政部の一部なるか故に嚴正不偏に之を行ふと能はず伊太利及び白耳義に於ては此弊を避くるか爲めに之か審査を會計検査院に任すと雖も如此すれば検査院の獨立を損し行政監督と司法監督とを混淆するか故に決して策の得たるものに非す而して行政監督の機關は之を中央即ち大藏省のみに設置するものと各省各別に設置するものとの二法ありて各省分設の方法は統一を缺き一方に監督嚴にして一方に監督緩なるの不公平あり且つ煩雜なるか故に中央に設置するを以て便利なりとす然れども單に中央にのみ設置するに於ては各省と隔絶して監督周到なるを得ざるか故に最良の方法は各省に設置し中央に於て統一するに在り我邦に於ては此法を採用し各省に監督官吏を置き其省に隸屬すると同時に大藏大臣の指揮監督を受くるものと爲し大藏省に主計局を設置し大藏大臣に直



隸して監督の任に當る而して各省大臣は所屬出納官吏の所爲に依り損失を生したりと認むる場合に於ては會計検査院の判決以前と雖も其出納官吏に向て辨償を命するの權を有せり

### 第三節 司法監督

司法監督とは行政部と立法部との外に別に一機關を設け第一<sup>〇</sup>計算書の算數的検査を爲し第二<sup>〇</sup>大藏大臣か管理する歳入歳出の果して法律規則及び豫算に準據したるや否やを検査し適法と認めたるときは之か責任を解除し其結果を君主及び立法部に通知し又財政上に關して改良の意見あるときは之を呈出するの權利あるものにして其機關を會計検査院と稱す會計検査院の職務たる如此重要なるか故に其位地は獨立不偏にして從て安固なることを要し行政部に偏して行政部の利益を爲すか如きとなく又立法部に偏して立法部の用を爲すか如きとあるへからず是を以て君主國に於ては之を君主に直隸せしむるを常とす然るに各國の制度を見るに白耳義に於ては下院より六ヶ年の任期を以て會計検査院長及び副院長を撰舉し和蘭に於ては下院之を命し丁抹に於ては下院より呈出する姓名簿に於て皇帝之を撰拔するを以て明に立法部に偏し

て獨立不偏と稱すると能はず佛國に於ては一八〇七年以前に在ては國會の監督に屬したりしか同年國會より分離して皇帝に直隸せしめ爾來獨立の地位を有すと雖も實際上大に行政部に偏するものあり獨逸に於ては一八七二年以來法律を以て會計検査院は行政部より獨立して國王に直隸し英國に於ては一八六二年始めて會計検査院を設置し同じく君主に直隸せしむと雖も實際に於ては立法部に偏するもの、如し我邦に於ては會計検査院は天皇に直隸すと雖も憲法第七十二條に於て「國家の歳入歳出の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし」と規定し普通各國に於ては其報告書を検査院より直ちに立法部に送致するに反して我邦に於ては検査院より一度行政部の手を経ざるへからざるを以て検査院長にして剛正謹嚴なる者にあらされは公平なる監督を行ふ能はざるの恐ありて行政部に偏するの嫌なきと能はず

### 第四節 立法監督

立法監督とは立法部か初めに豫算案補充費非常費等の案を議定するに始まり司法監督の報告に依りて其當否を認定するに終はるものなり是を以て決算の認定は細微に



立入らず唯仕拂命令官の行爲か法律に背反するとなきや否やを監督するに止まり仕拂命令官の行爲か事實と合せるや否やは之を知ると能はず而して立法部は決算に對して不承認の權利を有するや否やと云ふに是等の權利なきに非すと雖も豫算施行上不正の行爲を發見せる場合に於ては別に仕拂命令官の責任を問ふの方法あるか故に承認を拒むか如きとあるへからず

以上叙述する所の順序を経たる後は茲に決算の公布を爲して始めて豫算は結了せるものなりとす終りに臨みて一二の注意を要するものあり即ち決算の時期は可成的速なるを要するものにして佛國の如きは決算の時期甚だ遅緩にして年度後七八年を経るの有様なるか故に施行の成績を審査するに當りて證據の湮滅或は責任者の死亡の爲めに十分なる審査を爲すの途なく財政の完全なる整理は得て期すへからず然るに伊太利の如きは打切結算の法を取るか故に結算は迅速に行はれ年度後六ヶ月を出てさるの有様なり然れども打切結算は年度に於ける歳出入を判明ならしむる能はさるか故に決して良法と謂ふと能はず普國に於ては結算を年度經過後二ケ年となすか故に佛國に於けるか如く又伊太利に於けるか如き弊害なきを得へし我邦に於ては結算時期に關しては更に何等の規定なしと雖も可成的速ならしめさるへからず次に注意す

へきは豫算監督にして其必要上述の如く重且つ大なるに拘はらず議會は議定の時に於てのみ精細緻密の調査を爲し結算の認定に至りては最も輕卒に看過するの弊あると是なり是れ各國立法部か往々免れ難き通弊にして斯の如くんは財政の整理は猶は百年河清を待つか如きものあらん歟



## 第六編 地方財政

## 第一章 收入支出

## 第一節 總論

抑も地方財政の整否如何は常に其自治體の發達進歩に影響するのみならず國家財政と最も密着の關係を有するものにして地方税も國税と同しく人民の負擔に歸するものなれば國税の組織か如何に完全なるも地方税にして不完全ならんか其弊害は延て國税の上に及ぼし財源を涸渴し産業の發達を妨害し一國の富力を萎靡不振に陥らしむるとなきを得ず殊に輓近各國の地方税を觀察するに其増加の速なる寧ろ國税の上に出て歐洲各國の地方税の總額は國庫歲入の三分の一若くは二分の一以上に達するものあり如此地方税は國税と密着の關係を有し人民の休戚に至大なる影響を及ぼすか故に往時等閑視せられたる地方財政は輓近財政學者の大に研究を怠らざるものと爲れり

地方財政に於ても國家財政の一般の原則を應用し得へしと雖も或る點に於ては間々齟齬する點を有せり往時中央集權の熾なりし時代に在りては地方の行政事務に至る迄皆中央政府の管理に屬し自治制の範圍は誠に狭少なりしと雖も政治の進歩は漸次行政上の權力を地方に分與し又實際中央政府の政務の多端なる到底完全に整理すると能はずして地方に委託したるもの少からず今地方團體の管掌すべき事務は如何なるものなるかと云ふに凡そ左の二種あり

第一 事務の性質に依りて地方團體に非されは完全なる施設を爲すに能はざるもの例之は普通教育、救貧事務、衛生事務、水利事務、及び自治体か自家の便利に供する瓦斯、電燈事業、街道事務、馬車鐵道事務、埠頭市場事務等の如き是なり

第二 事務の性質に依りて中央政府が管掌するよりは寧ろ地方團體をして管掌せしむるを適當と爲すものあり例之は司法事務、警察事務、戶籍事務、徵兵事務、土木事務等の如し

即ち第一の事務は地方團體固有の事務にして第二の事務は國家より委任せられたるものなり是等の事務は須らく自治體をして管掌せしむべきものなりと雖も又其國古來の習慣に鑑みると必要にして徒に他國の制度を模倣するに於ては甚しき弊害に陥るを免れず而して自治制度の完備は實に一國發達の根源にして殊に政黨内閣の制を取る邦國に於ては一國の施政は政黨勢力の消長に依て變動し中央政府は動搖し易き



か故に自治體の基礎にして鞏固堅牢なるに非されは一國を擧げて政争の衢と爲り國力の充實富強は得て期すへからず而して此緊要なる自治體の基礎をして鞏固堅牢ならしむるものは實に地方財政の整否如何に在るか故に是等の研究は決して忽諸に付するに能はざるなり

地方財政を論するに先たち地方團體の區分を説明せんと欲す地方團體は行政上と自治上より區分し行政上の區分は府縣郡にして自治上の區分は市町村とす又水利土木等の如き數町村に渉る事務の爲に作れる團體を稱して組合と云ふ組合は獨立の經濟を立て法人たるの資格を有するものなり

## 第二節 支出

地方團體の事務は既に前節に述べたる如し而して其内自治體即ち市町村か必ず各別に負擔せざるへからざるものは自治體吏員の俸給、會議費、普通の教育事務、戶籍事務其他第一種に掲けたる自治體自家の便益に供する事務の費用なりとす水利、堤防、衛生、救貧事務の如きは大計畫を要し數市町村協同して之を行ふに非されは其目的を達するに能はざるか故に通常皆組合を設けて之を行ふ例之は我邦の水利土功組合英國の道

路組合、衛生組合、救貧組合等の如し中央政府の委任に係る警察、徴兵等の事務は通常行政區の事務に屬し英國に於ては是等の事務を州の治安裁判官に委任し我邦に於ても警察事務は府縣の事務に屬し徴兵事務は専ら郡をして之に當らしむ普國の警察事務は人口一千乃至二千人の住する地を劃して警察區を設け區長をして之を司らしむ司法事務も亦英國の如きは治安裁判官をして之を管掌せしむ右の外行政區の事務に屬し其負擔の行政區に歸するものは自治體又は組合の力の及はざる事務にして高等教育數多の自治體に汎く關係する所の土木事務及び救助事務等なりとす

## 第三節 收入

地方團體の收入には尙ほ國家の收入と同しく凡そ四種の財源ありて第一、地方團體の基本財産(其性質尙ほ官有財産に類せり)第二、地方團體の作業收入(其性質尙ほ官業に類せり)第三、地方税(其性質尙ほ國税に類せり)第四、入市税(其性質尙ほ關税に類せり)より成り此他不時の收入として國庫の補助金及び獻納金等あり以下之を論せん

### 第一 地方團體の基本財産

基本財産は森林土地建設物等より成り其内最も主なるものは森林なりとす森林は



各國に於て地方團體の共有に屬するもの甚た多し其例左の如し

佛國	二、〇七五、八八五 <small>町歩</small>
奧地利	一、三〇八、〇四八
普魯西	九九一、九二五
巴威里	三九一、三五七
白耳義	一五〇、七八〇

右の如く各國か多くの共有森林を有する所以のものは素と森林は其性質地方團體の基本財産として最も適當なるに由るものにして森林か官有財産として適良なる性質は共有林に於て亦之を見る殊に地方に點在する小森林に在りては其培養、保護、監督、収利上官有と爲すよりも寧ろ共有として地方團體之を管理するに於ては遙かに完全なるを得るか故に中央政府より地方團體に讓與するは得策にして地方團體も亦之を購入するの餘力あらは最も善良なる放銀物なりとす耕地及ひ貸家に供せらるゝ建設物の如きも之を貧民に貸付するに於ては収入を得ると同時に救貧事務の一助たるを得へし

## 第二 作業収入

作業収入の主なるものは水道、瓦斯燈、電氣燈等にして或る場合には馬車鐵道、電氣鐵道等の如きも地方團體の作業として適當なるものなり凡て此種の作業は官業と同一く之か管理を掌る所の吏員其人を得されは私設會社の役員の如く營利に熱心ならざるか故に事務遲緩にして多少不經濟なるは免れずと雖も之を私設會社に許可するに於ては利益壟斷の弊に陥り人民に非常の不便と損害とを被らしめ又之か検査監督困難なるか故に初めより團體の事業として經營するを優れりとす加之是等の事業は繁盛なる市に於ては其収入甚た巨額を得るか故に重き地方税を賦課せざるも能く經費を支ふることを得るの利益あり

## 第三 地方税

地方税は地方財政上の最も主要なる収入にして其徵收方法に依りて獨立税と附加税とに分つ獨立税とは地方の行政廳と地方會議とに依りて決せられたる獨立の租税にして附加税とは國税に附加して徵收する所の租税を云ふ然れども獨立税には一定の制限ありて地方團體の隨意に如何なる種類の租税をも起し得へきに非ず中央政府の統轄の下に立ちて課税權に種々の制限を被るものなりとす蓋し地方税の賦課は前きに述べたるか如く國税と最も密着の關係を有し妄りに地方税を以て重き



課税を行ふに於ては國稅の財源を殺くの恐あるか故に中央政府に於て毫も之を控制せざるに於ては地方團體は其眼界狹少にして汎く一國全体の利害を顧す唯一地方の利益にのみ偏するに至るへければなり英國に於ては中央政府の収入は専ら重きを間税に置くに反して地方税は不動産に課する直税に依り國稅に對して獨立し郡稅村稅救貧稅を賦課す其起源は第十六世紀に於て救貧稅を賦課したるに始まれり救貧稅の賦課法は各人所有の不動産の所得額を調査し其所得額中より之か維持の爲めに要する經費を控除したる純所得を標準として賦課するものにして治安裁判官の監督の下にある救貧事務官之を管掌す而して其他の地方税は皆救貧稅に基きて課税せり北米合衆國に於ても地方税は獨立税にして中央政府の干渉を受くるとなし之に反して佛國の地方税は國稅中にて四大直税即ち地租、分頭動産税、門窓税、營業税の附加税として徴収するものにして政府の官吏をして之を管掌せしめ亦其附加税の税率には一定の制限ありて地租、分頭動産税の附加税は百分の五、營業税の附加税は百分の八を徴収し得るものと爲せり此他佛國の地方税中には犬稅、劇場稅、夜會稅等あり普國に於ては附加税と獨立税とを並課し附加税は收穫稅(地租、家屋稅、營業稅)及び所得稅に附加するものにして收穫稅の附加税は國稅の五割を超過する場合に

は自治体は縣參事會の認可を受くべきものなりとし所得稅の附加税は如何なる場合に於ても之を賦課せんとするには縣參事會の認可を経べきものと爲せり此他地方の獨立直税として地租、家屋稅、家賃稅、所得稅等あり總て是等の獨立税は之を新設し若くは變更するに當りては一々高等政廳の認可を経べきものとせり如此英米等に於ては自治體の權力強大にして専ら獨立税に依り大陸諸國に於ては普佛其他皆附加税に重きを置き中央政府は嚴重に之か監督を爲すを見る今是等兩制の得失を左に論せん

附加税の長所を擧ぐれば

- (一) 附加税は課税額一定し徴収甚た容易なるか故に徴収上の手數費用を省くことを得
- (二) 附加税は國稅の多寡に比例するか故に地方團體は其収入を増加する爲めに國稅の逋脱隱蔽を精密に檢査し大に國稅の負擔を公平普及ならしむるを得
- (三) 附加税は中央政府の監督十分に行はるゝか故に地方財政の基礎を鞏固にし健全なる自治體の發達を見ることを得
- (四) 獨立税を課すべき財源なき地方に於ては附加税に依るの外なし



附加税は右に述ふるか如く凡そ四箇の長所ありと雖も亦短所なきに非す即ち附加税は國税に準據するものなるか故に國税にして不公平不完全なるときは其弊害をして愈々甚しからしむるに至るを免れず例之は地租の如きは經濟上の變動に依りて大に其純収入に増減を來たすものなるか故に之に附加税を課するに於ては偏重偏輕益々甚しきに至る營業税の如きも亦之と同しく營業所得は精細に知ると最も難きものなるか故に多少の不公平は到底免れざるものなれば附加税は不公平を甚しからしむるものなりと謂ふへし如此獨立税附加税共に長所と短所とを有すと雖も素と各國特別の事情に由りて附加税の適すとあるへく又獨立税の優れる場合もあるへしか故に其國の事情に鑑ると緊要にして一概に斷論すると能はず然れども一般の上より之を見るときは附加税と獨立税とを適宜に並用し中央政府が適當なる監督を行ふは自治體の健全なる發達の爲に必要なりと謂ふへし

次に附加税は如何なる種類の國税に附加すべきものなるかと云ふに可成的間税を避け直税を撰ふべきものなりとす蓋し間税に在りては其徴収甚た困難なるのみならず収入額變動し易くして豫期し難きものなればなり而して又直税中に於ても最も負擔の公平にして且つ普及なるものを撰はざるへからず何となれば國税にして

不公平なれば附加税も亦不公平なるを免れざるか故に其弊害を愈々甚しからしむへく普及の租税に非されは或る一地方は多額の附加税を徴収し得るも他の地方は其収入甚た僅少にして或は地方團體の經費は一に少數の人のみにて負擔するの不公平に陥るとあればなり各國の制度を見るに地方税の大部分は土地の負擔にして英國に於ては前に述べたるか如く最も不動産の負擔額多く地方税總額の七割五分以上を占め魯國は六割奧國は五割強佛國は殆ど三割なりとす

獨立税は又徴収したる租税を支出する方法に依りて二種に分る一は一般税と稱し通常行はるゝものにして其収入は總収入の内に繰込み必要に應じて支出するものを云ひ他は特別税若くは目的税と稱し豫め特定の費途に充つる目的を以て徴収する租税を云ふ該税は即ち収支組合法に依るものにして甲税の収入を乙の事業に支出流用することを許さず又乙税の収入を甲の事業に支出流用することを許さるものなり英國の地方税は多くは此特別税より成り救貧税、水道税、下水税、警察税、道路税、點燈税等一々皆其目的に依りて特別の租税を徴収せり該税は其支途明なるか故に人民は之を納むることを嫌思せず又監督細密に行はるゝの長所ありと雖も嚴重に特別税を行はんとするには一々事務を分ち吏員の多數を要するか故に之か經費は甚た



多く加之甲税に於て假令剩餘を生ずるも之を他に流用することを許さるるか故に剩餘金を抱て事務の澁滞を招致し甚た不經濟の財政策と謂はざるを得ず是を以て英國に於ても漸次特別税を廢止し今日其大半は救貧税の附屬に止まり唯名のみに過ぎざるもの多きに至れり

地方税の國税と異なる點は國税に在りては皇族及び官廳に課税するとなしと雖も地方税に於ては之に課税するにあり又奢侈品の課税等凡て國税の及はざる細密の財源に迄賦課するを得るものなりとす

#### 第四 入市税

以上地方税の直税に就て略述したるか故に間税即ち入市税に就て少しく述ぶる所あらんとす入市税とは市府に關門を設け之を通過して其市府内に輸入する貨物に對し租税を賦課するものにして恰も關税の如く租税は貨物の價格に添加して消費者に歸着する一種の間税なりとす該税は中古封建時代の遺物にして當時歐洲諸國に於ては獨立市府互に相對峙し市府外より輸入する貨物に課税し一は財政上の目的に由りたりしと雖も主として自市府の産業保護を目的と爲せり然れども國家の統一行はれ經濟組織の漸く進歩するに及んで入市税の弊害多きを覺り漸次之を廢

止し今日尙ほ之を存するものは伊太利、西班牙、普魯亞、佛蘭西等の數國に過ぎざるに至れり而して就中現時最も盛行はるゝは佛國にして入市税を賦課する市府町村の數は千五百以上ありて其収入も亦甚た多く殆ど三億法に達せり如此入市税は収入巨額にして地方税の一財源たるを得へしと雖も其弊害は甚た多し左に重なるものを擧ぐれば

(一) 入市税は内國に税關を設くるものなるか故に關税と同しく貨物の運轉交換の自由を妨げ經濟自然の發達を阻礙し弊害の多き却て關税に超ゆるものあり或る者は是に由りて府外の貨物を排斥し府内の産業を保護すへしと唱ふる者あれども其拙劣なる尙ほ外國貿易に於て輕卒なる保護税を課すると毫も異るとなし

(二) 入市税は脱税の爲めに種々の惡風を生し德義の壞敗を誘起するものにして脱税詐僞百出するか爲めに通行人の懷裡に至るまで詮索するの苛虐不法に陥るとあり

(三) 入市税は其税額丈輸入貨物の價格を騰貴するか故に府内人民の購買力を減殺し又多額の収入を得るか爲めには日常の必需品に課せざるへからすと雖も此の如くすれば貧民をして愈々生計を困難ならしめ之か爲めに一方には救貧事務の經



費を増加するを以て勞して効なく得る所は唯た經濟上社會上に弊害を流布するに過ぎず

(四) 入市税は其徴收費甚た巨額なるか故に他の弊害なしとするも善良なる租税と謂ふと能はず即ち佛國の實例に徴するに「ポルドー」にては収入額の一割六分を費し「マルセール」にては一割四分を費し最も少き巴里にても尙ほ殆ど六分を費し全國の總収入額と徴税とを比較すれば八分以上に達せるを見る

(五) 入市税は貨物の運轉交換を阻礙するか故に其の販路を閉塞し消費税の國庫収入を減殺するに至る

以上述ふる如く入市税は幾多の弊害伴ふか故に既に之を施行する邦國に於ては地方財政の許す限り速に廢止すべきものにして未だ此租税の設けなき邦國に於て之を新設せんとするか如きは平地に波瀾を起すの愚擧にして人民の感情を損すると甚しく既に一八八六年西班牙「コルナ」府に於ては該税の爲めに人民の蜂起を惹起し兵力を以て僅に鎮定したるとあり

#### 第五 國庫補助金及ひ獻納金

是等は總て不時の収入にして國庫の補助は通常地方團體の力能く支ふると能はさ

る事業にして而かも其利益は獨り一地方のみに限らず廣く影響する場合に於て下付するものなりとす

獻納金は最も稀有のたにして其性質決して妄りに行ふべきものに非ざるか故に地方財政上之を説くの要なしと雖も獻納金は略は各人の資力に相應するものなれば或る場合に於ては必しも絶對に排斥すべきに非ず

#### 第四節 本邦の地方税

我邦に於ては往時封建時代に在りて既に地方費を徴収して地方團體か共同の事業に用ひたるとありしと雖も初めて地方税と稱して租税を徴収したるは明治六年以來にして同年地租改正條例を制定するや郡村入費の地所に課するものは地租三分の一を制限と爲すとを定めたり明治八年に至り従來行はれたる種々の雜税を廢し營業上保護を要するものは地方官に於て府縣税として課税することを許し十一年此れを地方税と改め十三年に至り更に種々の改良を施したるものは即ち現行の地方税規則にして税目を三種に區分し第一。地租に三分の一以内第二。營業税及ひ雜種税第三。戸數割是なり第一は國税の附加税なれども第二及ひ第三は獨立税なりとす營業税は商業及ひ



工業に賦課する租税にして雜種税は之を十四種に分てり營業税雜種税規則第二條參看是等の租税は其初め税額に一定の制限を置きたりと雖も明治十五年の改正に由り其制限を撤去せり戸數割とは一家を構成する戸主に課するものにして他人の家屋を賃借するものにも之を課するか故に人頭税に類するものなりと謂ふへし然れども亦場所に依り戸數割に代ふるに家屋税を以てするを得せしむ

斯の如く地方税は以上三種の税目より成立し而して地租割を除くの外他の租税は各地方其税率及び徴収法甚だ區々にして一定せず然れども地方財政を調理する爲め先づ地方行政の經費を算定し其内より地租割及び戸數割若くは家屋税の収入を控除したる殘餘を補充する爲めに營業税及び雜種税を以てするは各地方を通して一般に行はるゝ方法にして是れ最も能く財政上の法則に合せるものと謂ふへし何となれば地租割、戸數割、家屋税の如きは其税源永久的のものなりと同時に税率を妄りに變動するに能はざる性質のものなるか故に其不足の分は屈伸力ある營業税及び雜種税を以てすれば容易に且つ公平に補充するを得へければなり而して地方税を以て支辨すべき費目は警察費、土木費、府縣會議費、教育費、郡區廳舎の建築費、廳費、吏員費、浦役場難破船諸費、勸業費、揭示發書諸費、地方税取扱費、府縣廳舎建築費、監獄費等なりとす

市町村の租税は國税、府縣税の附加税及び直間接の獨立税より成り地租七分の一其他の直接國税百分の五十を制限とし此制限以上の附加税及び間接國税に附加税を附加せんとする場合には内務大臣の許可を受くるとを要し又獨立税、使用料、手数料、(市町村の所有物、營造物の使用又は數個人の爲めにする事業に對して徴収するものを云ふ)の新設増額變更に就ても一々許可を経へきものなりとす今其重なるものを擧ぐれば地價割、營業割、戸數割、家屋割、雜種割等にして専ら地方税の附加税として徴収するものなり而して地方税の徴収額は明治二十二年の調査に據れば府縣市町村を合して三千四百萬圓以上に達せり

## 第二章 地方債

### 第一節 總論

抑も地方債とは地方團體の負債にして國債とは大に其性質を異にし國債に在りては政府は主權者の權能に依りて之を發行するものなりと雖も地方債は法律に依りて起債權を有するものに非されは之を發行するに能はず従て地方團體か負債を起したる場合に於ては常に中央政府の監督を受けざるへからず是れ素より當然のことにして地方



財政の整否如何は直接に國家財政に影響を及ぼし若し地方團體にして負債の爲に非常の重税を賦課するか如きとあらんか地方の衰退を招致し國力を萎靡せしむるのみならず爲めに中央政府の歳入は直ちに減少するを免れず而して地方債の額愈々増加して遂に償還の義務を全うすると能はざる場合に至らんか政府は其債主に對して適當の保護を與ふるの責務あればなり是を以て何れの國に於ても地方債の發行を地方團體の自由に任せず普國に於ては市町村か新たに負債を起し若くは現在の負債を増加する場合には縣參事會の認可を受くるとを要し英國に於ては地方政務院に請願し其許可を受くべきものなりとし佛國に於ても亦監督官廳の認可を経べきものなりとせり米國に於ては別に上級官廳の認可を受くるとなしと雖も各州の法律を以て嚴重に起債權を制限し地方債總額は自治體の地價若くは課税物件の何割以上に超過すべからずと定めたるものあり又我邦に於ては府、縣、郡、市、町、村制に於て従前の公債元金を償還する爲め天災事變の爲め又は自治體永久の利益の爲めに通常収入を増加するに於ては人民の負擔に堪へざる場合に限り之を起すとを得るものとせり

次に地方債の目的は大に國債の目的と異り中央政府か起す所の負債は重もに一國の獨立を保ち安寧を維持するか爲めに募集するものにして起業の爲めにする國債は唯

僅に全國劃一の施設を要する鐵道、電信の如きを除くの外誠に稀なりとす然るに地方債に在りては之に反して殆ど自治體の安寧秩序の爲めに募集するものなく皆悉く起業の爲めに起すの有様にして此傾向は政治の進歩と俱に益々其區分を明にするに至れり今何故に如此中央政府は單に一國統治上必要なる負債のみを起し起業は擧げて之を地方團體の施設に委ぬるやを原ぬるに是れ則ち政治の進歩殊に代議政治の結果にして代議制の邦國に於ては國家の施政は議會の協賛を要し而して其議會を組織する代議士は各地方の撰出に係るものなれば若し中央政府か地方に恩惠を與ふる所の事業に至る迄自から之に當らんか代議士は地方的感情の爲めに結托連合して國家全體の利害財政の窮厄等を顧す頻々として地方の事業案は議會に現はれ其結果財政は非常なる膨張をなし浪費盛に行はれ人民の負擔は益々重く遂に財源涸竭財政紊亂の困厄を避くると能はざるへし是を以て今日に於ては此弊を避くるか爲めに間接には國家全體の利害休戚に關する事業と雖も可成的地方團體をして之を爲さしめ道路、堤防、河川、港灣の修築より教育、衛生等の事務に至る迄政府は多く之に當らす地方團體の事業と中央政府の事業との間に漸次分界を立つるに至れり



## 第二節 各國地方債の現況

聽て文明諸國に於ける地方債の狀況を視るに其額は輒近實に著しき増加を爲し米國の如きは殊に著しく一八七〇年には郡市町村學事組合の負債合して五億一千五百萬弗なりしか僅に十年を出てすして一八八〇年には八億二千二百十萬弗に達せり英國に於ても愛蘭を除きて一八七五年地方債總額九千三百磅なりしか爾後十三年を經一八八八年に於ては一億九千三百磅即ち一億磅の増加を見るに至れり佛國に於ても亦之と同じく一八六九年には巴里府を除きて他の地方團體の負債は五億二千四百萬法なりしか一八七六年には七億五千七百四十萬法に増加するに至れり又我邦に於ても明治二十七年末の調査に據れば府縣及び市町村債を合せて一千〇六萬四千餘圓なりしか明治三十年末に於ては遽かに増加して一千五百六十八萬四千餘圓に上れり如此孰れの國に於ても地方債の増加は實に驚くべきものあり而して更に其増加の趨向を探究するに都市負債の増加は郡村負債の増加に比すれば一層著しきものあり即ち合衆國に於ける一八八〇年地方債總額八億二千三百十萬弗の内郡村學事組合及び人口七千五百人以下の都會の負債は合して僅に一億六千八百三十萬弗にして殘額六億四

千三百八十萬弗は皆人口七千五百人以上を有する都會の負債なりとす又佛國巴里府の如きは一八六五年には僅に六千萬法なりしか一八八〇年には二十二億九千五百萬法に達し其間一八七〇年兵燹の禍を受け之か修繕の爲めに巨額の經費を要したりしと雖も尙ほ驚くべき増加と謂ふへし而して英京倫敦は巴里の如く非常事變に遭遇したるとなきも其額は四千萬磅の多きに達せり如此各國地方債の大部分は繁盛なる都會の有にして其増加殊に著しきは果して如何なる原因に基するか是れ實に地方債研究上忽にすへからざる要點なりとす

今其原因を探究するに凡そ二箇の原因あるか如し即ち第一は都市の人口増加し都市生活の程度及び規模の高大を來せるに因るものにして僻陬の生活よりも都市の生活を喜ぶは人の常情なるか故に自から都市四近の人民は都市に向て居を移し殊に輓近交通の發達は此移住を容易ならしめ又都市に於ける各種事業の勃興は大に勞働者其他の人民を招集して今日の驚くべき増殖を爲すに至れり既に如此人口にして増殖せんか勢ひ之か爲めに施政上の經費は増加を來し又大に都市の體裁を壯麗にするの必要を生し市街の配置、官衙の建築、公園の築造、其他水道、瓦斯、電燈、學校、病院等總て之を完備して以て其都市の體面を修飾せんとするに至れり茲に於て都市の財政は勢



ひ膨大を來たさるを得ず<sup>第二</sup>。の原因は獨占的の事業を地方團體の有に歸したるに因るものにして例之は水道、瓦斯、電燈の如きは皆各人生活上の必需品にして又獨占的性質を帶ふるものなれば是等の事業を一個人若くは私設會社の經營に放任せんか會社專横の弊は實に甚しく其價の如きは全く會社の命令的に定むる所と爲り一般人民の被る不利益は決して少からず而して是等の弊害を矯正する爲めに配當金に制限を付し若くは一會社に之を任せず二三會社を並立せしむへしと説くものゝれとも或は空株券を發行して利益を隱蔽し又會社は互に其利益を保護する爲めに合同を爲し到底矯正の目的を達し得へきに非ず是故に何れの國に於ても是等の事業は多くは地方團體の事業と爲さるはなく英國に於ては全國水道の半數、百二十五の瓦斯事業、二十七の市街鐵道は皆市の有にして米國に於ても五百四十四の水道、五箇の瓦斯事業は市自から之を營み獨逸に於ても水道は皆悉く市の有にして又二百二十の瓦斯事業を營めり如此獨占的の事業は多くは市の事業と爲すか故に従て之か敷設に要する經費は巨額にして到底普通の地方税を以て支給すると能はず故に茲に地方債募集の必要を生ずるに至れり而して是等の事業を以て地方團體の施設に任したる所以のものは單に其獨占的の事業たる理由のみに非ずして凡そ是等の事業は營利的のものにして多額の

益を得へきか故に一には日に月に増加する經費の一財源として地方團體自から之に當るものと云ふへし故に地方團體の事業としては必ず左の三箇の要素を具有せざるへからず<sup>第一</sup>。地方團體の事業は事業の經營上危險損失の恐れなきものならざるへからず<sup>第二</sup>。地方團體の事業は多少の収益之に伴ふへきと<sup>第三</sup>。地方團體の事業は私人若くは會社に任するに於ては公共の利益に危害を及ぼす恐れあるもの是なり

### 第三節 地方債借入の方法

地方債借入の方法に就ては大に國債と其趣を異にするものあり即ち國債に在りては其借入方法種々ありと雖も就中最も善良なる方法は一般募集に在ると既に述べたるか如し然るに地方債に在りては一般募集は甚だ困難にして容易に其資金を得ると能はざるの恐あり其然る所以のものは<sup>第一</sup>。地方團體の信用は國家の信用の如く大ならざるにあり是れ殆ど説明を俟たざる所にして中央政府の募集する國債は彼の土耳其、埃及の如き財政破産の淵に陥れる邦國に在りても外人は相當の條件を以てすれば尙ほ之に放資する者あるへしと雖も地方債に於ては歐洲の大都市にして其信用最も確實なるものに非されは外人にして之を所有するものなきを見て明なりと謂ふへし<sup>第二</sup>。地方



債は債主は元利の仕拂を受くるに當りて之を受取るに煩雜なる手数を要するとは是なり即ち國債に在りては國內至る所に於て國庫金仕拂局若くは官衙の手を経て元利の仕拂を受くるを得へしと雖も地方債は遠隔せる地方の所有者は募集せる地方政府に就て之を受取らざるへからざるか故に大に不便なき能はず此に於て英國政府の如きは此不便を救ふか爲めに地方政務院か地方團體に代はり國會の協賛を経て國債を募集し之を地方團體に貸付くるの方法を取れり是れ甚た便利なる方法にして地方團體は地方債の借入及び増加を爲すに當りては必ず地方政務院に申請して其許可を受くるを要し地方政務院は之を許可するに當りて先づ資金の用途及び其償還方法を立案し之に添ふるに地方團體財政の現況起債の能力既に起せる負債の多寡に就きて最も明細なる申告を爲さしめ尙ほ地方政務院自から詳細なる調査若くは尋問を遂げ満足なる結果を得るに非されは之に認許を與へず而して又之に認許を與へたる上は其發行する證券は地方政務院の指示する證券若くは官印を押捺したるものに非されは効力を有せざるものと爲せり英國に於ては中央政府の監督此の如く嚴重なるか故に地方團體の財政を紊亂し元利仕拂の期限を誤るか如きとなく又妄りに租税を増徴して人民を窘め地方の發達を阻礙するか如きとなきを得へく中央政府に於ても之

に資金を貸付して毫も危険の恐あるとなし

佛國に於ても其方法英國に類する所あれども亦稍々異れり即ち政府は一定の事業の爲めに特に金庫を設置し其資金は政府の貯蓄金及び殖すべき基金を以て之に充て尙ほ是等の資金を以て貸付に應ずると能はさるときは國債を募集して之に應ずるものにして地方團體の申請に應じ詳かに其用途及び財政の状況を審査し之に貸付くるものなり而して其貸付金利は國債の利息より多少低利と爲すか故に中央政府は地方團體の經費の幾分を負擔するものなりとす佛國政府は屢々此法に依りて貸付を行ひ一八六八年道路修築の爲めに特別金庫を設け又一八七八年學校建築の爲めに之を設けたるとあり

此他歐洲大陸諸國に於ては土地抵當銀行、農工銀行等か地方債の借入に助力を與ふる少しとせず元來此種の銀行設立の目的は農業、工業の如き永く資本を固定せしむる事業に對して其發達を計る爲めに年賦償還法若くは永き期限を以て貸付を行ふ爲めに政府は之に特別の補助を與へ或は債券發行の特權を附與して設立したるものなるか故に地方團體か起業の經費を求むる場所としては最も適當なるものなりとす此種の銀行の設立は輒近諸國に於て盛行はれ佛蘭西、獨逸、白耳義、伊太利の如き皆之を設け



我邦に於ても之に倣ふて明治三十年以來勸業銀行、農工銀行を設立するに至れり然れども其設立日尙は淺きか故に未だ其効果如何を見ると能はずと雖も管理方法其宜しきを得るに於ては一般農工業の進歩に裨益し又地方團體の發達を助くると決して尠からざるへしと信す現に佛國の如きは一八八三年の調査に據れば市町村か土地抵當銀行より借入たる金額は十一億千五百萬法の巨額に上れり

地方債借入の方法は略は以上述べたる如しと雖も地方債は往々種々の誘引の爲めに濫用の弊に陥るの恐あるか故に最も其起債を慎まざるへからず現に北米合衆國の如きは其濫用實に甚しく投機者は交通機關を完備し市街の裝置を壯麗にし地價を騰貴して以て其間に奇利を貪らんとし又奸猾なる官吏、地方會議員の如きは事業家と結托して一方に地方團體の事業を起さしめ之を受ふて利益を分配せんとするか如き私慾の爲に地方團體一般を犠牲にするの惡風頻りに行はれ一八三〇年より一八六〇年に至る幾多地方團體の事業は多くは皆廢滅に歸し其結果人民の負擔を非常に重うし一八八五年の調査に據れば地方債毎一人の負擔額紐育市は九十弗七十一仙、ピツボルク市は九十弗三十八仙、エリザベス市は百九十五弗にして、パス市の如きは實に二百十六弗六十九仙の巨額に上れり而して其人口を問へは僅に八千人を有する小都會たる

に過ぎず如此有様なるか故に人民の負擔は非常に重く人民は其負擔を免れんとして居を他の地方に移し人口次第に減少するに従て租税は愈々重きを加ふるに至り無謀なる地方債か米國地方團體の發達を害する少からずと謂ふへし

#### 第四節 地方債の期限及び其償還

地方債の期限に關しても又大に國債と異らざるへからざるものありて存す即ち國債に在りては天災、地變、内亂、外寇等の爲に何時巨額の費用を要するや測るへからざるか故に有期定額仕拂の如きは最も危險にして爲めに財政破産の不幸を來たすとなきに非ず左れば其期限は永遠を期し政府財政上の都合に由り先づ惡税の廢止を先きにし然る後漸次國債の償還を行ふへきは前きに述べたるか如し然るに地方の財政に在りては比較的中央政府の財政の如く不時の事變の爲めに収入支出に非常の變動を及ぼすと少きのみならず其事業は多くは皆公共の利益を増進し多少の収益を有するものなるか故に有期定額仕拂法若くは有期隨時仕拂法の如きは最も便利にして若し如此期限を定めて地方政府の義務を嚴格に規定せざらんか其償還は漫りに遷延するに至るへく加之種々の誘引は負債に負債を重ねるの狀を呈し其額愈々増加して人民



の負擔益々重く地方團體の人口は次第に減少して日一日に衰退を來し遂に米國の諸州か嘗て行ひたる如く負債の取消を爲すか如き暴行の已むを得ざるに至るなきを保せず而して如此甚しきに至らざるも尙ほ地方團體の發達を阻礙すると決して尠少に非ざるなり故に是等の惡弊を防遏するは最も緊要にして其防遏の方法は即ち一定の償還期限を付するに在り既に償還の期限にして確定せんか假令幾多の誘引に遭ふも漫りに之を増加するか如きは決して人民の首肯せざる所なるへければなり而して其期限は如何なる標準に據りて定むべきかと云ふに只管其償還のみを急きて一時に過重の租税を賦課するか如きは尙ほ惡税の廢止を後にして國債の償還を先きにすると同しく地方經濟の發達を害し地方政府の財源を涸渇するに至るへし故に其期限は資金を借入れて起したる事業に従ふて定むべきものなりとす即ち水道、下水、瓦斯、道路等の如きは大抵其保存年限に一定の期あるものにして其年限を經過し復た用ゆへからざるに至れば之を改築せざるへからず故に之か爲に起したる負債は遅くも改築の時期以前に於て之を償還すべきものなりとす今日何れの國に於ても法律を以て一定の償還期限を定め英國に於ては二十ヶ年となし佛國は十二ヶ年とし我邦に於ては府縣郡市町村制に於て据置期限を三ヶ年以内とし三十ヶ年以内を償還期限と爲せり

次に地方債の借換及び償還の方法は之を如何にすべきかと云ふに地方債に於ては殆ど之を借換するの必要なし何となれば其償還期限は右に云ふ如く短期のものなるか故に其期間に市場の金利に甚しき變動を來たすことなく又其募集は政府か軍事國債募集の場合の如く經濟界に擾亂を醸し財政膨張して多少信用を損するか如き非常の場合に在らずして經濟界の平靜なる場合に當り有利の事業の爲めに之を募集するものなれば高利の負債を已むを得ず起すか如きとなければなり加之地方債は若し其期限内何時にても負債主は借換を行ふとを得るものと爲すに於ては殆ど之か借入に應ずる者なかるへければ借換に依りて利子の差を益せんとするか如きは到底地方債に於て望むと能はざるなり

償還の方法に就ては國債償還法に於て最も拙策とする所の減債基金法は却て地方債に於て良法なるを見る蓋し地方債に於ては嚴重なる政府監督の下に立ち又其期限は一定する故に假令目前に基金を堆積するも之を他に使用すると能はず而して其償還は多くは有期定額仕拂法若くは有期隨時仕拂法なるか故に基金法は其期限を誤らす償還を行ふ良法なればなり

以上地方債に付て略ぼ之を論したるか故に終りに臨んで地方政府か地方債の償還仕



拂を怠りたる場合には如何に之に處すへきかを述べて本編を終らんとす英國に於ては往時自治體か其負債の仕拂償還を怠りたる場合に於ては債主は自治體住民の財産を差押へて損害を賠償し差押られたる住民は又自治體に對して損害賠償の請求を提起するものと定めたりしか是れ甚た不穩當なる規定にして地方債の負債主は決して個々自治體の住民に非ずして自治體其ものなるか故に債主は須く自治體に對して之か損害を賠償せしめざるへからず蓋し國債不仕拂の場合に於ては債主國は負債國の一部を占領し損害賠償を迫るの權なきに非ずと雖も國際法と國內法とは大に其趣を異にし一國內に於ける個人若くは法人間の貸借は中央政府に於て之か權利義務を遂行せしむるを得る力あるものなり然らば自治體か其仕拂を怠りたる場合には宜く當然の義務者たる自治體に對して之を要求し決して國際法に於ける債主國の權利を債主に對して附與すへきものに非ず故に今日に於ては英國に於ても地方債條例に於て地方債不仕拂の場合を規定し若し地方政府にして元利の仕拂を怠り其額五百磅以上にして期限後二十一日を経るときは權利者は訴訟を起すとの代りに若くは之に附帶して地方裁判所に收納官の任命を請求し收納官は時々裁判所の命令に従ひ地方収入より之を徴収し又地方政府の収入に關する諸書類は自由に之を審査するを得へ

く又仕拂ふへき額にして其財産に課する場合には收納官は財産の貸付料及び利益の収入より之を徴収し又抵當物件を有し之を賣却すへきものなるときは裁判所の指示に従ふて財産を賣却し以て不仕拂額及び收納官任命中の經費及び報酬を控除し尙ほ殘餘あるときは地方政府に還付するものと爲せり是れ最も穩當なる方法にして地方債不仕拂の救濟法は必ず如此ならざるへからざるものなりとす

## 財政學終



明治三十一年五月六日印  
明治三十一年五月十二日發  
明治三十二年二月廿五日印  
明治三十三年三月一日再版發行



### 發行所

### 大賣捌所

東京市神田區  
裏神保町七番地  
東京市神田區一ツ橋通り町  
東京市神田區表神保町  
東京市日本橋通三丁目  
大坂市南區鹽町四丁目  
大坂市東區備後町四丁目

書肆

明

法

堂

有八丸岡吉  
尾善島岡  
書書書書  
閣店店店店

著者

東京市芝區神谷町十八番地  
田中穂積

積

發行者兼

東京市神田區裏神保町七番地  
鈴木敬親

親

印刷所

東京市神田區錦町三丁目一番地  
同志社活版所

所

正價金貳圓







No. 235

財政学

全

田中穂積著

小サク


製本種別	上 綉
大きさ	B5
クロス	SP7

新

潟

最高裁図







W341  
TA84

最高裁判所図書館



000128939



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

### Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



### Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

